
高槻市こども計画

令和7年3月

高槻市

【 目 次 】

序章 はじめに…………… P 1

- 1 計画の背景・趣旨…………… P1
- 2 計画の位置付け…………… P2
- 3 計画の期間…………… P3
- 4 計画の対象…………… P4
- 5 計画の策定及び推進に向けて…………… P4
- 6 その他…………… P4

第1章 こども・若者や子育てを取り巻く状況…………… P 5

- 1～6 本市の人口・世帯及び女性の就労状況など…………… P5～8
- 7 子どもの人権について…………… P9
- 8～11 ひとり親世帯数、離婚率の推移など…………… P10・11
- 12～13 全国のインターネットの利用の状況など…………… P12・13
- 14～15 全国のいじめの認知件数、児童虐待相談対応件数…………… P13・14
- 16 本市の妊婦健康診査の利用状況…………… P14
- 17～22 本市の保育所、幼稚園、認定こども園などの利用状況等…………… P15～P17
- 23 本市の年齢別人口移動の推移…………… P18
- 24 本市での子育て意向…………… P18
- 25 本市の子育て支援サービスに対する充実希望…………… P19

第2章 計画の基本的な方針…………… P 2 3

- 1 めざすもの…………… P23
- 2 基本理念…………… P24
- 3 基本的な方針…………… P25
- 4 計画に示す取組・施策に関する重要事項（計画の体系イメージ）…………… P25

第3章 施策の展開…………… P 2 8

- 1 記載方法について…………… P28
- 2 本市の施策の内容…………… P30
 - 1 ライフステージを通じた重要事項…………… P30
 - 2 ライフステージ別の重要事項…………… P69
 - 3 子育て当事者への支援に関する重要事項…………… P95
 - 4 こども施策の共通の基盤となる取組…………… P107

序章 はじめに

序章 はじめに

1 計画の背景・趣旨

子どもや若者のみなさんは、一人ひとりがとても大切な存在です。
そして、自分らしく幸せに成長でき、暮らせるように、
社会全体で支えていくことがとても重要です。

こうした社会を目指して、国は令和5年4月に、子どもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めた法律、「子ども基本法」を施行しました。

わが国はこれまで、子どもに関する各般の施策の充実に取り組んできました。

本市としてもこれまで、子育て・教育施策を大胆に拡充してきた結果、合計特殊出生率は令和2年から全国平均を上回り、国が令和5年12月に公表した地域別将来推計人口における本市の2050年の推計人口は、5年前の前回推計から約2万7,000人増加する状況となっています。

一方で、国全体では少子化の進行、人口減少に歯止めがかかっていません。また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は深刻な状況にあります。

国としては、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務との認識のもと、子ども家庭庁の設置と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、子どもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、子ども基本法を制定し、本法において子ども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくこととなりました。

子ども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、子ども施策を総合的に推進することを目的に制定されたものです。

本市においても、こうした状況を踏まえ、子ども基本法に基づく市町村における子ども施策についての計画である「高槻市子ども計画」（以下「子ども計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法（令和4年法律第77号。）第10条に規定する市町村におけるこども施策についての計画（市町村こども計画）として策定しています。

市町村こども計画は、法第10条第2項において、国が策定するこども大綱及び都道府県こども計画を勘案して定めることとされており、国のこども大綱は、こども基本法第9条第3項において、

- 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

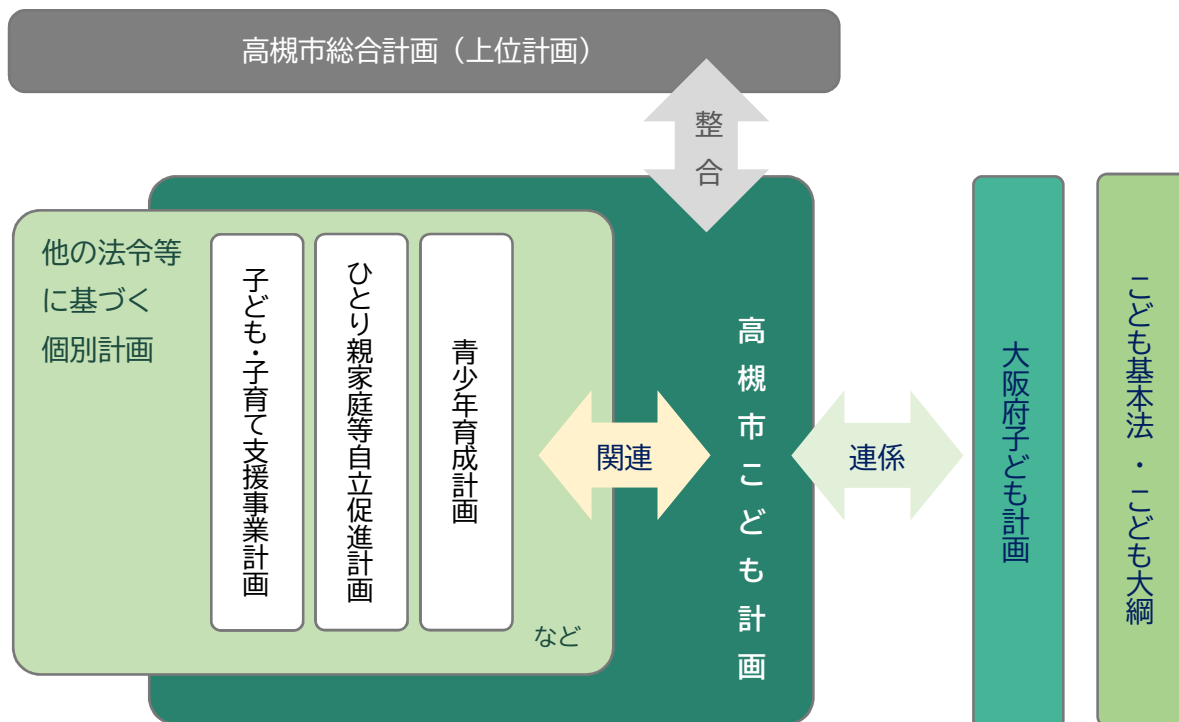
を含むこととされています。したがって、こども大綱等を勘案して作成する市町村こども計画にも、これらに相当する内容が含まれるものと解されていることから、これらを計画の内容に盛り込むこととします。

上記に加え、既に他の法令等に基づき策定され、こども施策に関連のある以下の個別計画については、それらを関連計画として位置付け、全体をこども計画とします。

- （関連する個別計画）
- ※五十音順
 - ・ 第2期高槻市教育振興基本計画
 - ・ 第4次・健康たかつき21
 - ・ 第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画
 - ・ 第2次高槻市子ども読書活動推進計画
 - ・ 高槻市産業・観光振興ビジョン実施計画
 - ・ 高槻市営バス経営戦略
 - ・ 第2次高槻市自殺対策計画
 - ・ 高槻市就職困難者就労支援計画
 - ・ 第2次高槻市障がい者基本計画
 - ・ 高槻市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画
 - ・ 第2次高槻市人権施策推進計画
 - ・ 高槻市水道事業基本計画
 - ・ 第2期高槻市スポーツ推進計画
 - ・ 第4次高槻市青少年育成計画
 - ・ 第2次高槻市男女共同参画計画
 - ・ (仮称) 地域共生ステーション整備基本計画
 - ・ 第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画
 - ・ 第四次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画
 - ・ 第2期高槻市文化振興ビジョン前期実施計画

そして、本計画は、上位計画である高槻市総合計画を始め、こども基本法に基づく都道府県こども計画（大阪府子ども計画）等との整合や関係を図るものです。

（イメージ）



3 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。なお、期間の途中で中間見直しを行うなど、必要に応じた取組を行います。

4 計画の対象

本計画の対象は、こども基本法に基づく「こども（※）」とします。

※法律上は「心身の発達の過程にある者をいう。」とされていますが、国が策定したこども大綱においては、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）と分けて示されています。

5 計画の策定及び推進に向けて

本計画の策定にあたっては、対象となる取組が全庁的かつ広範囲にわたることから、庁内推進体制である「高槻市子ども・子育て支援推進本部」において、内容の検討を図りました。

また、本計画の内容が、児童福祉に関する事項や子ども・子育て支援に関する重要事項に該当することから、市の附属機関である高槻市社会福祉審議会児童福祉専門分科会や高槻市子ども・子育て会議において、調査審議を行ってきました。

さらに、審議内容を踏まえた計画素案に対する意見提出（パブリックコメント）手続きを行い、必要に応じて計画内容に反映しています。

本計画の推進につきましては、引き続き市の附属機関において計画に記載された取組に関する進捗状況の調査審議などを適宜進めるとともに、こども基本法に基づくこども施策に対するこども等の意見の反映を適切に行いながら取り組んでいきます。

6 その他

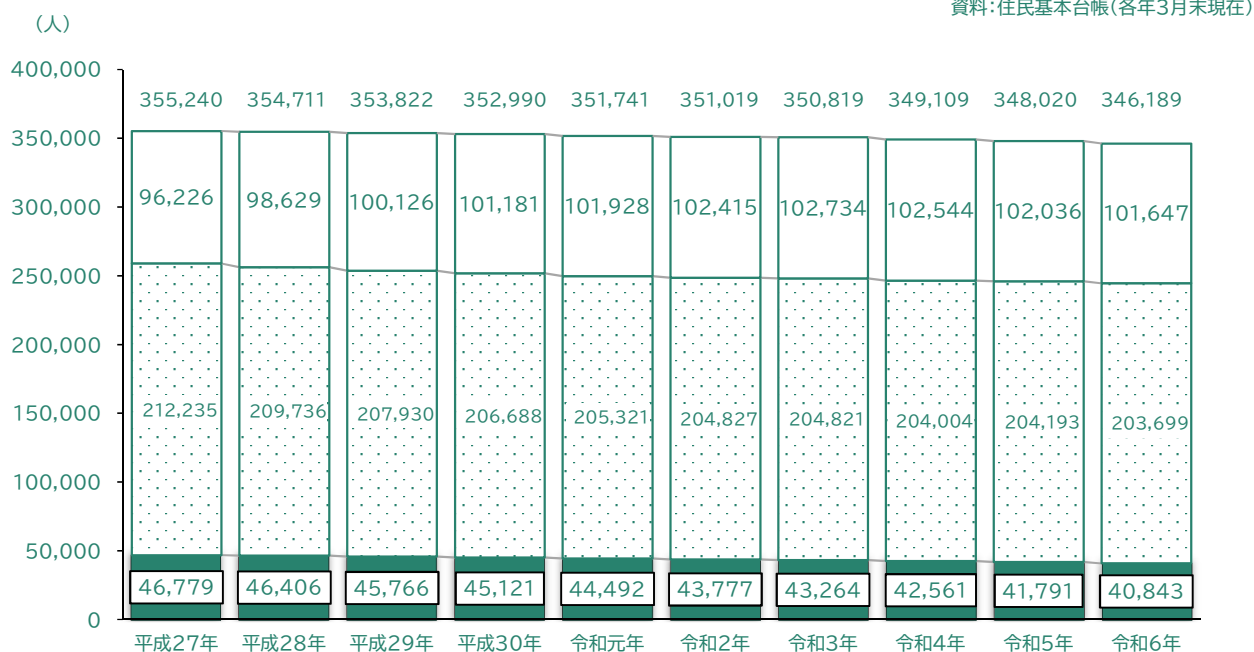
これより示している百分率や合計値について、端数処理等により100にならない場合があります。

第1章 こども・若者や子育てを 取り巻く状況

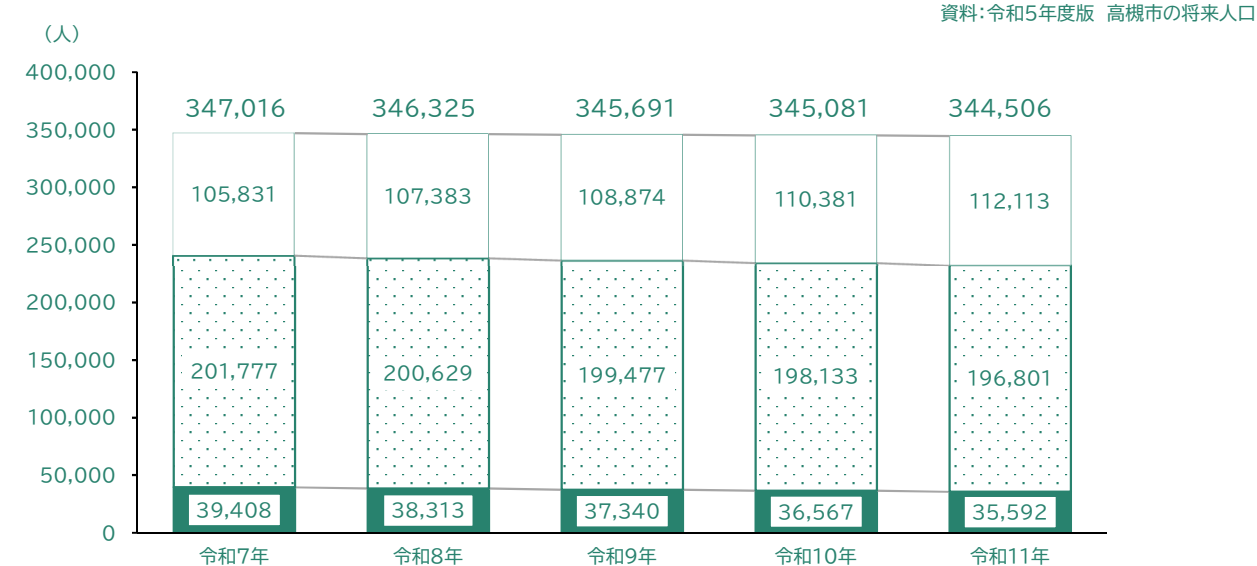
第1章 こども・若者や子育てを取り巻く状況

1 本市の人口構造

(これまで)

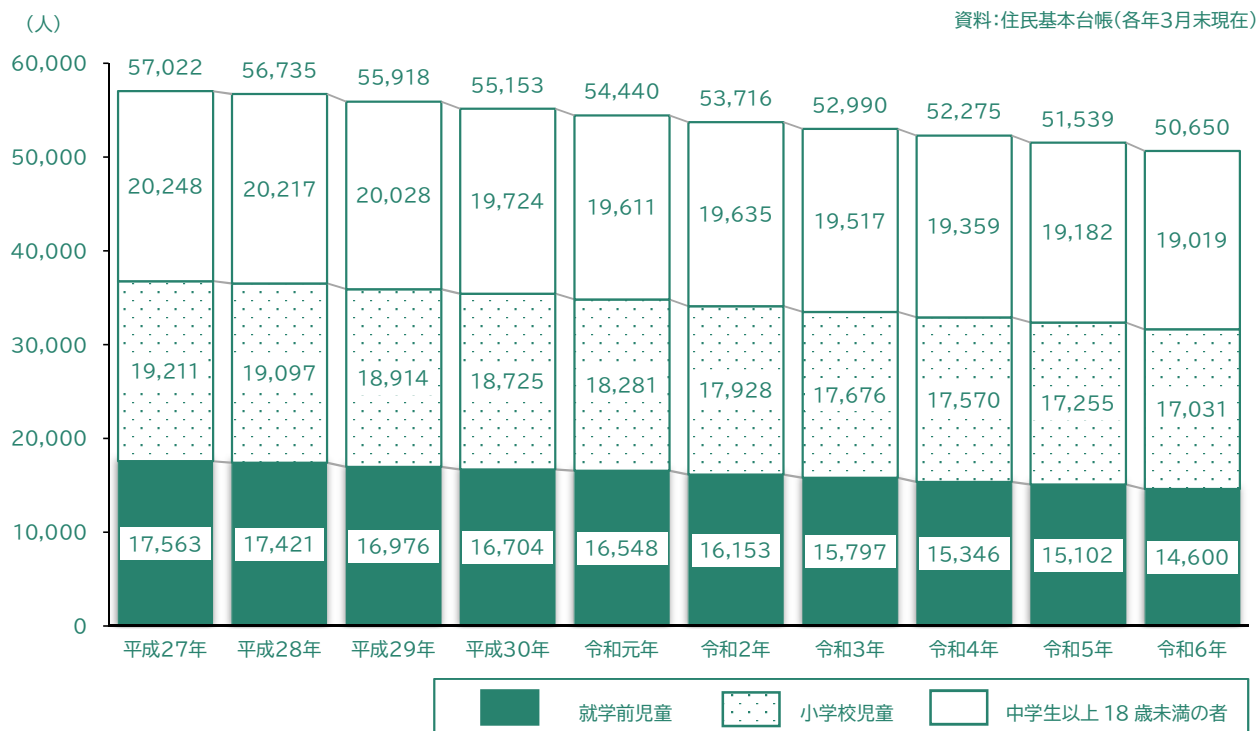


(これから)

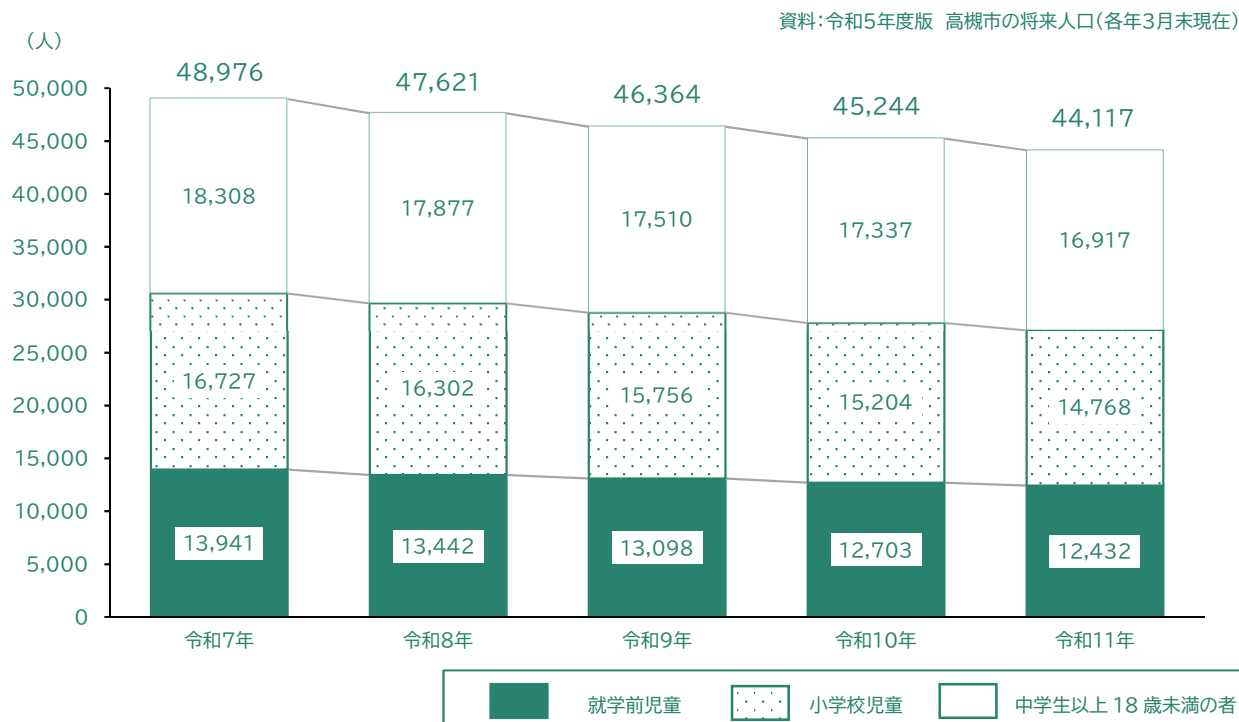


2 本市の児童人口

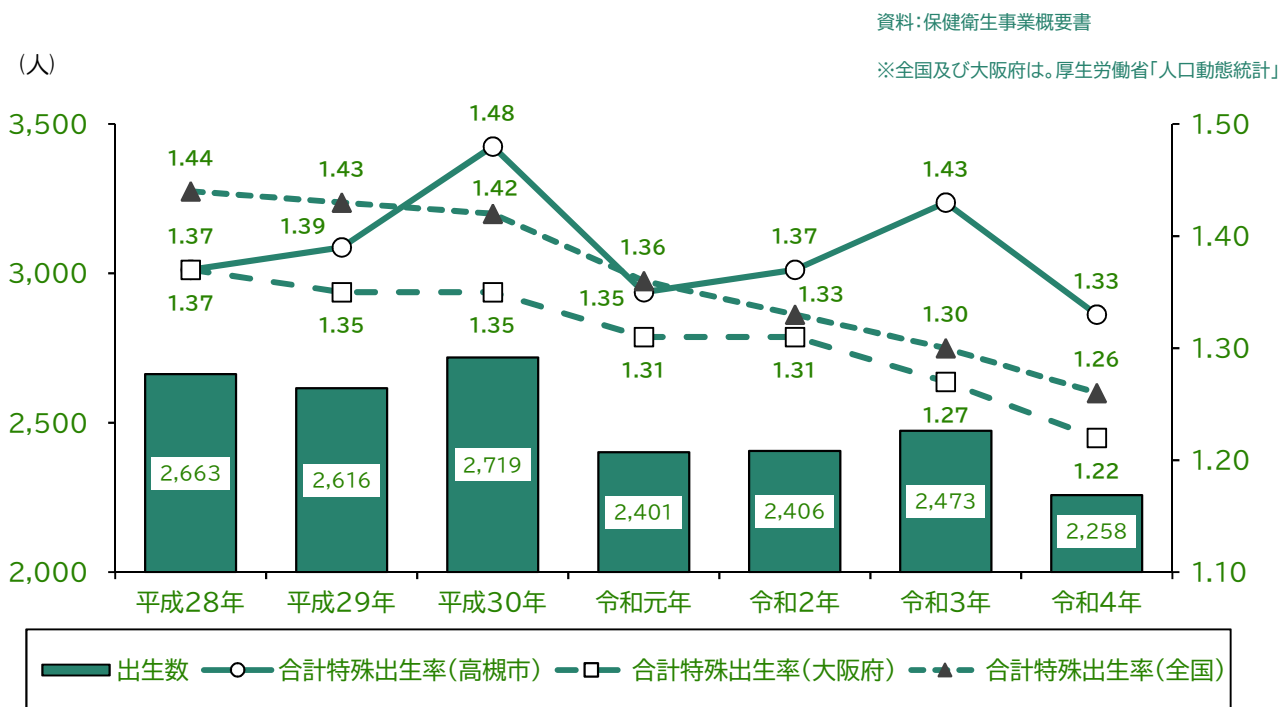
(これまで)



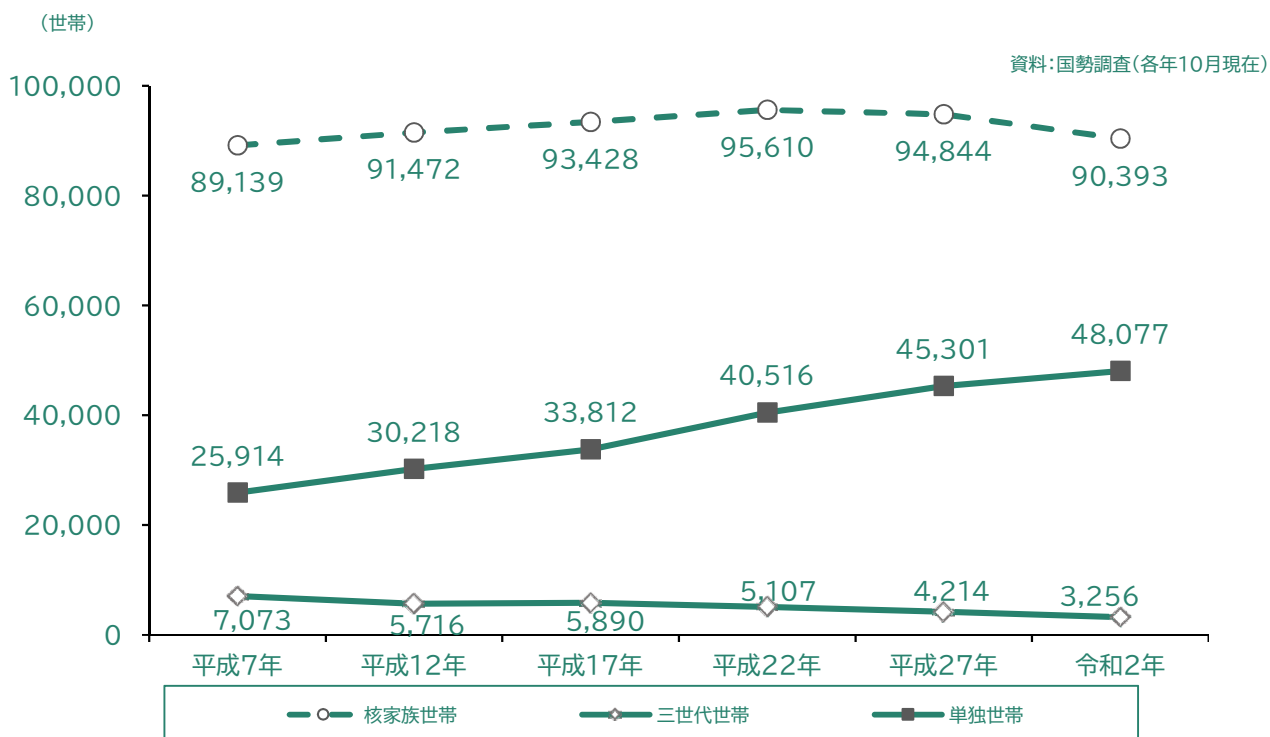
(これから)



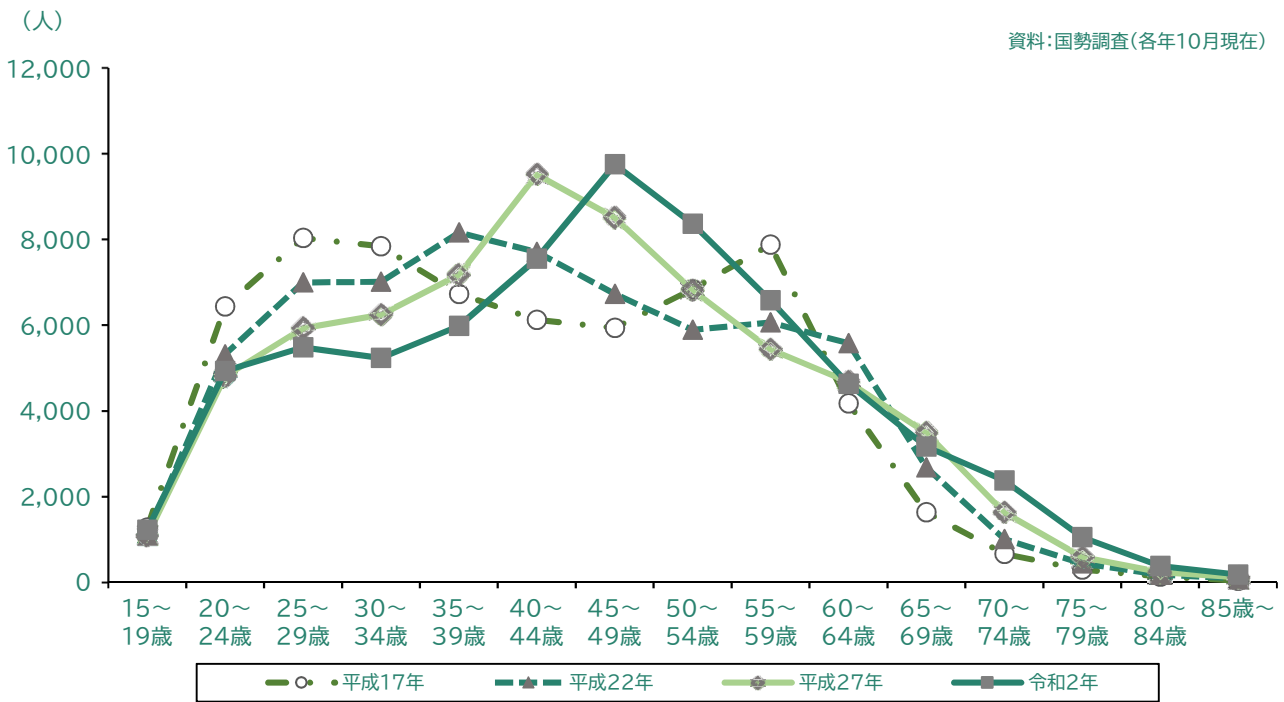
3 出生数と合計特殊出生率



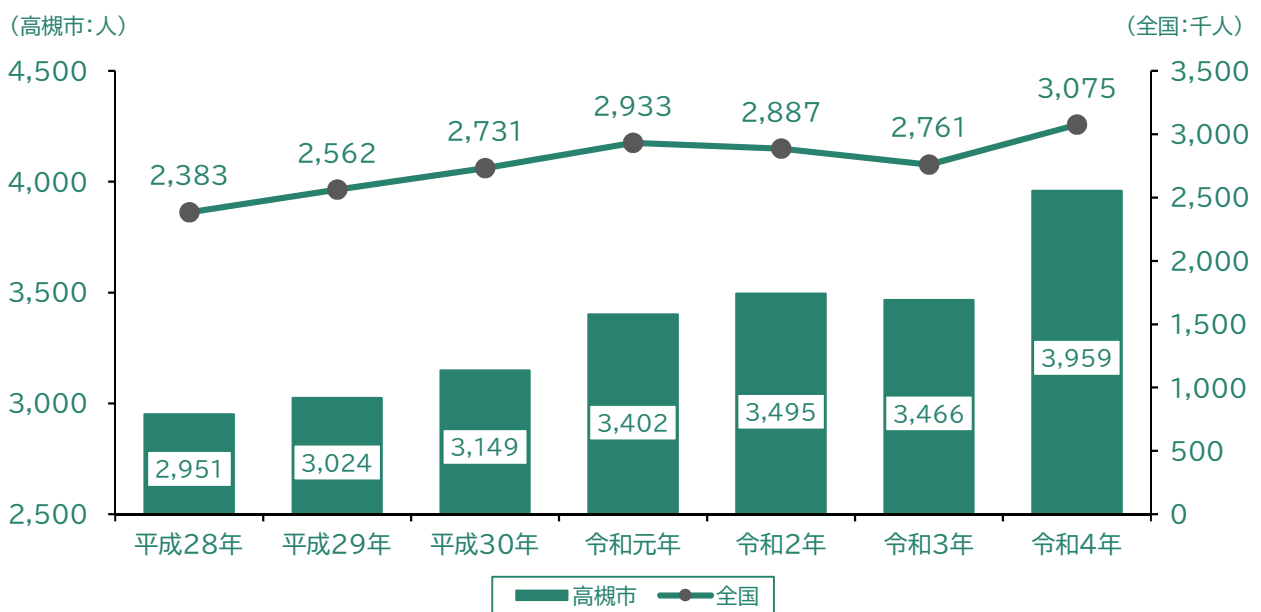
4 本市の世帯構成の推移



5 本市の女性の就労状況

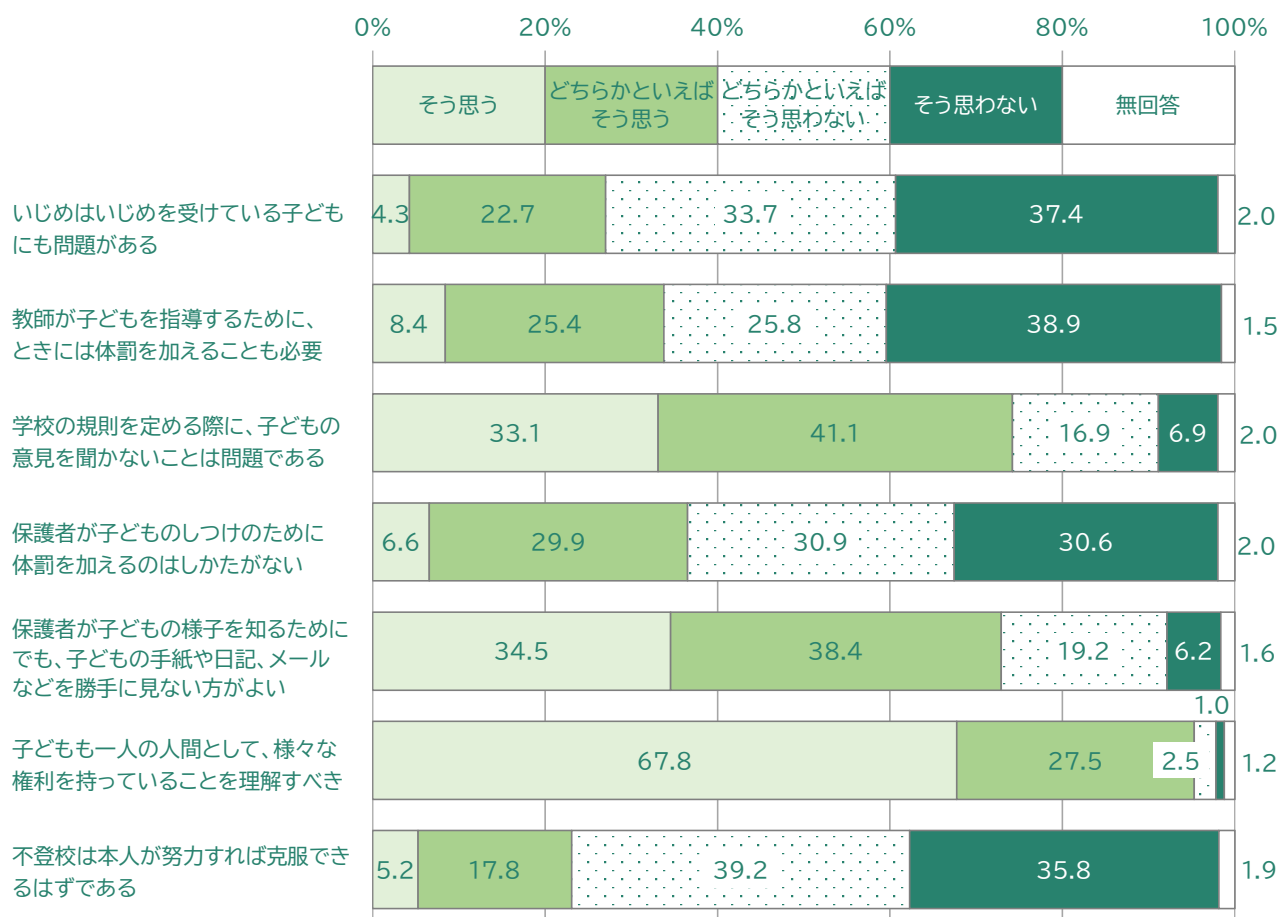


6 在留外国人の推移



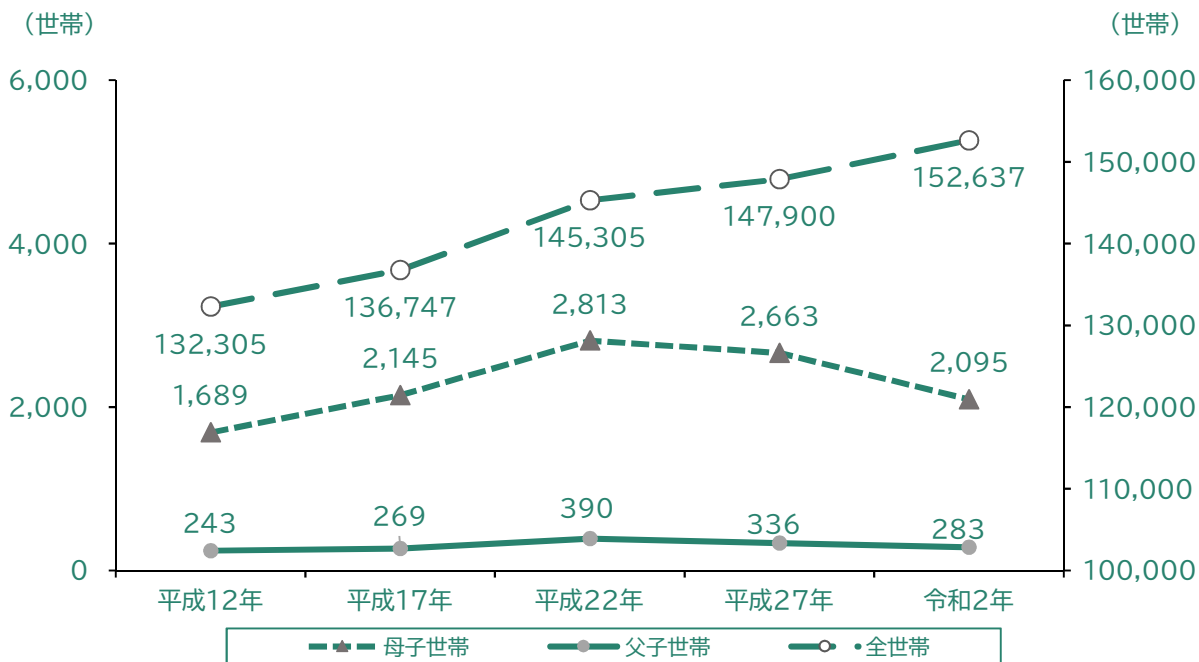
資料: 高槻市統計書(各年度末現在)、法務省「在留外国人統計」(各年末現在)

7 子どもの人権について



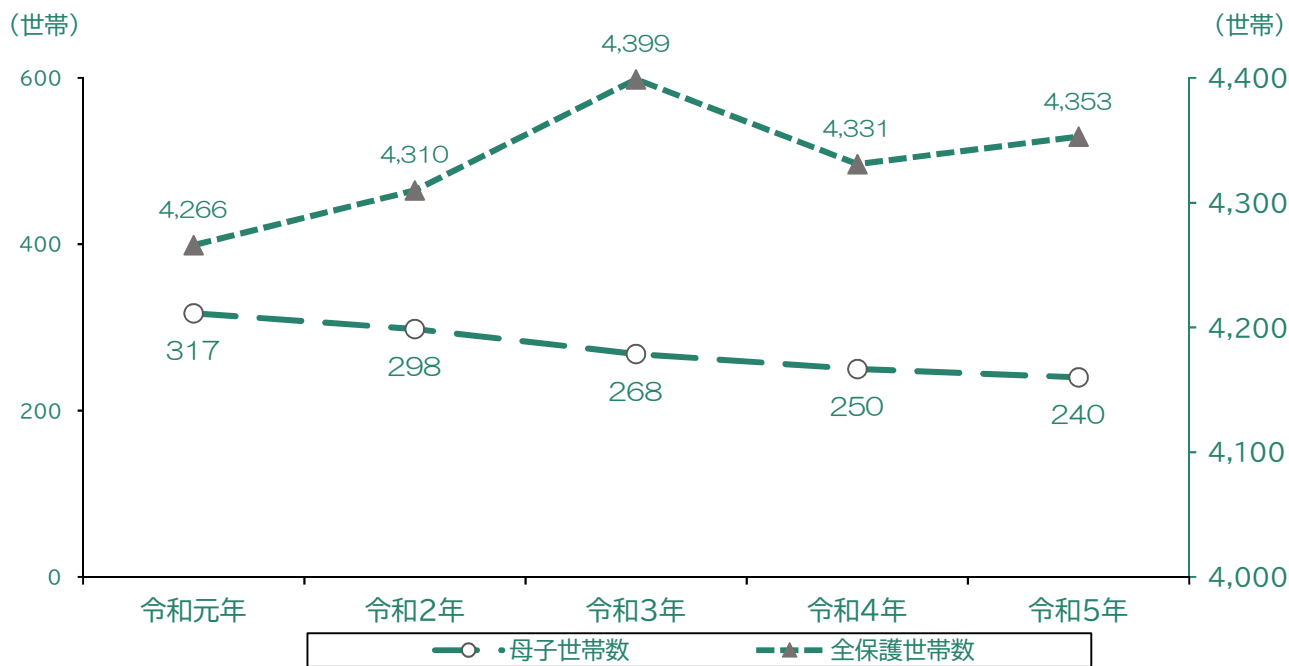
資料:第2次高槻市人権施策推進計画

8 本市のひとり親世帯数の推移



資料：国勢調査(各年10月現在)

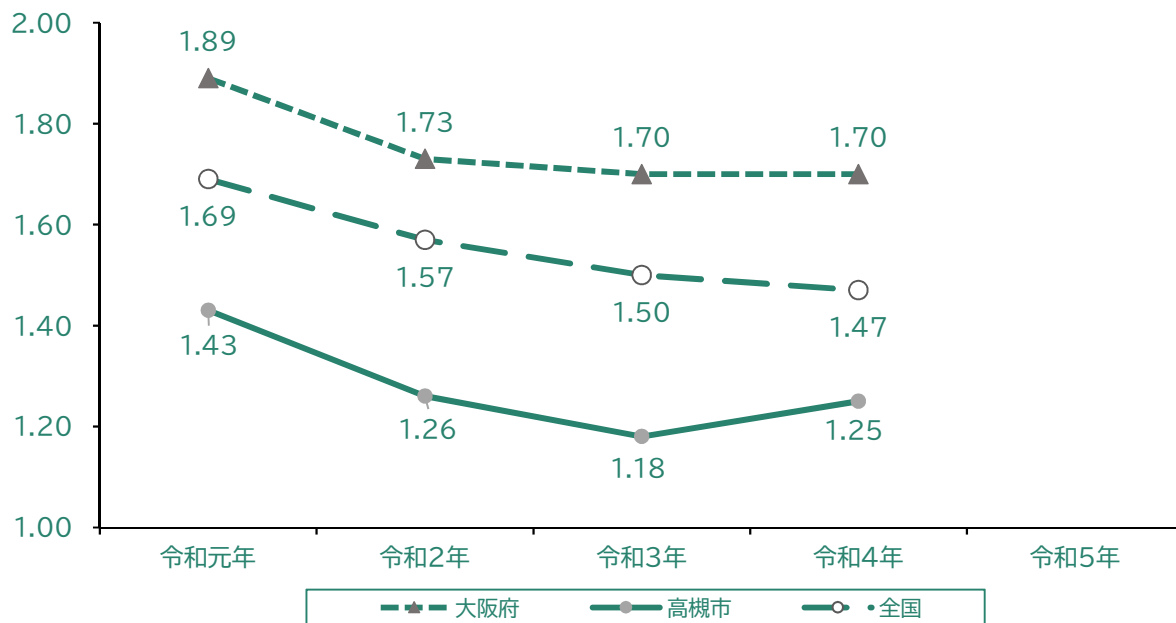
9 本市の生活保護受給母子世帯数の推移



資料：厚生労働省「被保護調査」

調整中

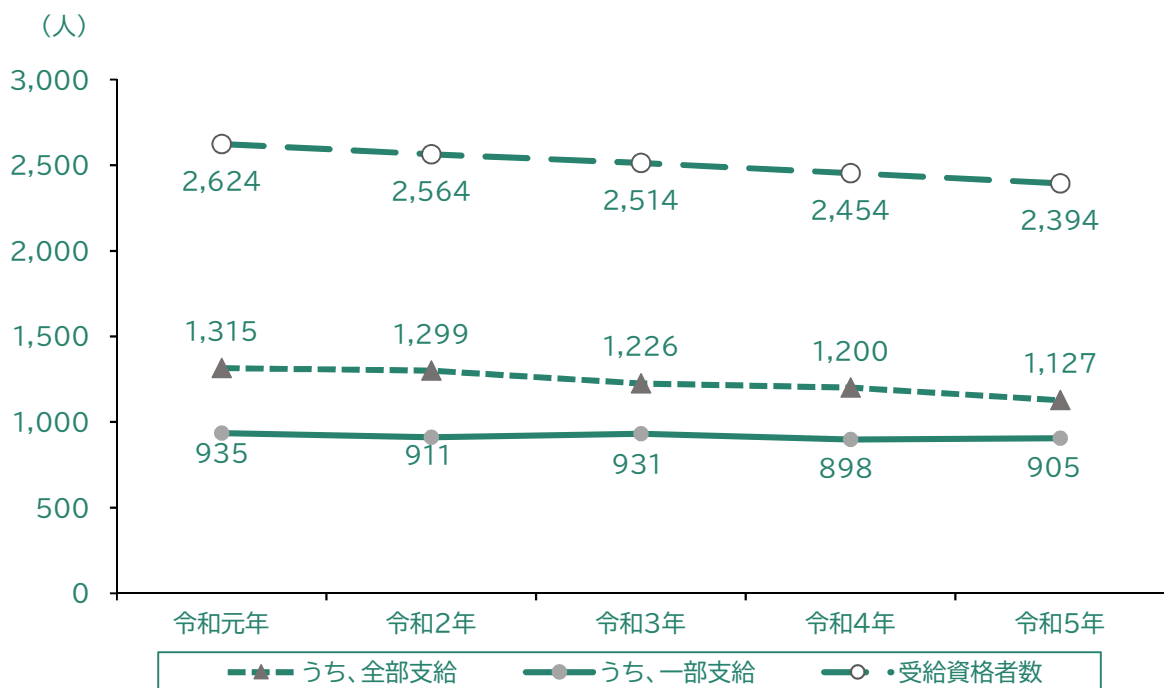
10 離婚率の推移



資料:厚生労働省「人口動態統計」

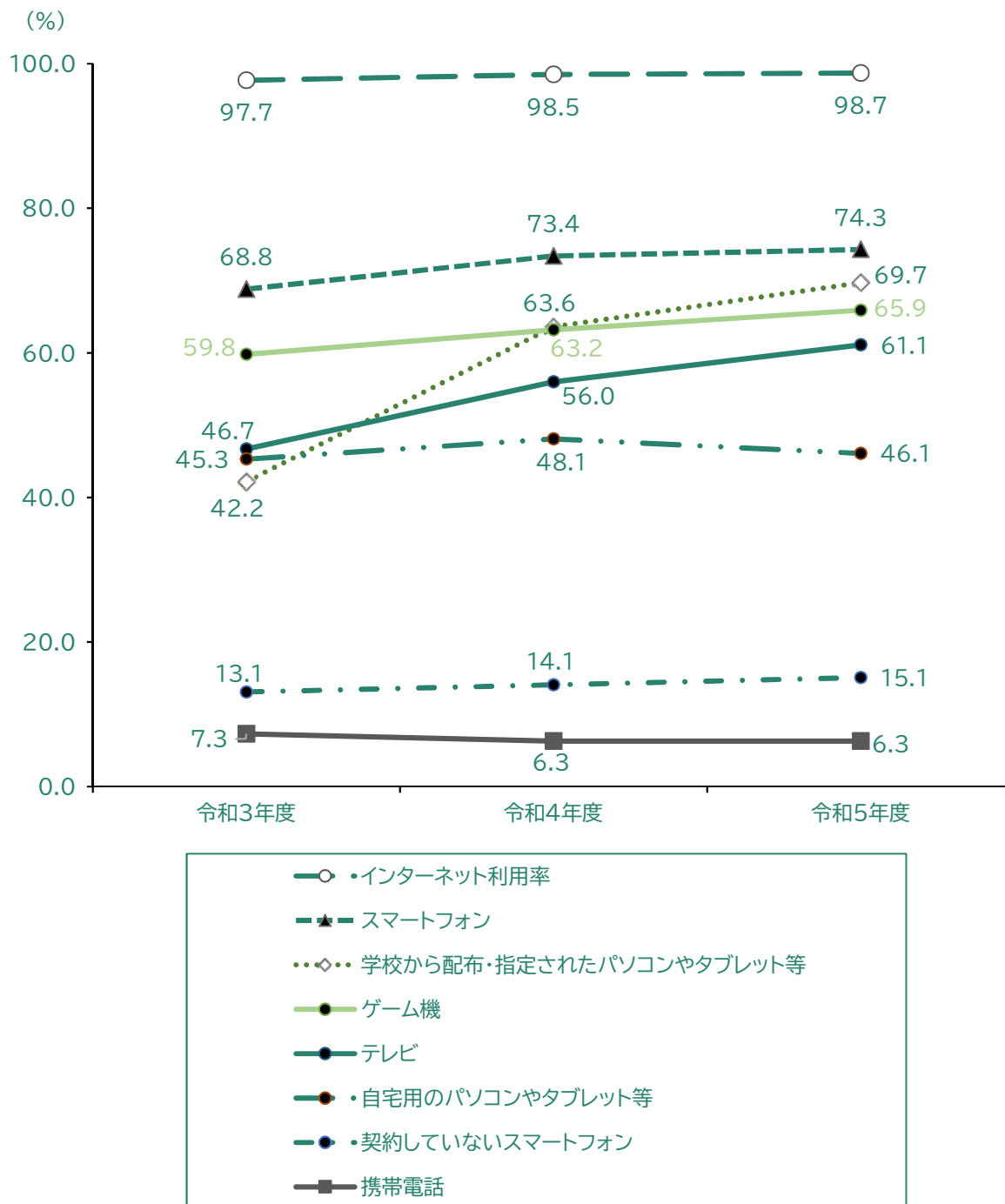
注) 離婚率:人口千人あたりの件数

11 本市の児童扶養手当受給状況の推移



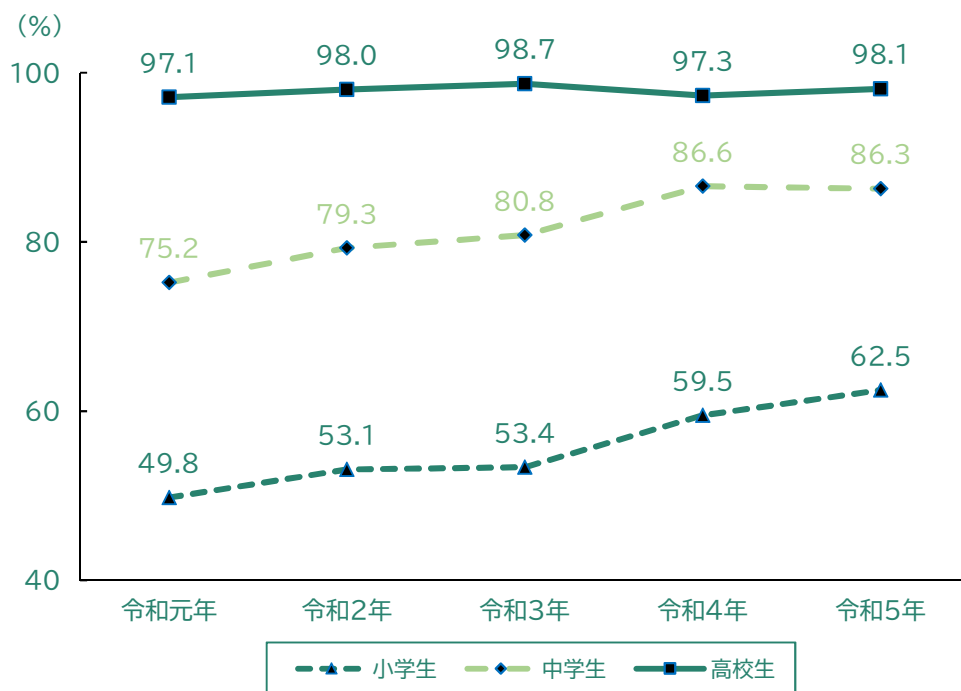
資料:厚生労働省「福祉行政報告例」

1.2 全国のインターネット利用の状況



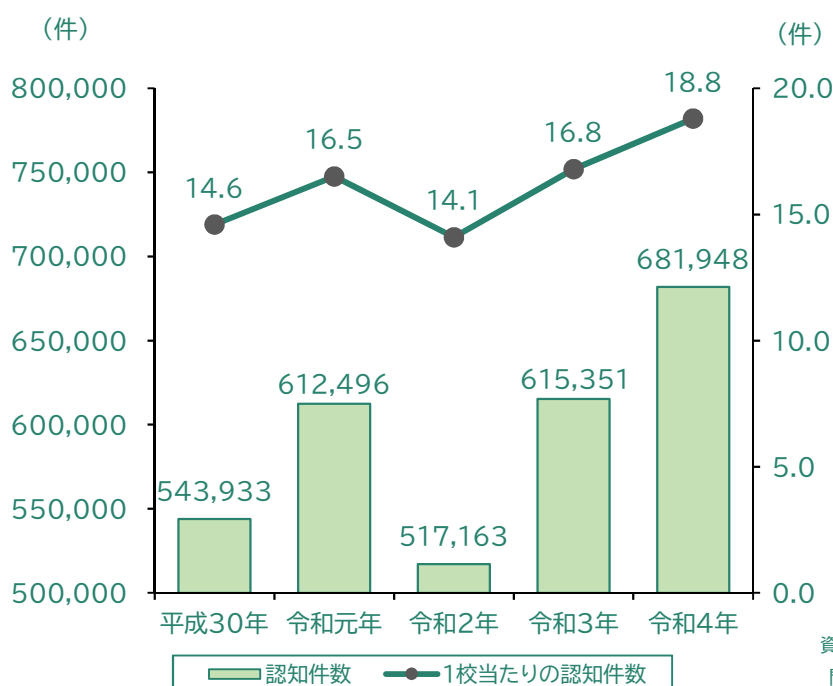
資料:内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

1.3 全国のスマートフォンによるインターネット利用の状況



資料:内閣府「青少年のインターネット利用環境実態調査」

1.4 全国のいじめの認知件数



資料:文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

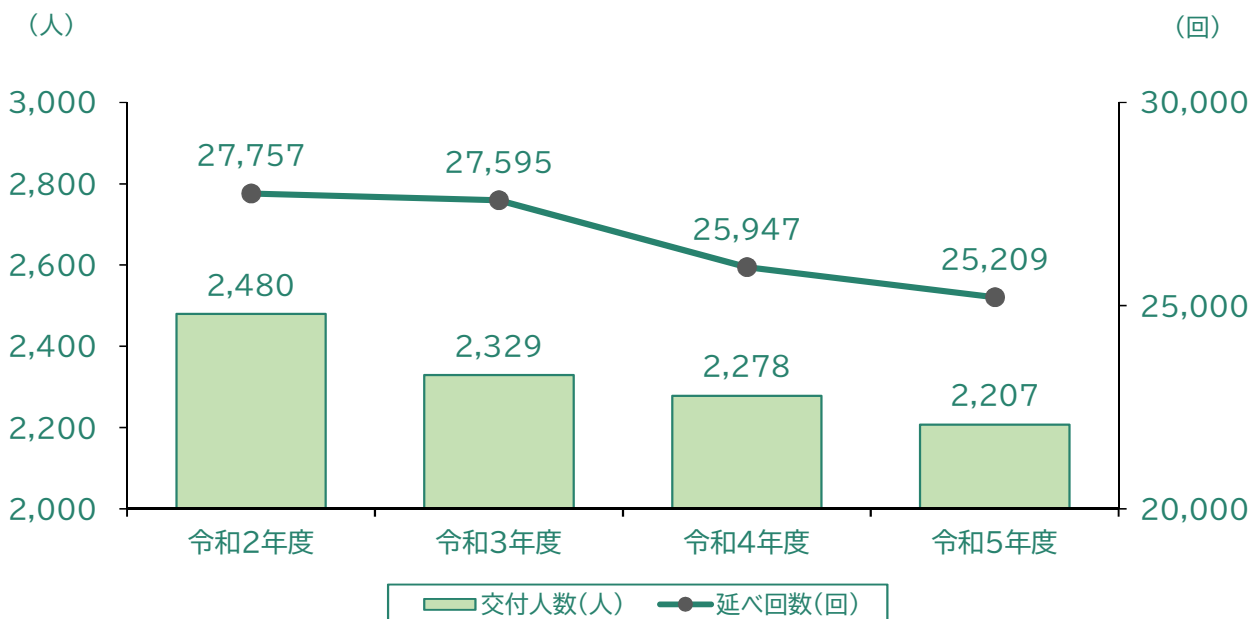
1.5 児童虐待相談対応件数

調整中



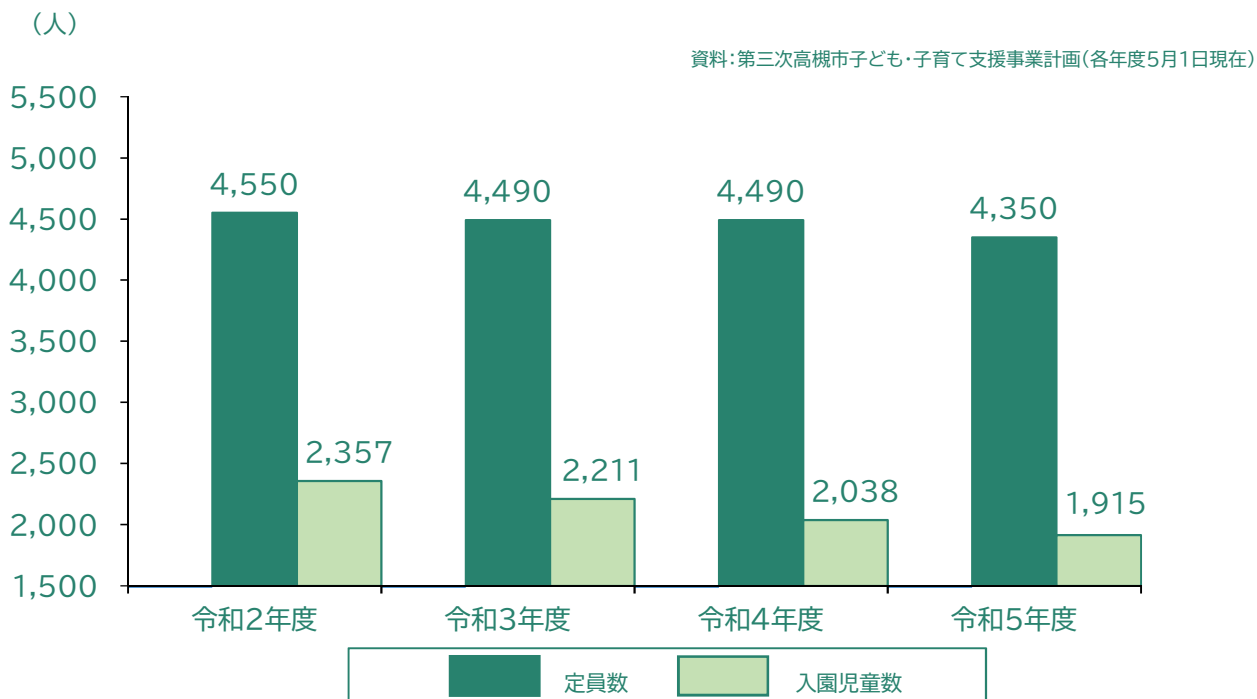
資料:厚生労働省「福祉行政報告例」(※全国及び大阪府は児童相談所に係るもの)

1.6 本市の妊婦健康診査の利用状況

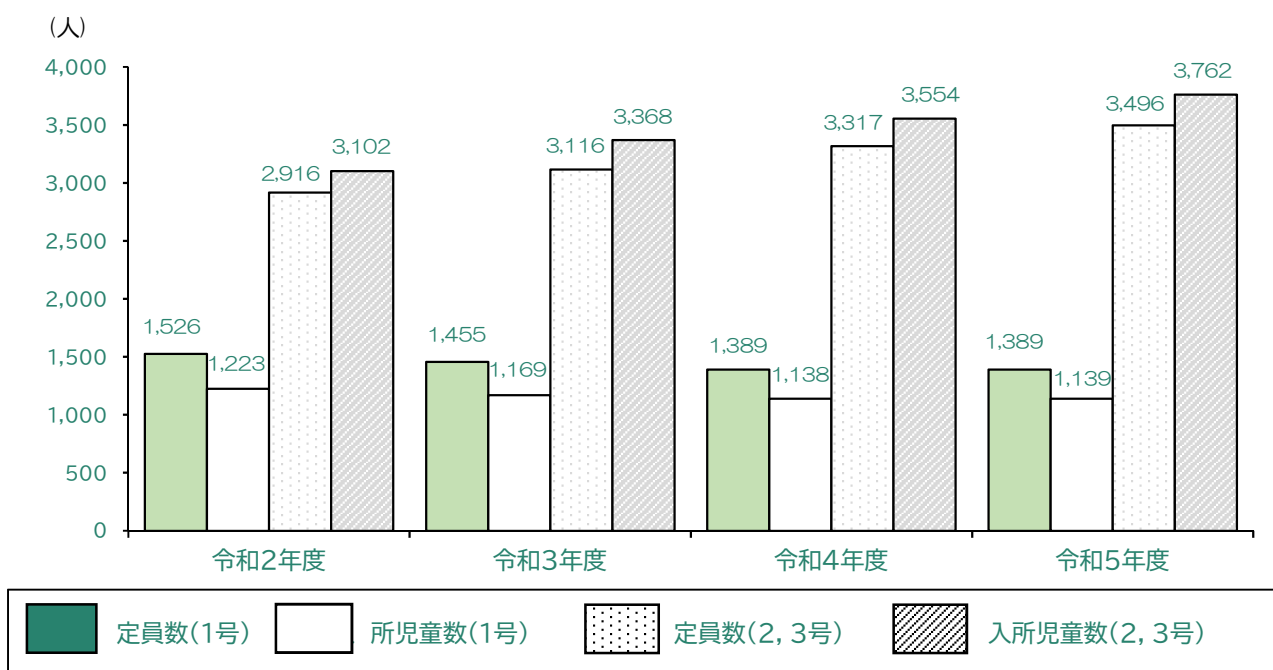


資料:第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画

17 本市の幼稚園の利用状況

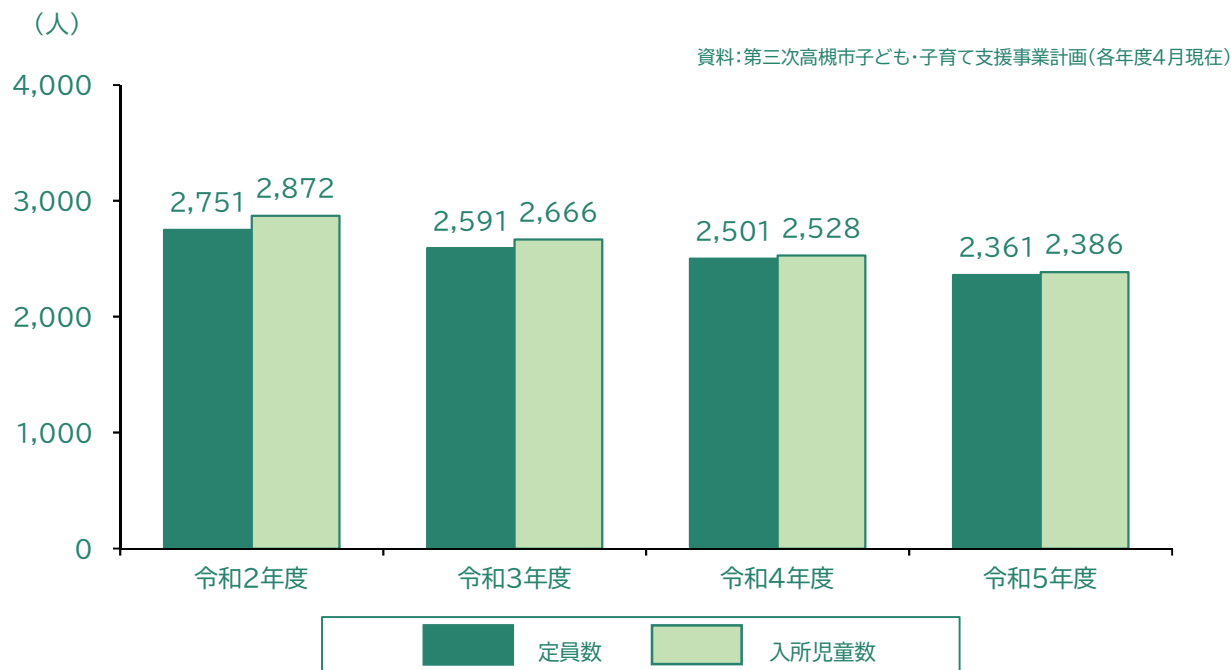


18 本市の認定こども園の利用状況

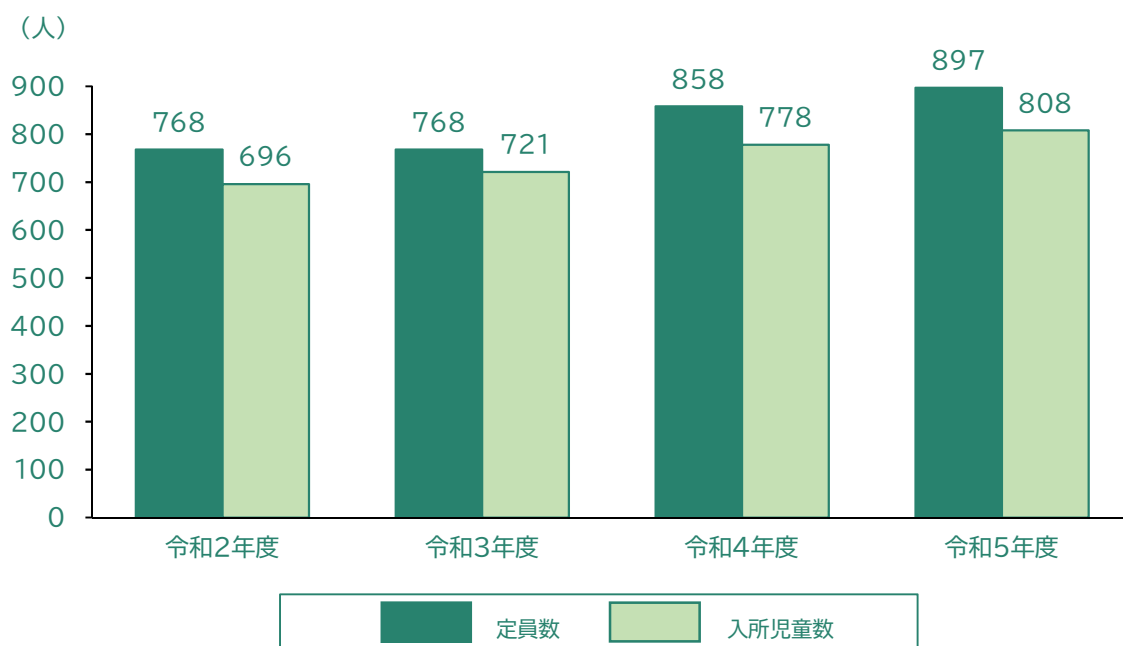


資料:第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画(1号認定:各年度5月1日現在、2号・3号:各年度4月現在)

19 本市の保育所の利用状況

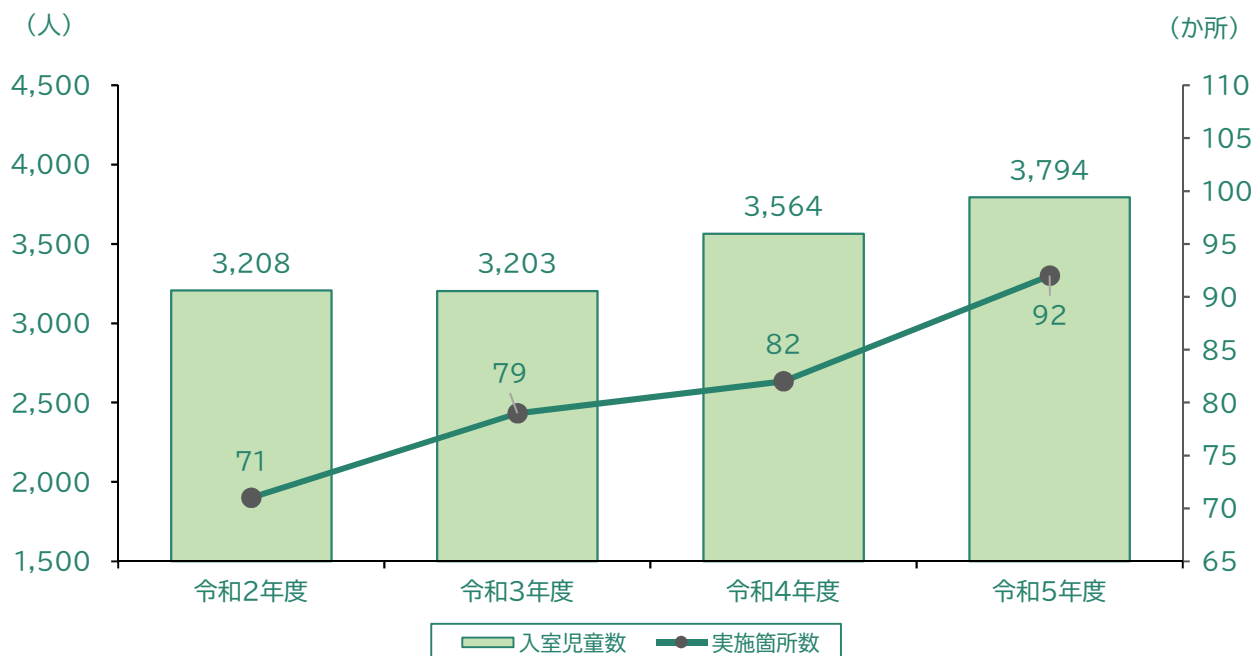


20 本市の地域型保育事業の利用状況



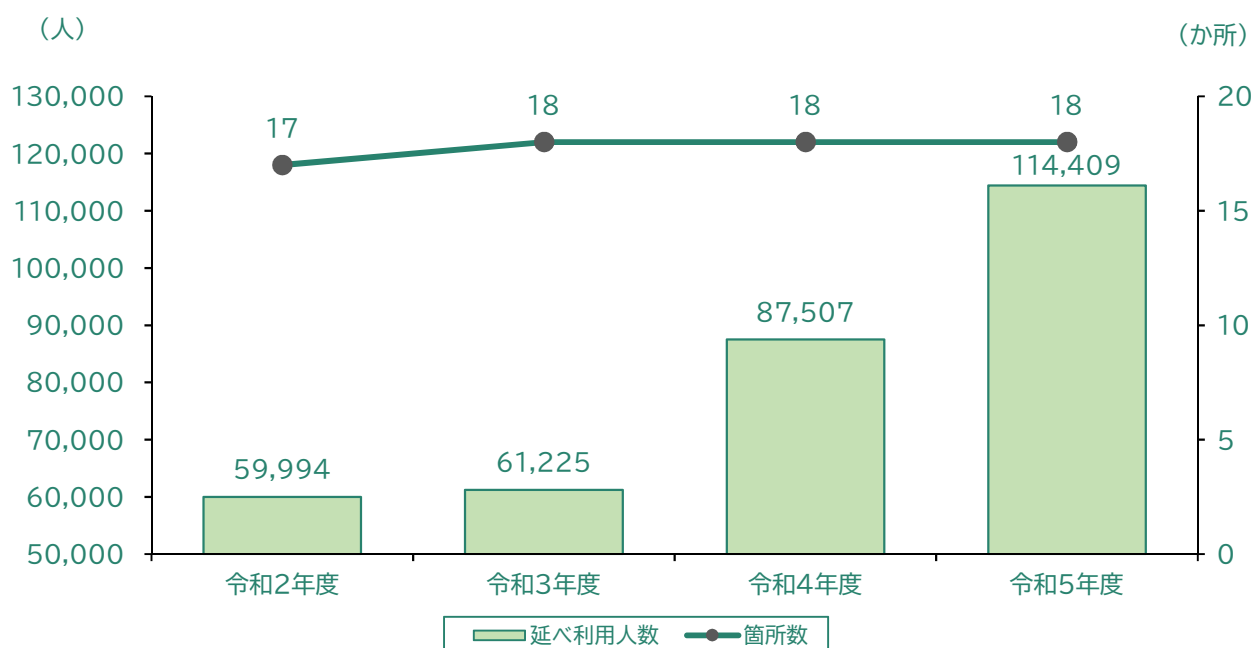
資料:第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画(各年度4月現在)

2.1 本市の学童保育の利用状況



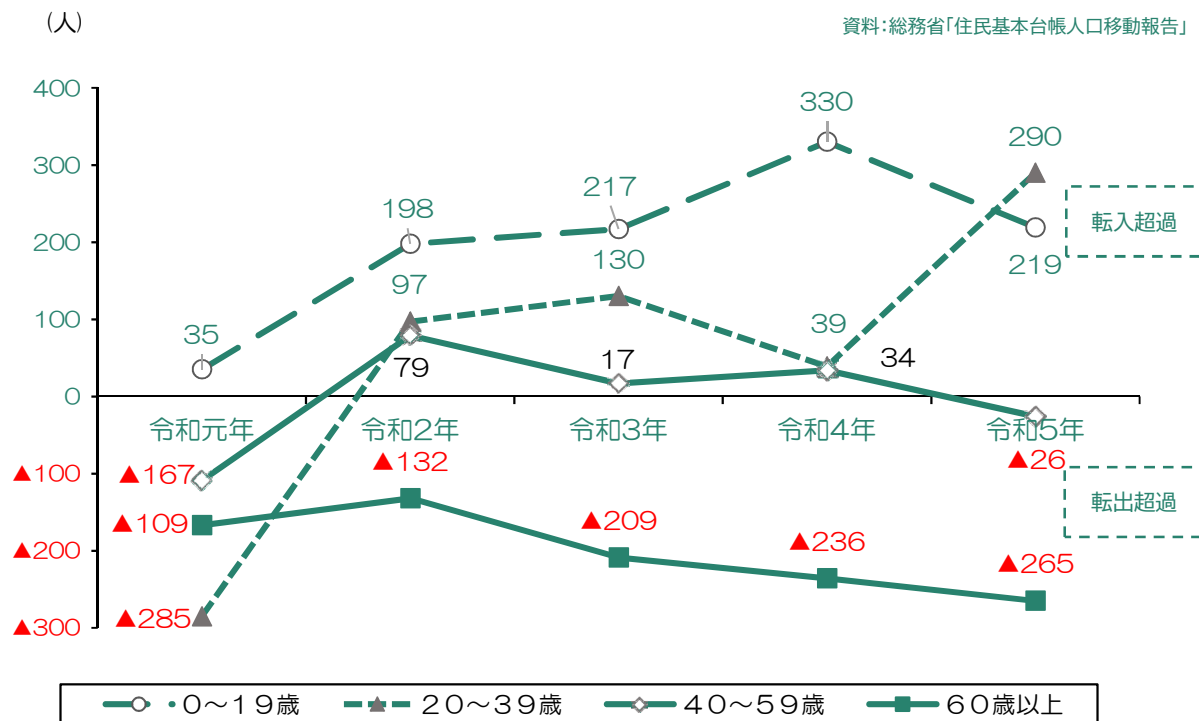
資料：第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画(各年度4月現在)

2.2 本市の地域子育て支援拠点事業の利用状況

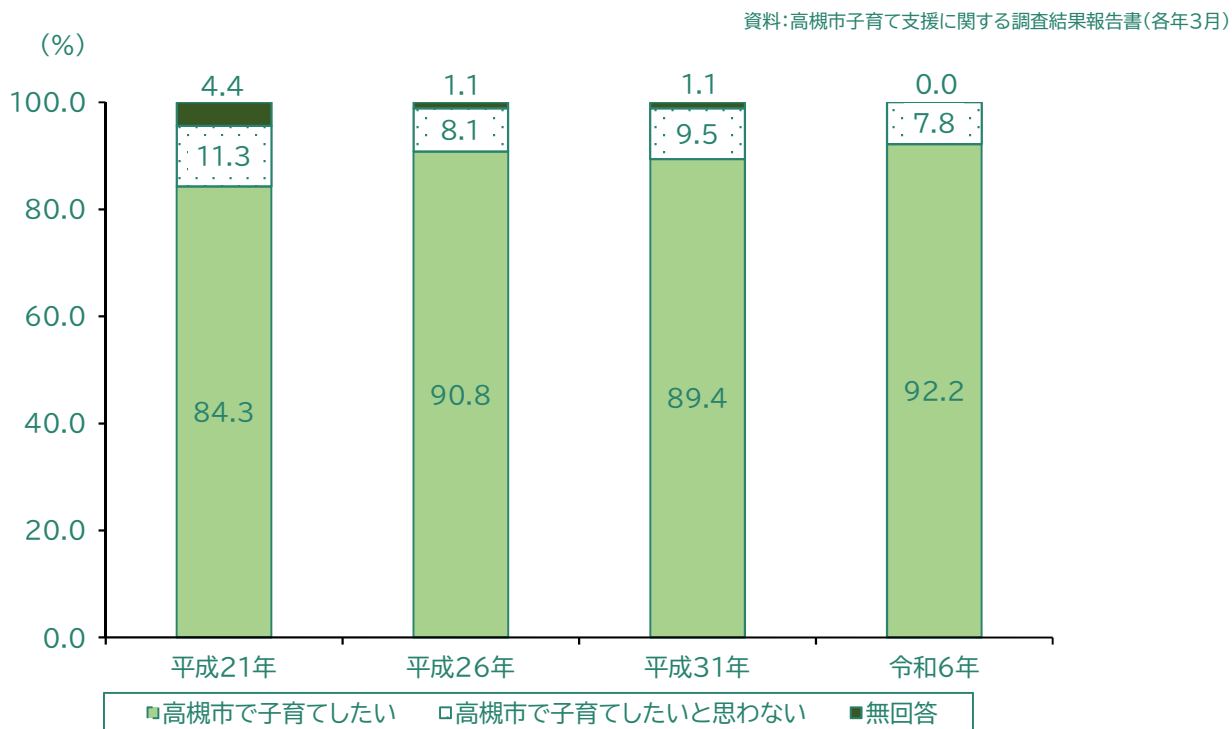


資料：第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画

2.3 本市の年齢別人口移動の推移

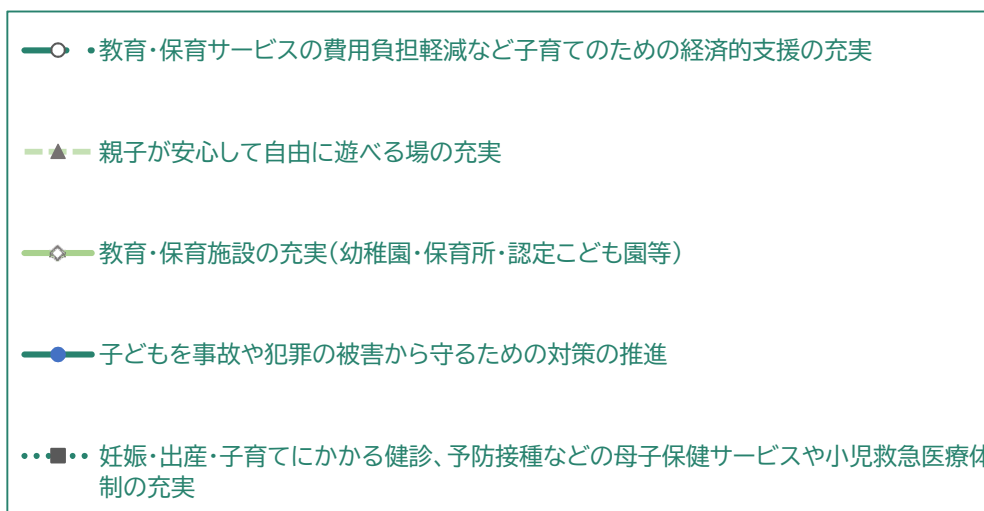
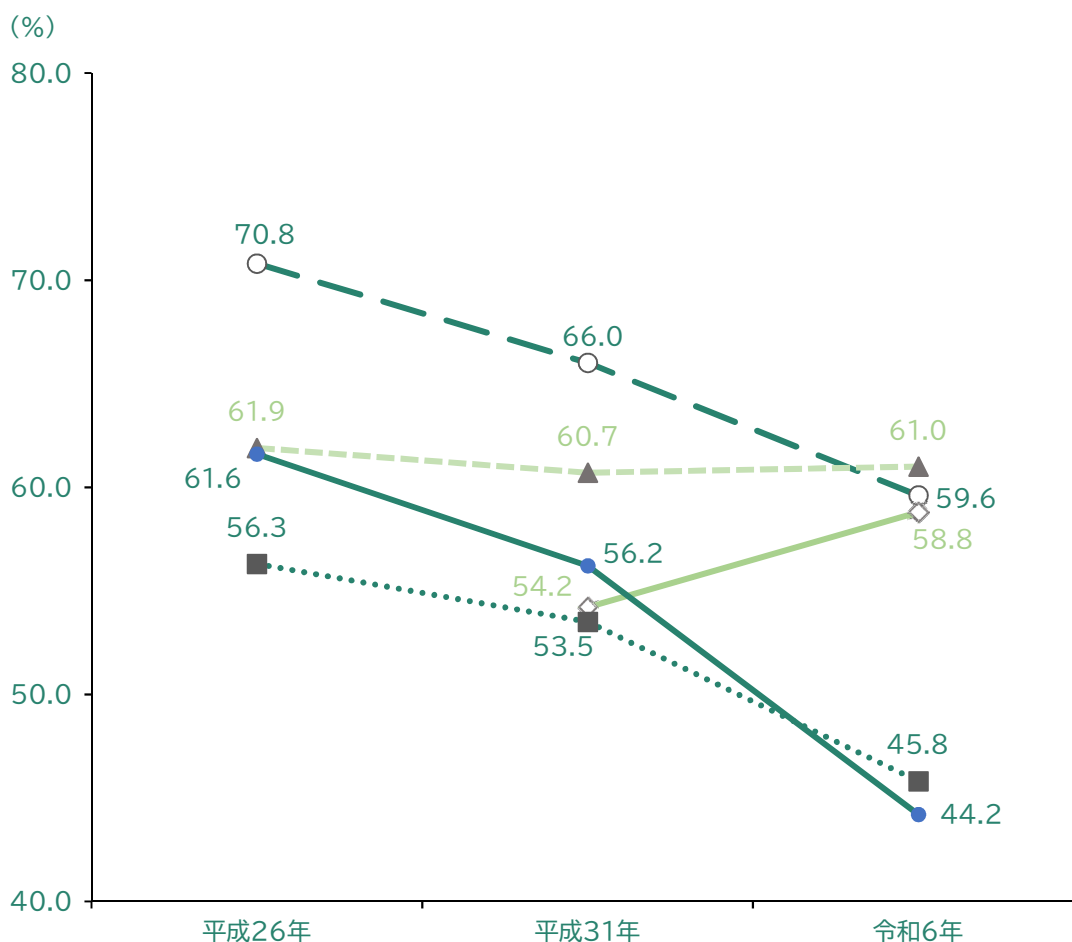


2.4 本市での子育て意向



2.5 本市の子育て支援サービスに対する充実希望

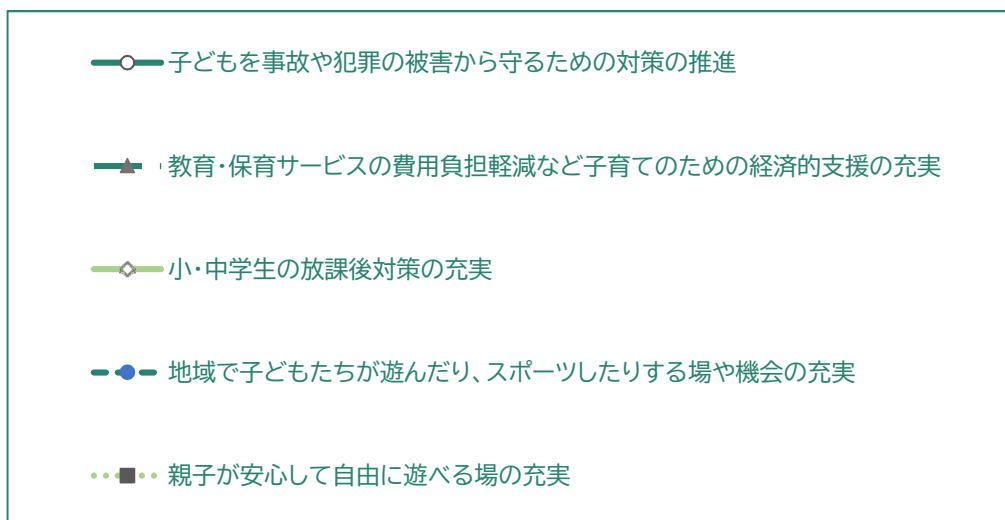
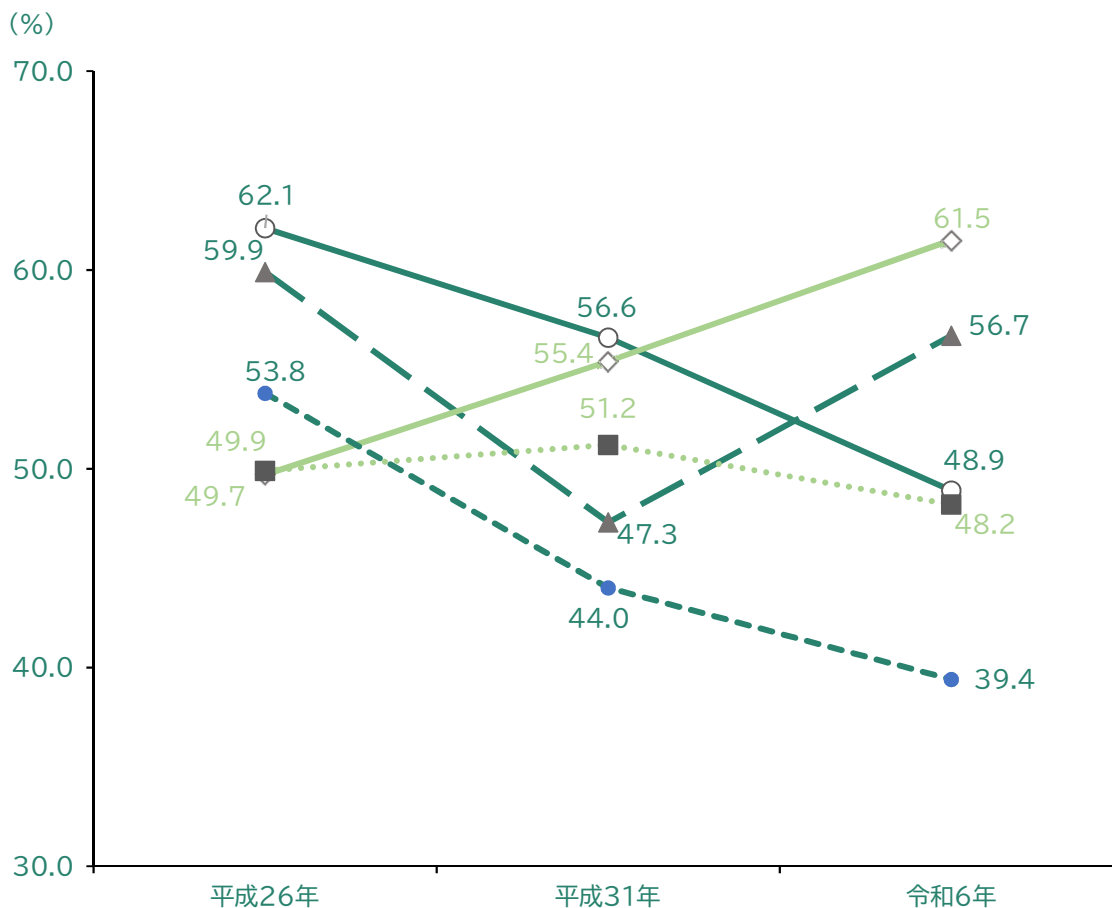
(就学前児童・希望上位5項目)



資料:高槻市子育て支援に関する調査結果報告書(各年3月)

2.5 本市の子育て支援サービスに対する充実希望

(小学生低学年・希望上位5項目)

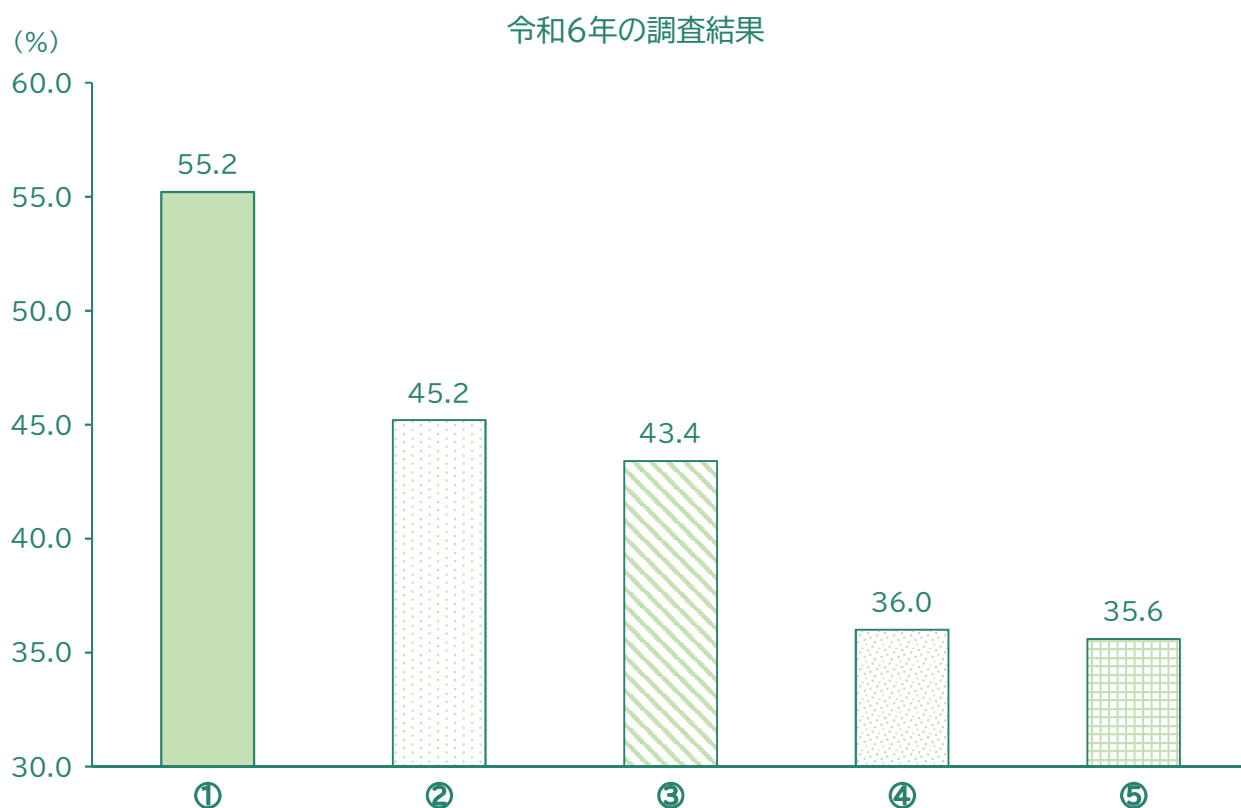


資料：高槻市子育て支援に関する調査結果報告書（各年3月）

2.5 本市の子育て支援サービスに対する充実希望

(小学生高学年・希望上位5項目)

※小学校高学年は、令和6年から調査を実施



- ① 教育・保育サービスの費用負担軽減など子育てのための経済的支援の充実
- ② 親子が安心して自由に遊べる場の充実
- ③ 教育・保育施設の充実(幼稚園・保育所・認定こども園等)
- ④ 子どもを事故や犯罪の被害から守るための対策の推進
- ⑤ 妊娠・出産・子育てにかかる健診、予防接種などの母子保健サービスや乳児救急医療体制の充実

資料：高槻市子育て支援に関する調査結果報告書(令和6年3月)

第2章 計画の基本的な方針

第2章 計画の基本的な方針

1 めざすもの

国が策定したこども大綱においては、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を指す「こどもまんなか社会」を目指しています。

具体的には、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」といいます。）の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会であると示されています。

以上を踏まえ、本市がめざすものとして、以下に示します。

～ たかつきは こどもの笑顔が どまんなか ～

令和2年度から第二次高槻市子ども・子育て支援事業計画においても採用しているこのフレーズは、こどもを中心に据え、家庭だけではなく地域を挙げて社会全体でこどもを支援する「支え合い」の仕組みを構築し、家庭においてこどもを安心して生み育てることができる基盤を充実させるとともに、こどもはもとより、親の自主性・主体性を伸ばし、親もまた人として成長し、未来に夢や希望がもてるようにと採用されているものです。

こどもは、社会の希望、未来をつくる存在であり、その健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりのこどもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の国全体の担い手の育成の基礎をなす重要な未来形成の取組であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

まち中に、こどもたちの笑顔があふれることは、親を含めたすべての人たちにも笑顔をもたらします。「たかつきは こどもの笑顔が どまんなか」のフレーズのもと、誰もがみんな幸せに満ちた高槻市を目指していこうとするものです。



2 基本理念

こども基本法第3条において、「こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。」とされており、同条第1号から第4号においては、「こどもの権利条約」のいわゆる4原則、「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨を踏まえ、規定されています。

また、同法第5条において、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされています。

以上を踏まえ、本計画の基本理念についてはこども基本法と同一の、次のとおりとします。

- (1) すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと
- (2) すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること
- (3) 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること
- (4) すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれらからにとって最もよいことが優先して考えられること
- (5) 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること
- (6) 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること

(参考) こども基本法の基本理念

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的な人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

3 基本的な方針

こども大綱においては、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、次の6本の柱を政府におけるこども施策の基本的な方針としています。

- (1) こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- (2) こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- (3) こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- (4) 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- (5) 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ※）の打破に取り組む
※物事を進める妨げとなる困難な問題のことを意味します
- (6) 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

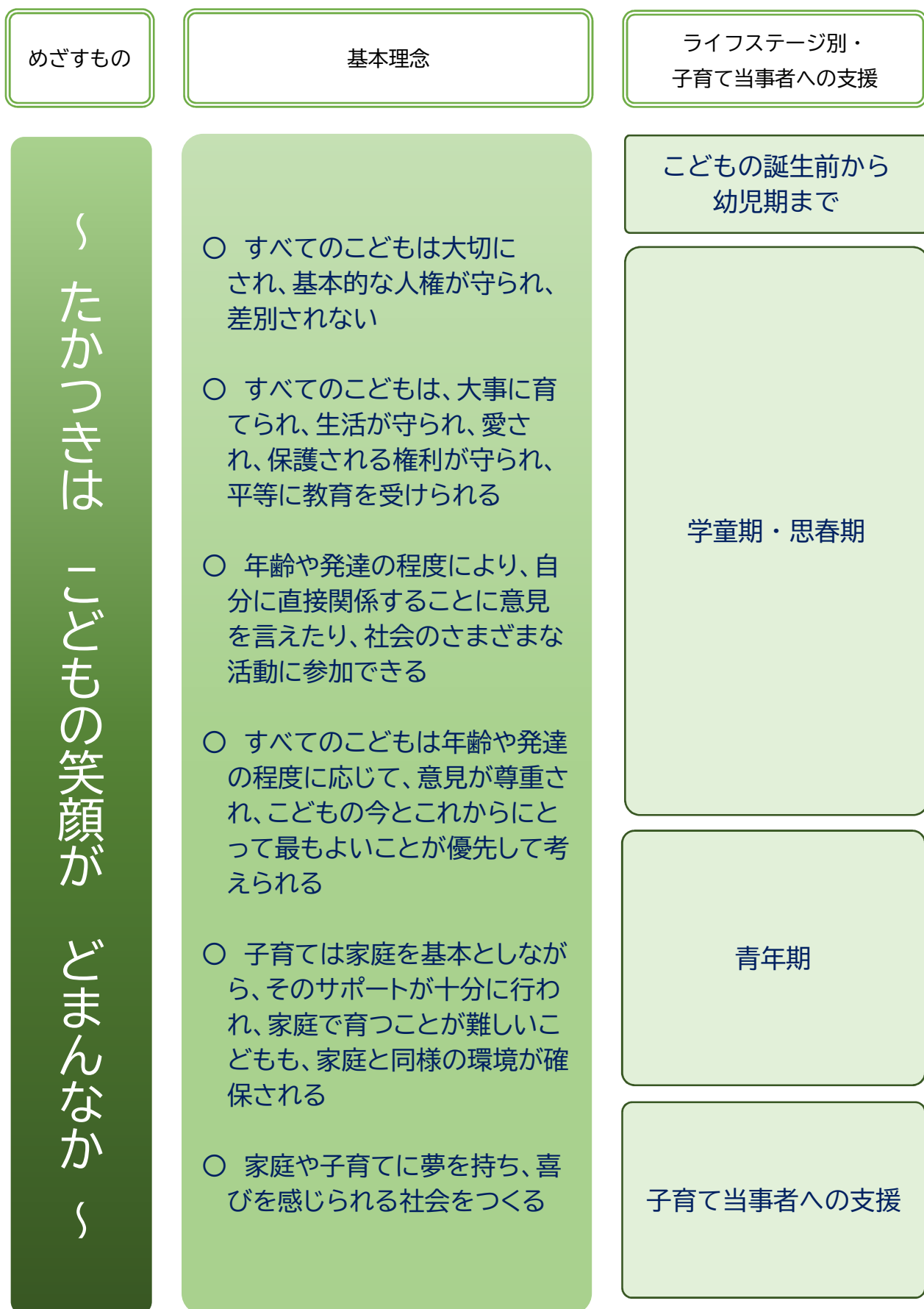
本市が計画を策定するに当たってはこども大綱の内容を勘案する必要があることに加え、方向性について本市の状況と特段の相違が無いことから、本計画の基本的な方針についてはこども大綱と同一のものとします。

4 計画に示す取組・施策に関する重要事項

こども大綱においては、こども基本法の基本理念及び前述の基本的な方針の下、「こどもまんなか社会」を実現するための「こども施策に関する重要事項」を定め、「こども・若者のライフステージに関するもの」と「子育て当事者への支援に関するもの」に分けて示しています。特に、「こども・若者のライフステージに関するもの」に関しては、まず、特定のライフステージのみでなく「ライフステージを通して縦断的に実施すべき重要事項」、その次に、「ライフステージ別に見た重要事項」、そして最後に「こども施策を推進するために必要な事項」を示しています。

施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえるとともに、特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下で取り組んでいくことが重要であることを勘案し、必要な内容を計画体系に組み込みます。

(計画体系のイメージ)



(計画体系のイメージ)

項目

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

居場所づくり

小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

いじめ防止

不登校のこどもへの支援

校則の見直し

体罰や不適切な指導の禁止

高校中退の予防、高校中退後の支援

高等教育の修学支援、高等教育の充実

就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

子育てや教育に関する経済的負担の軽減

地域子育て支援、家庭教育支援

共働き・子育ての推進、男性の家事・育児への主体的な参画促進・拡大

ひとり親家庭への支援

ライフステージを通じた
重要事項・こども施策の
共通の基盤となる取組

○ こども・若者が権利の
主体であることの社会全
体での共有等

○ 多様な遊びや体験、活
躍できる機会づくり

○ こどもや若者への切れ
目のない保健・医療の提
供

○ こどもの貧困対策

○ 障がい児支援・医療的
ケア児等への支援

○ 児童虐待防止対策と社
会的養護の推進及びヤン
グケアラーへの支援

○ こども・若者の自殺対
策、犯罪などからこども・
若者を守る取組

○ こども・若者、子育て当
事者に関わる人材の確
保・育成・支援

○ 地域における包括的な
支援体制の構築・強化

○ 子育てに係る手続・事
務負担の軽減、必要な支
援を必要な人に届けるた
めの情報発信

第3章 施策の展開

第3章 施策の展開

1 記載方法について

国が策定したこども大綱においては、「こどもまんなか社会」を実現するためのこども施策に関する重要事項について、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、特定のライフステージのみでなくライフステージを通して縦断的に実施すべき重要事項を示したうえで、ライフステージ別に見た重要事項を示しています。

施策を進めるに当たっては、それぞれのライフステージに特有の課題があり、それらが、こどもや若者、子育て当事者にとって、どのような意味を持ち、どのような点に留意すべきかを踏まえるとともに、特定のライフステージのみでなくライフステージ全体を通して対処すべき課題があるとの認識の下で取り組んでいくことが重要であるとの見解から、次頁以降に掲げる本市のこども施策の内容については、

○「ライフステージを通じた重要事項」ごとに、こども施策を記載

○「ライフステージ別の重要事項」ごとに、こども施策を記載

の順で表すこととします。また、こども・若者や子育て当事者の課題や支援ニーズは、こども・若者の生きづらさや子育てのしにくさとして、どのようなこども・若者や子育て当事者でも多かれ少なかれ感じているものであり、個別の課題や支援ニーズへの対応は、全てのこども・若者や子育て当事者の幸せに資するものであることに留意しつつ取り組むことが重要であるとの見解から、上記に続き、

○「子育て当事者への支援に関する重要事項」ごとに、こども施策を記載

することとします。さらに、こども大綱中、「こども施策を推進するために必要な事項」の中に、本市としても行うべき「こども施策の共通の基盤となる取組」があることから、上記に続き、

○「こども施策の共通の基盤となる取組」のうち、本市の取組を記載

することとします。

なお、記載内容の中には事項ごとに重複するこども施策もあることから、複数回記載されるこども施策については、「再掲」表示するとともに、本計画とは別に、他の法令等に基づく本市の計画で進捗管理を行っている場合については、「主たる個別計画」の欄に主として進捗管理を行っている計画名を記載しています。

**** 記載例 ****

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 人権教育の人材育成	幼児教育・保育関係者に対する人権研修を行います。	保育幼稚園総務課	男女計画

第3章 施策の展開

※「主たる個別計画」の欄には、記載スペースの関係上、一部略称を記載しています。正式な名称は以下のとおりです。

<五十音順>

本計画に記載している名称	計画の正式名称
教育振興計画	第2期高槻市教育振興基本計画
健たか21	第4次・健康たかつき21
子育て計画	第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画
子ども読書計画	第2次高槻市子ども読書活動推進計画
産・観ビジョン	高槻市産業・観光振興ビジョン実施計画
市営バス経営戦略	高槻市営バス経営戦略
自殺対策計画	第2次高槻市自殺対策計画
就労支援計画	高槻市就職困難者就労支援計画
障がい者計画	第2次高槻市障がい者基本計画
障がい福祉計画	高槻市第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画
人権推進計画	第2次高槻市人権施策推進計画
水道事業基本計画	高槻市水道事業基本計画
スポーツ振興計画	第2期高槻市スポーツ推進計画
青少年計画	第4次高槻市青少年育成計画
男女計画	第2次高槻市男女共同参画計画
(仮称)地域共生ステーション計画	(仮称)地域共生ステーション整備基本計画
地域福祉計画	第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画
ひとり親計画	第四次高槻市ひとり親家庭等自立促進計画
文化振興ビジョン	第2期高槻市文化振興ビジョン前期実施計画

2 本市のこども施策の内容

1 ライフステージを通じた重要事項

(1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

ア 全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
こども計画の策定及び周知	法令等に基づきこども計画を策定するとともに、その内容の周知を図ります。	子ども育成課	—

イ こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
異年齢児学級保育の充実	異年齢児学級保育の中で、自尊感情・自己有用感など豊かな心を育みます。 ・異年齢児学級保育の成果や課題、効果の情報を発信します。 ・異年齢児学級保育の充実を図り、コミュニケーション能力の育成を図ります。	保育幼稚園総務課	子育て計画
認定こども園、幼稚園、保育所等での障がい児保育の充実	集団保育の中でかけがえのない仲間として、障がいのある子もない子とともに育つことを基本に、他機関と連携しながら取り組みます。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課	子育て計画
家庭教育の推進	各学校園のPTAと協働して、家庭教育学習会・人権問題学習会を開催します。	教育総務課	教育振興計画
人権教育の推進	効果的な指導方法の研究を推進し、児童生徒に豊かな人権感覚と人権意識を育みます。	教育指導課	教育振興計画
人権教育の推進	児童生徒の実態に応じた人権教育の全体計画を作成し、計画的かつ系統的に人権教育を推進します。	教育指導課	教育振興計画

第3章 施策の展開

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
人権教育の推進	各教科等において、多文化共生についての学習に取り組みます。	教育指導課	教育振興計画
福祉機関等との連携	子育てや教育に関する相談体制を充実します。	教育センター	教育振興計画

ウ いじめ、体罰・不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、困難を抱えながらもSOSを発信できていないこども・若者にアウトリーチするため、**こども・若者やこども・若者に関わり得る全てのおとなを対象に、人権に対する理解を深め人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。**

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
人権啓発イベント等の実施（講演会、講座等）	市民が気軽に参加できる啓発イベントや、様々な人権課題への理解を深められる講座等を実施し、学習の場を提供するとともに、人権尊重の市民意識の高揚を図ります。	人権・男女共同参画課	人権推進計画
指導監督、訪問指導等の実施及び教育・保育人材の育成	教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者並びに子ども・子育て支援施設等に対し、定期的に指導監督、訪問指導等を実施します。また、高槻子ども未来館の子育て支援人材育成施設において、教育・保育の研究や幼稚園教諭及び保育士等を対象とした研修を行うことで、教育・保育人材を育成し、教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の向上に努めていきます。	保育幼稚園指導課 子育て総合支援センター 保育幼稚園総務課	子育て計画
学校人権教育推進事業	多様化する人権課題と、それらを取り巻く環境の変化を踏まえ、時代に即した効果的な人権教育を推進していくために、人権諸課題に関連する研究及び研修を支援し、教職員の人権意識の向上を図ります。	教育指導課	人権推進計画

エ 保護者や教職員、幼児教育・保育や青少年教育に携わる者など子どもや若者の健やかな育ちや子育て当事者の支援に携わるおとなへの情報提供や研修等を推進し、また、**広く社会に対しても、子ども基本法や子どもの権利条約の趣旨や内容について広く情報発信を行うことにより、子ども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知します。**

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 子ども計画の策定及び周知	法令等に基づき子ども計画を策定するとともに、その内容の周知を図っていきます。	子ども育成課	—

第3章 施策の展開

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

ア 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着

(ア) こども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、青少年教育施設の充実を含め、地域資源も生かした遊びや体験の機会や場を意図的・計画的に創出します。地域や成育環境によって体験活動の機会に格差が生じないように配慮します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
夏休み子ども大学の実施	市内大学と連携して、各大学の特色を生かした講座を開催し、子どもの好奇心を育む機会を提供します。	みらい創生室	青少年計画
関西大学 たかつきアイスアリーナ市民開放事業 (市所在の小中学校の校外学習活動、市民対象のスケート教室)	関西大学 たかつき アイスアリーナにおいて、市民のスポーツ振興に寄与することを目的として、市民が参加できる行事等の市民開放事業を行います。	みらい創生室	スポーツ振興計画
子ども向け講座・教室の開催 (コミュニティセンター)	各コミュニティセンターの子どもを対象とした各種講座・教室の開催を支援します。	コミュニティ推進室	文化振興ビジョン
こどもまつりの開催	地域ボランティアとの協働により、子どもを対象とした各種イベントを開催します。	城内公民館	文化振興ビジョン
公民館における青少年講座の開催	公民館において、青少年講座を開催し、青少年に学習、成果発表の機会を提供します。	城内公民館	青少年計画
図書館見学・職業体験の受入	学校等からの図書館見学、職業体験を受けることにより、子どもの読書への関心を高めます。	中央図書館	子ども読書計画
対象層に向けた事業等の推進 (若年層、働く世代、子育て世代)	(公財)高槻市文化スポーツ振興事業団と連携し、若年層、働く世代、子育て世代が、高槻城公園文化劇場での公演などに参加しやすくなるよう、対象別に事業・制度・情報提供等の手法を検討・実施します。	文化スポーツ振興課	文化振興ビジョン

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
対象層に向けた事業等の推進 (子ども)	(公財)高槻市文化スポーツ振興事業団と連携し、子どもとその家族が、高槻城公園芸術文化劇場での公演などに参加しやすくなるよう、対象別に事業・制度・情報提供等の手法を検討・実施します。	文化スポーツ振興課	文化振興ビジョン
学校へのアウトリーチ事業の推進	(公財)高槻市文化スポーツ振興事業団と連携し、小・中学校へのアウトリーチ事業を実施します。	文化スポーツ振興課	文化振興ビジョン
高槻市少年少女合唱団運営事業	高槻市少年少女合唱団運営委員会に運営を委託し、演奏会等を開催します。	文化スポーツ振興課	文化振興ビジョン
子どもの詩創作講座の開催	(公財)高槻市文化スポーツ振興事業団と連携し、子どもを対象とした詩の創作講座を開催します。	文化スポーツ振興課	文化振興ビジョン
将棋文化振興事業	(公社)日本将棋連盟との包括連携協定に基づき、将棋を通じた青少年の健全育成を図るため、こども王将戦の開催、市内小中学校で日本将棋連盟の学校教育支援事業を活用します。 また、学校教育支援事業を活用し、市内小学1年生への高槻産木材製将棋駒を使用したプロ棋士による出前授業を市立全41校で実施します。	将棋のまち推進課	文化振興ビジョン
中学生・高校生の体験学習の受け入れ	学校と連携を図りながら、生命の尊さや自己肯定感、人へのかかわりの学びを支援するため、保育所・幼稚園・認定こども園における体験学習を積極的に受け入れます。	保育幼稚園総務課	青少年計画
市立認定こども園・保育所・幼稚園の地域開放	市立認定こども園・保育所・幼稚園の園庭や部屋を未就園児やその保護者に開放し、園児との交流や親子で楽しめる催し等を行うことで、交流を促進します。また、子育て情報を発信し、子育ての悩みや相談に応じることで育児不安の解消に取り組み、また、子育て支援ボランティアによる「遊ぼう会」「お話会」等の活動を推進します。	保育幼稚園総務課	子育て計画
乳幼児向け講座の開催	カンガルーの森(子育て総合支援センター)にて、親子で楽しむ「親子講座」を開催します。	子育て総合支援センター	文化振興ビジョン

第3章 施策の展開

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
自然体験活動事業	摂津峡青少年キャンプ場を自然体験学習等の場として利用できるように、必要な施設管理と運営を行います。また、青少年が自然に親しみ、自立心と自主性を育む契機となるよう、キャンプ体験事業を実施します。	青少年課 歴史にぎわい推進課	青少年計画
家庭教育推進事業	子どもや子育て世代の保護者を対象に、遊びや学びを通して親子のふれあいを深める機会や家庭教育、子育て等について学ぶ機会を提供し、家庭の教育力向上を推進します。	青少年課	青少年計画
青少年健全育成推進事業	青少年交流施設において、青少年の健全育成に係る各種講座・教室、環境教育事業等を実施し、好奇心や世界観を広げることによって、青少年の学習意欲や主体性の向上を図ります。	青少年課	青少年計画
こどもの月間事業	「みどりのカーニバル」等の催しを実施するにあたり、青少年の積極的な参加・参画を促せるよう、青少年の健全育成に取り組む市内の組織・団体により構成される実行委員会の活動を支援します。	青少年課	青少年計画
たかつきアート博支援事業	たかつきアート博が継続的かつ安定して実施されるよう、同実行委員会に対して活動支援を行います。	産業振興課	文化振興ビジョン
オープンたかつきの実施	市・観光協会・商工会議所が主体となり、事業者や商業団体、大学等と連携して多彩な体験交流型観光プログラムを実施します。	観光シティセールス課	産・観ビジョン
文化・歴史体験教室の実施	市内歴史館等において、様々な体験教室を開催し、文化や歴史に親しむ機会を提供します。	文化財課	青少年計画
放課後子ども教室推進事業	学習支援や多様な体験プログラム、スポーツ活動等を通じた子ども達の生きる力を育む体験や学びの場づくりを推進します。	教育総務課	教育振興計画
小中学校文化芸術祭の開催	児童生徒の芸術文化に対する関心や学習意欲を高めるため、児童生徒による日頃の学習や部活動の成果発表の場として、小中学校文化芸術祭を開催します。	教育指導課	文化振興ビジョン
学校の文化芸術鑑賞会の開催	各小・中学校の児童生徒を対象に、文化芸術の鑑賞会を開催します。	教育指導課	文化振興ビジョン

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
ウォータープラザ見学受入れ	高槻市民等に本市の水道事業を紹介し、水道や水そのものについて考え、認識を深めるために「ウォータープラザ見学」受入れを実施します。	水道部総務企画課	水道事業基本計画
パンフレット「わたしたちの水道」	身近な水道について理解を深めるパンフレット「わたしたちの水道」を作成し、市内全小学校4年生（公立）を対象に配布します。	水道部総務企画課	—

(イ) こどもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で不可欠なものであり、家庭、地域、学校・園等における取組を推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
本に出会う場・機会の充実	子どもや保護者の身近な場所である公民館やコミュニティセンター、子育て総合支援センターなどの公共施設において、図書コーナーの整備充実を図り、おはなし会など読書に関するイベントを実施します。 また、認定子ども園や保育所・幼稚園においても園庭開放等により、未就園児へ読書の機会の提供や、保護者への情報提供を行います。	城内公民館 コミュニティ推進室 子育て総合支援センター 保育幼稚園総務課	子ども読書計画
子どもの読書に関する人材育成	子どもの読書に関する人材を育成するため、ボランティア養成講座や技術向上講座等を行います。また、実施に当たっては、障がい者や母語が外国語の利用者への理解を深める視点も盛り込みます。	教育指導課 城内公民館 中央図書館	子ども読書計画
本に出会う場・機会の充実	子育て支援センターや公民館等への児童書の配架等を行う「まちごと『子ども図書館』事業」や、公民館等で予約した市立図書館の資料の受取などを行う「まちごと図書館事業」を推進します。	中央図書館	子ども読書計画
家庭地域文庫への支援	図書館資料の貸出・配送や、情報提供、横の連携を深めるための交流会の開催などの支援を行います。	中央図書館	子ども読書計画

第3章 施策の展開

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
学校図書館と市立図書館の連携	学校での読書活動の推進を図るため、市立図書館が連絡車の運行や読書相談などの支援を行います。 また、セット貸出（テーマ別の短期貸出）や、団体貸出などの周知を図り、利用の促進を図ります。	中央図書館 教育指導課	子ども読書計画
子ども向け図書館資料の充実	乳幼児から高校生まで発達段階に合わせた図書館資料や、障がいや外国語に対応した図書館資料の充実を図ります。	中央図書館	子ども読書計画
おはなし会・お楽しみ会などの充実	図書館を利用していない子どもや保護者が、図書館を利用するきっかけづくりや、また、家庭での読み聞かせや子どもの読書の普及を図るため、おはなし会やお楽しみ会などのイベントを行います。	中央図書館	子ども読書計画
地域における読書活動の支援 （職員出前講座「あかちゃんと絵本を楽しもう！」の実施）	職員出前講座や読書相談などを通じて、地域での読書活動の支援を行います。	中央図書館	子ども読書計画
読書相談の充実	読書相談を充実し、子ども達が自ら調べ、情報を活用する能力を養うための支援を行います。	中央図書館	子ども読書計画
【再掲】 図書館見学・職業体験の受入	学校等からの図書館見学、職業体験を受けることにより、子どもの読書への関心を高めます。	中央図書館	子ども読書計画
子どもの読書に関する広報の充実 （子ども向けちらしの作成・配布）	ニュースやブックリスト等の発行・配布や、ホームページでの情報発信の充実、館内展示の工夫などにより、読書への関心を高めます。	中央図書館	子ども読書計画
障がいのある子どもの読書活動の支援	デージー図書、点字図書、LLブック等の充実や、だれもが利用しやすい環境整備、郵送貸出、音読サービス、読書相談の実施、サピエ等外部サービスに関する情報提供等により、障がいのある子どもの読書活動の支援を行います。	保育幼稚園総務課 教育指導課 中央図書館	子ども読書計画

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
新しい技術に関する調査研究 (子ども向け電子書籍の充実)	電子書籍など、新しい技術に関する調査研究を行い、図書館サービスの向上につなげます。	中央図書館	子ども読書計画
職員・教員研修の実施	図書館職員、教員等の子どもの読書に関する理解を深め、知識・技能の向上を図る研修等を行います。	保育幼稚園総務課 教育指導課 教育センター	子ども読書計画
ブックスタートの実施	乳幼児期の保護者に対し、読み聞かせなど子どもの読書活動の重要性を周知し、図書館利用を促すため、4か月児健康診査時に、絵本や絵本リスト、図書館利用案内などを配付します。	中央図書館 子ども保健課	子ども読書計画
学校図書館の整備	学校図書館の「メディアセンター」としての機能強化に向けて、ICT環境の整備や、学校図書館と市立図書館のよりよい連携の在り方について研究をすすめます。	教育指導課	教育振興計画
学校図書館の充実	学校図書館が、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能を発揮するよう、司書教諭や学校司書を中心に連携・協力し、組織的な運営を行います。 図書館資料の充実、だれもが利用しやすい環境整備、読書相談など子どもの読書活動の支援の充実、学校図書館間の連携等に取り組みます。	教育指導課	子ども読書計画
ボランティアとの連携	読み聞かせやストーリーテリング、ブックトークなど子ども達が読書に関心を持つような取組を行うなど、学校図書館ボランティアと連携し読書活動の推進を図ります。	教育指導課	子ども読書計画

第3章 施策の展開

(ウ) こどもが基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭、学校・園、地域、企業、民間団体等の協力を得ながら、全国的な普及啓発を推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
保育所等給食での栄養管理及び食育の推進	公立保育所・認定こども園において年齢に応じた適切な給食を提供することにより、入所児童の健全な発育及び健康の維持・増進を図ります。また、給食を通じて、乳幼児とその保護者を対象に、乳幼児期からの適切な食事のとり方や望ましい食習慣を啓発し、その定着を図ります。あわせて、給食献立を市ホームページにて広く市民に紹介し、家庭での活用と「食」に関する情報を発信します。	保育幼稚園総務課	子育て計画
【再掲】 指導監督、訪問指導等の実施及び教育・保育人材の育成	教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者並びに子ども・子育て支援施設等に対し、定期的に指導監督、訪問指導等を実施します。また、高槻子ども未来館の子育て支援人材育成施設において、教育・保育の研究や幼稚園教諭及び保育士等を対象とした研修を行うことで、教育・保育人材を育成し、教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の向上に努めていきます。	保育幼稚園指導課 子育て総合支援センター 保育幼稚園総務課	子育て計画
乳幼児健康診査における啓発	乳幼児の保護者を対象に、乳幼児期の生活リズムと食生活が重要であることを啓発し、乳幼児の発達段階に応じた望ましい食習慣の定着を図ります。	子ども保健課	健たか21
乳幼児教室での啓発	乳幼児の保護者を対象に、乳幼児期の生活リズムと食生活が重要であることと実践方法を啓発し、乳幼児の発達段階に応じた望ましい食習慣の定着を図ります。	子ども保健課	健たか21
各種食育講座	乳幼児とその保護者を対象に、講演や調理実習などを通じて、乳幼児からの適切な食事のあり方を普及・啓発し、望ましい食習慣の定着を図ります。	子育て総合支援センター	健たか21
【再掲】 家庭教育の推進	各学校園のPTAと協働して、家庭教育学習会・人権問題学習会を実施します。	教育総務課	教育振興計画

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
学校給食を通じた食育の推進	学校給食を通じて、児童・生徒、その保護者を対象に、適切な食事のとり方や望ましい食習慣、季節・行事にちなんだ伝統的な食文化について啓発します。	保健給食課	健たか21
健康教育の充実・推進	児童生徒が食に関する知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、「食に関する指導の全体計画」に基づき、学校教育活動全体を通じた指導を推進します。	教育指導課 保健給食課	教育振興計画
健康教育の充実・推進	地域や家庭と連携して児童生徒の生活習慣の定着や薬物乱用防止などの心身の健康に関する指導を推進します。	教育指導課 保健給食課	教育振興計画

イ こどもまんなかまちづくり

(ア) こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
(仮称) 地域共生ステーション整備事業	誰もが地域とのつながりの中で、いきいきと暮らせる地域共生社会モデルとして、希望や安心とにぎわいあふれる(仮称)地域共生ステーションを整備します。	地域共生社会推進室	(仮称) 地域共生ステーション計画
こどもの遊び場の確保等に資する公園整備の推進	こどもや子育て当事者が安心・快適に日常生活を送ることができるようにするため、こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民との交流機会の創出に資する都市公園の整備を推進します。	公園課	—

第3章 施策の展開

(イ) 子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
3世代ファミリー 一定住支援	市外に住んでいる子育て世帯と市内に住んでいる親世帯が、新たに同居または近居（市内に住む）をするための住宅の購入・リフォーム費用の一部を補助し、親・子・孫から成る3世代の同居・近居を支援します。	住宅課	—

ウ こども・若者が活躍できる機会づくり

(ア) こども・若者が、一人一人異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社会の未来を切り開いていけるよう、異文化や多様な価値観、我が国の伝統・文化への理解、チャレンジ精神、外国語によるコミュニケーション能力を育成する教育や教養教育、留学生の派遣・受入れ、国内外の青少年の招聘（へい）・派遣等を通じた国際交流を推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
(公財)高槻市 都市交流協会事業への支援	姉妹・友好都市等との交流事業に対し、必要な支援を行い、人々との交流や自然体験、国際理解の推進を図ります。	市長室	青少年計画
【再掲】 高槻市青少年少女 合唱団運営事業	高槻市青少年少女合唱団運営委員会に運営を委託し、演奏会等を開催します。	文化スポーツ振興課	文化振興ビジョン
【再掲】 文化・歴史体験 教室の実施	市内歴史館等において、様々な体験教室を開催し、文化や歴史に親しむ機会を提供します。	文化財課	青少年計画
【再掲】 将棋文化振興事業	(公社)日本将棋連盟との包括連携協定に基づき、将棋を通じた青少年の健全育成を図るため、こども王将戦の開催、市内小中学校で日本将棋連盟の学校教育支援事業を活用します。 また、学校教育支援事業を活用し、市内小学1年生への高槻産木材製将棋駒を使用したプロ棋士による出前授業を市立全41校で実施します。	将棋のまち推進課	文化振興ビジョン

(イ) 持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、**持続可能な開発のための教育（ESD）を推進します。**

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
エコ＆クリーンフェスタ	<p>子どもたちの展示見学やイベント参加、エネルギーセンターの見学等を通じて、身近な自然環境や廃棄物などについて学び、環境意識の向上を図ります。</p> <p>子どもたちのエコ活動や環境学習を支援することで、身近な自然を大切に思う心と、問題解決のために自ら考えて行動する力を育みます。</p> <p>児童一人ひとりが地球温暖化やごみ問題への理解を深め、自ら考え、率先して実践行動につなげます。</p>	環境政策課	—
こどもエコクラブ	<p>子どもたちのエコ活動や環境学習を支援することで、身近な自然を大切に思う心と、問題解決のために自ら考えて行動する力を育みます。</p>	環境政策課	—
環境副読本	<p>児童一人ひとりが地球温暖化やごみ問題への理解を深め、自ら考え、率先して実践行動につなげます。</p>	環境政策課	—

(ウ) **在留外国人のこども・若者や海外から帰国したこどもについて、就学支援や適応支援、日本語指導等、個々の状況に応じた支援を推進します。**

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
多文化子ども交流事業	<p>多文化共生の社会づくり推進のために、多文化子ども交流事業を通して、文化の相互理解と交流を推進します。</p>	青少年課	青少年計画
在日外国人教育事業	<p>在日外国人児童生徒と日本人児童生徒が互いに共生の意識を高めることを通じて、国際感覚を身につけ、国際理解を深めます。また、日本語指導を必要とする児童生徒に対して日本語の習得、基礎学力の定着等、学校生活へのスムーズな適応を図ります。</p>	教育指導課	青少年計画

第3章 施策の展開

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
一人一人に応じた教育・支援の推進	日本語指導の必要な児童生徒について、「特別の教育課程」を編成するとともに、日本語指導協力者の派遣による日本語指導を実施します。	教育指導課	教育振興計画

エ こども・若者の可能性を広げていくためのジェンダーギャップの解消

(ア) こども・若者が、性別にかかわらず、様々な可能性を広げていくことができるよう、**学校教育**と**社会教育**において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
男性の家事・育児・介護等への参画促進に向けた講座等	男性が家庭における家事・育児・介護等に参画する意義の理解が深まるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた様々な講座等を実施します。	人権・男女共同参画課 城内公民館	男女計画
教育内容の充実	各学校園・保育所において、男女共同参画の視点に立った教育内容となるよう、人権教育推進計画や高槻市人権保育基本方針に基づいて教育の充実に取り組みます。	教育指導課 保育幼稚園総務課	男女計画
人権教育の人材育成	幼児教育・保育関係者に対する人権研修を行います。	保育幼稚園総務課	男女計画
教育内容の充実	子ども達がテレビやインターネット等を通じて、無意識・無批判に、固定的な性別役割分担意識、暴力及び性の商品化を受け入れることがないよう、また、子ども自身がトラブルに巻き込まれないよう、学校教育の場において、学習を行います。	教育指導課	男女計画
人権教育の人材育成	男女共同参画の視点に立った教育が実施できるよう、教職員対象の人権研修を行います。	教育センター	男女計画

(イ) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の着実な普及、相談体制の整備等の必要な施策を講ずるように努めます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
性の多様性尊重	人権教育・啓発を推進し、性の多様性に関する理解の促進を図ります。	教育指導課	男女計画

(ウ) こどもに身近な存在である教職員等が固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を持つことがないよう、男女共同参画を推進するための研修や周知啓発等の取組を推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 人権教育の人材育成	幼児教育・保育関係者に対する人権研修を行います。	保育幼稚園総務課	男女計画
【再掲】 人権教育の人材育成	男女共同参画の視点に立った教育が実施できるよう、教職員対象の人権研修を行います。	教育センター	男女計画

(エ) 女子中高生の理工系分野への興味・関心を高め適切に進路を選択することが可能となるような取組を支援するとともに、大学が企業等と連携して行う理工農系分野に進学する女子学生への修学支援の取組を促進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
科学技術分野における男女共同参画の推進	女性が青少年期から理工系分野に興味を持つことができるよう、子どもや保護者に向けて学習の機会を提供します。	人権・男女共同参画課	男女計画

第3章 施策の展開

(オ) 様々な世代における固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信を進めます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
啓発活動	講演会、展示会、広報媒体、インターネット等の様々な手法を用いて、男女共同参画に関する情報が多く市民に届くよう、啓発活動を行います。	人権・男女共同参画課 図書館 青少年課	男女計画
啓発活動	男女共同参画センターにおいて、資料・図書等による情報提供を行います。	人権・男女共同参画課	男女計画

(3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

ア プレコンセプションケアを含む成育医療等に関する研究や相談支援等

(ア) 不妊、予期せぬ妊娠や基礎疾患を持つ方の妊娠、性感染症等への適切な相談支援や、妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援を行うため、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、栄養管理を含めた健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、家庭生活に困難を抱える特定妊婦等を含む当事者が必要としている支援に確実につながることができるよう、切れ目のない支援体制を構築します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
妊産婦支援の充実	妊娠届の際に母子保健コーディネーター等が全ての妊婦に個別面接を行い、それぞれの家庭の状況に応じた母子保健・子育てに関する相談及び各種サービスの情報提供を実施するなど、妊娠期から出産・育児期までワンストップで切れ目のない支援を推進します。	子ども保健課	子育て計画

(イ) 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（成育医療等基本方針）に基づく国民運動である「健やか親子21」の取組により、こどもの成長や発達に関して、子育て当事者である親や身近な養育者が正しい知識を持つことに加えて、学校や企業等も含めた社会全体で親やこどもの多様性を尊重し、見守り、子育てに協力していくことができるよう、国民全体の理解を深めるための普及啓発を促進する。その際、こどもの誕生前から幼児期までの重要性に鑑み、幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョンに基づく取組と適切に連携します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
妊婦の教室	妊婦及びその家族を対象に、両親教室を実施し、妊娠期の食生活についての知識を普及・啓発します。	子ども保健課	健たか21
【再掲】 乳幼児健康診査 における啓発	乳幼児の保護者を対象に、乳幼児期の生活リズムと食生活が重要であることを啓発し、乳幼児の発達段階に応じた望ましい食習慣の定着を図ります。	子ども保健課	健たか21
子育て相談の充実	電話・面談・訪問・教室などにおいて、妊娠、出産、育児に関する悩みや相談に応じるとともに、それらを解消できる情報を提供します。	子ども保健課	健たか21

第3章 施策の展開

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
妊婦の歯科保健	妊婦及びその家族を対象に、両親教室において、歯科医師や歯科衛生士が講話や相談を通じて、歯の健康について指導・啓発します。	子ども保健課	健たか21
幼児の歯科保健	健診・教室などで、幼児とその保護者を対象に、幼児の歯についての知識を普及・啓発します。	子ども保健課	健たか21
妊婦への禁煙指導の推進	妊婦及びその家族を対象に、妊娠届出時面接及び両親教室において、たばこの害について啓発し、禁煙を勧めます。	子ども保健課	健たか21

(ウ) 妊乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康等情報の電子化及び標準化を推進します。また、母子保健情報のデジタル化と利活用を進めます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
母子健康手帳アプリ	アプリのプッシュ機能を活用した情報発信を行うことで、妊産婦の状況や乳幼児の月齢に応じて必要な子育て情報をピンポイントで発信するなど、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援の一層の充実を図ります。	子ども保健課	—

イ 慢性疾患・難病を抱えるこども・若者への支援

(ア) 慢性疾患や難病を抱えるこども・若者について、児童福祉法及び難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき医療費の助成を行うとともに、成人後も切れ目のない医療費助成が受けられるよう、指定難病の要件を満たす小児慢性特定疾病は速やかに指定難病に追加していきます。また、その自立を支援するための相談支援や就労支援等を推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
難病患者の療養支援	難病患者に対して、特定医療費（指定難病）助成制度の申請経由事務を行うとともに、保健師等による在宅療養支援を行います。	保健予防課	—

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
小児慢性特定疾病医療費助成・自立支援事業	慢性疾病により長期療養を必要とする児童の医療費の一部を助成します。また、専門職による相談や訪問指導等を行うことで子どもの疾患の状況に応じた自立・成長を支援します。	子ども保健課	子育て計画

第3章 施策の展開

(4) こどもの貧困対策

今この瞬間にも、貧困によって、日々の食事に困る子どもや、学習の機会や部活動・地域クラブ活動に参加する機会を十分に得られない子ども、進学を諦めざるを得ないなど権利が侵害された状況で生きている子どもがいます。こどもの貧困を解消し、貧困によるこうした困難を、子どもたちが強いられることがないような社会をつくります。こどもの貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であり、その解消に全力をあげて取り組みます。貧困及び貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。こどもの貧困の背景には様々な社会的な要因があることを国民全体で広く共有し、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

ア 教育の支援

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
生活保護扶助事業	生活保護法に基づき、生活保護受給世帯に教育扶助費・進学準備給付金等を支給します。	生活福祉総務課 生活福祉支援課	—
生活困窮世帯等への進学等への相談支援	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもの大学等への進学に向け、費用に関する相談や助言、奨学金貸付制度の紹介等、子どもの進学に向けた支援を実施します。	生活福祉総務課 生活福祉支援課 福祉相談支援課	—
生活困窮世帯等への学習支援	主に生活保護受給世帯及び生活困窮世帯に対し、教育指導課の家庭学習支援事業を紹介し支援を行います。	生活福祉総務課 生活福祉支援課 福祉相談支援課	—
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親やその子が高卒認定試験合格のための講座を受け修了したときに受講費用の一部を支給します。	子ども育成課	ひとり親計画
母子父子寡婦福祉資金貸付金事業	ひとり親家庭の子どもに対して、経済的理由により、高校・大学等の就学が困難な方に、福祉資金貸付金の貸付を行います。	子ども育成課	ひとり親計画
奨学金貸付事業	経済的理由により、高校・大学等の修学が困難な者に高槻市奨学金の貸付を行います。	保健給食課	—
支援学級就学奨励費	市立小中学校の支援学級に在籍する児童生徒に対して就学奨励費を支給します。	保健給食課	—

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
小中学校就学援助医療通院費助成事業	学校保健法に基づき、学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令に定めるものについて必要な治療費の援助を行います。	保健給食課	—
小中学校就学援助事業	経済的理由により就学困難と認められる市立小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費等の補助を行います。	保健給食課	—
家庭学習支援事業	小学生5, 6年生と中学生を対象に、休日を使って学習の場を提供し、児童生徒の学力向上、学習習慣の定着及び学ぶ意欲の向上などを図るとともに、民間企業と連携して、児童生徒一人一人の学力や目標に合わせて、学習を支援します。	教育指導課	教育振興計画

イ 生活の安定に資するための支援

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、自立相談支援等を実施することで自立の促進を図ります。	福祉相談支援課	就労支援計画
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等がその親の修学や疾病等の事由により一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を派遣し、または家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施します。	子ども育成課	ひとり親計画
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等の生活の向上を図るために、家計管理、子どもの育児や養育費等に関する講習会の開催や個別相談を実施します。	子ども育成課	ひとり親計画
母子家庭等就業・自立支援センター事業	就業に関する専門的な知識や相談経験のある者による就業相談や就業支援講習会の実施、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービスの充実を図り実施します。	子ども育成課	ひとり親計画
ひとり親家庭相談事業	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の父、母・寡婦の相談に応じます。	子ども育成課	ひとり親計画

第3章 施策の展開

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
出産・子育て応援事業	全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てできるように、妊娠期から出産・子育て期まで一貫した相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ『伴走型相談支援』と、妊娠・出産期の経済的負担軽減等を図る『経済的支援』を一体的に実施します。	子ども保健課	—
妊産婦支援及び子育て相談の充実	利用者支援事業（母子保健型）を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して相談支援等を実施し、切れ目のない支援を行います。	子ども保健課	—
産後ケア事業	退院直後の母子を病院や助産院に宿泊させることにより、休養の機会を提供するとともに、心身のケアや育児支援を実施します。	子ども保健課	—
乳幼児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる家庭に保育士等が訪問し、育児相談・情報提供などを行うことで保護者の育児不安を解消し、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス利用に結びつけます。	子育て総合支援センター	子育て計画
養育支援訪問事業（子育て相談訪問事業）の実施	乳幼児家庭全戸訪問事業の実施等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に相談、指導、助言その他必要な支援を行います。	子育て総合支援センター	子育て計画
子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策事業）	高槻市児童虐待等防止連絡会議（子どもを守るための地域ネットワーク）は、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応をはじめ、要保護児童及びその保護者等に関する様々な問題について適切に対応するため、必要な情報の共有や支援内容の協議等、関係機関との連携を図り、継続した支援に取り組みます。	子育て総合支援センター	子育て計画
地域子育て支援拠点事業	主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合ったり、相談したり、学びあったりする「場」を設置し、子育てへの負担感の緩和を図ります。	子育て総合支援センター	子育て計画

ウ 保護者の就労の支援

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 生活困窮者自立支援事業	生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、自立相談支援等を実施することで自立の促進を図ります。	福祉相談支援課	就労支援計画
母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の状況やニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定します。これに基づきハローワークとの連携を図り、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用しながら、きめ細かで継続的な自立・就業支援を実施することでひとり親家庭の自立を促進します。	子ども育成課	ひとり親計画
高等職業訓練促進給付金等事業	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関で修業し、就業及び育児と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減を目的として給付金を給付することで、安定した修業環境を提供します。	子ども育成課	ひとり親計画
自立支援教育訓練給付金事業	市長が指定する教育訓練講座を受講したひとり親家庭の親に対して、講座修了後に入学料及び受講料の一部を支給することで就業を支援します。	子ども育成課	ひとり親計画
【再掲】 ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等がその親の修学や疾病等の事由により一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を派遣し、または家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施します。	子ども育成課	ひとり親計画
【再掲】 ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親及びその児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の一部を支給することで学び直しを支援します	子ども育成課	ひとり親計画

第3章 施策の展開

Ⅰ 経済的支援

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
児童手当の支給	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、同手当を支給します。	子ども育成課	子育て計画
児童扶養手当の支給	父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育しているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として、同手当を支給します。	子ども育成課	ひとり親計画
母子家庭等就業・自立支援センター事業	就業支援と併せて関係機関と連携を図りながら、ひとり親家庭等の地域生活の支援や養育費や面会交流の取決めを促進するための専門相談を行う事業の充実を図ります。	子ども育成課	ひとり親計画

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

ア こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、**障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。**

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 認定こども園、幼稚園、保育所等での障がい児保育の充実	集団保育の中でかけがえのない仲間として、障がいのある子もない子もともに育つことを基本に、他機関と連携しながら取り組みます。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課	子育て計画
療育相談	障がいの疑いや、今後、障がいを残すことが予想される乳幼児に対して、専門医等による相談を実施します。	子ども保健課	子育て計画
障がい児通所支援事業	障がい児通所支援事業所において、療育の必要性が認められる児童を対象とした、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等を行うとともに、保護者の養育上の悩みなどの相談に応じ、安心して地域で暮らせるよう支援します。	子育て総合支援センター	子育て計画
乳幼児療育事業	1歳6か月児健康診査等で、発達の課題を指摘された児童及び保護者に対し、早期療育の観点から、めばえ教室を開室し、臨床心理士等の専門職による支援を行うとともに、発達に課題や悩みのある児童の保護者の個別の相談に応じ、助言や支援等を提供します。	子育て総合支援センター	子育て計画
児童発達支援センターの運営	療育園及びうの花療育園において、障がい児や発達に課題のある児童を、通所により日常生活における基本的動作及び独立自活に必要な知識技能の習得、集団生活への適応のための支援並びに治療等を行います。また、児童発達支援センターとして、障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなどの身近な地域支援の拠点としての役割を果たしていきます。	子育て総合支援センター	子育て計画

第3章 施策の展開

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
障がい児相談支援事業	障がい児通所支援を利用するにあたり、相談支援専門員が障がい児支援利用計画を作成し、個別支援会議やモニタリングを行うことで、ライフステージに沿った支援をコーディネートするなど、適切な療育支援につなげます。	子育て総合支援センター	子育て計画

イ 特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
特別児童扶養手当	20歳未満で在宅の障がい児に対する、特別児童扶養手当に係る申請の受付や大阪府への書類の取次ぎを行うことにより、経済的負担等の軽減を図ります。（一定額以上の所得がある場合、支給されません。）	障がい福祉課	障がい者計画
障がい児福祉手当	20歳未満で在宅の常時介護が必要な方に手当を支給することにより、経済的負担等の軽減を図ります。（一定額以上の所得がある場合、支給されません。）	障がい福祉課	障がい者計画
難聴児特別補聴器購入費等助成	身体障がい者手帳の取得対象とならない、軽度・中度の難聴児（18歳未満）に対して、補聴器の購入費・修理費を支給します。	障がい福祉課	障がい福祉計画
障がい児通所支援サービス	児童福祉法に基づく通所などのサービスがあります。	子育て総合支援センター	—
人工内耳装置等購入費助成	18歳未満の高度難聴児に対し、装置及び電池等の購入費用の助成を実施することにより、言語獲得及び情報取得の機会の保障を行うとともに、言語の発達等を支援します。	子育て総合支援センター	障がい者計画

ウ 障がいの有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、**地域における障がい児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障がい児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進します。**

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 児童発達支援センターの運営	療育園及びうの花療育園において、障がい児や発達に課題のある児童を、通所により日常生活における基本的動作及び独立自活に必要な知識技能の習得、集団生活への適応のための支援並びに治療等を行います。また、児童発達支援センターとして、障がい児を預かる施設への援助・助言を行うなどの身近な地域支援の拠点としての役割を果たしていきます。	子育て総合支援センター	子育て計画
保育所等訪問支援	現在、保育所等を利用中の児童や今後利用する予定の児童が、保育所等での集団生活に適応しやすいように、専門の支援員が保育所等を訪問し、安定した利用ができるように支援します。	子育て総合支援センター	障がい福祉計画

エ **医療的ケア児、聴覚障がい児など、専門的支援が必要な子どもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。**

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会のワーキング等を活用して設置した関係機関の協議の場を、定期的を開催し、関係機関等が連携を図るための協議を進めます。また、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、大阪府医療的ケア児支援センターとの連携を図りながら、地域における医療的ケア児のニーズ把握や必要に応じた関係機関との調整等に努めます。	子育て総合支援センター	障がい福祉計画

第3章 施策の展開

オ 特別支援教育については、障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進めます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
一人一人に応じた教育・支援の推進	一人一人の障がいの状況にあった支援を行うために、障がい特性に基づいた指導の在り方について理解を深めます。	教育指導課	教育振興計画
一人一人に応じた教育・支援の推進	障がいによる生活上・学習上の困難さを改善・克服するため、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、きめ細かな指導や支援を組織的・継続的・計画的に行うとともに、自立活動の指導の充実を図ります。	教育指導課	教育振興計画
一人一人に応じた教育・支援の推進	通常の学級に在籍する児童生徒が抱える生活上・学習上の困難さを改善・克服するため、通級による指導の充実を図ります。	教育指導課	教育振興計画
一人一人に応じた教育・支援の推進	学校における医療的ケア体制の整備に努めます。	教育指導課	教育振興計画
特別支援教育における整備	バリアフリー化を推進するとともに、多様な学びの場として、通常の学級、通級指導教室、支援学級それぞれの環境の整備を進めます。 適切な指導・支援を効果的に行うために、特別支援教育支援員の配置を進めます。	教育指導課	教育振興計画

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

ア 児童虐待防止対策等の更なる強化

(ア) 子から親になった養育者自身が置かれている困難に対する支援を社会全体で提供することにより、どのような困難があっても子どもへの虐待につながらないようにしていく必要があります。虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行います。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
子どもを守るための地域ネットワーク機能事業（要保護児童対策事業）	高槻市児童虐待等防止会議（子どもを守るための地域ネットワーク）は、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応をはじめ、要保護児童及びその保護者等に関する様々な問題について適切に対応するため、必要な情報の共有や支援内容の協議等、関係機関との連携を図り、継続した支援に取り組みます。	子育て総合支援センター	子育て計画
養育支援訪問事業（子育て相談訪問事業）の実施	乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該児童等の居宅において、養育に相談、指導、助言その他必要な支援を行います。	子育て総合支援センター	子育て計画
子育て世帯訪問支援事業	子育てに不安や悩み等を持っている家庭に対し、子育て相談訪問員が訪問し、子育てに関する相談や助言を行い、保護者の育児不安・負担感の軽減を図り、児童虐待等の未然防止に努めます。	子育て総合支援センター	子育て計画
児童家庭相談	保健師・保育士・心理職等の専門職員を配置し、18歳未満の子どもに関する児童家庭相談を行います。相談により、保護者の育児不安・負担感の軽減を図り、児童虐待等の未然防止に努めます。あわせて、地域における関係機関等との連携を図り、支援します。	子育て総合支援センター	子育て計画
児童虐待防止に向けた啓発	児童虐待防止についての関係機関向けマニュアルを作成し、活用します。また、保護者向け・地域住民向け・子ども向けのパンフレットを作成・配布し、児童虐待防止の啓発に努めます。	子育て総合支援センター	子育て計画

第3章 施策の展開

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
児童虐待等防止 連絡会議の活動 推進	児童虐待をはじめとする要保護児童等に関する諸問題について、関係機関と連携・協働し、児童虐待等の未然防止や早期発見・早期対応を行います。	子育て総合支援センター	子育て計画

(イ) 虐待は決して許されるものではないが、あらゆる子育て当事者が無縁ではないという認識の下、不適切な養育につながる可能性のある家族の支援ニーズをキャッチし、こどもや家庭の声を、当事者の文脈を尊重して受け止め、子育ての困難や不安を分かち合うことで、子育てに困難を感じる家庭、こどものSOSをできる限り早期に把握し、具体的な支援を行う必要があります。このため、こども家庭センターの設置や訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の居場所支援の推進等を行うとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
子ども食堂運営 支援事業	市内で子どもの居場所づくり及び子どもを見守る環境を整備することを目的に、子ども等に対して食事の提供等を行う子ども食堂の運営主体に対し、運営に要する費用の一部を補助します。	子ども育成課	—
こども家庭センターの設置	子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭相談支援拠点（児童福祉）の設立意義や機能を維持した上で、それぞれの施設内に「こども家庭センター」の機能を配置し、双方の機能の一体的な運用を行います。 すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、母子保健・児童福祉の両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない対応など、一体的に相談支援を行います。	子ども保健課 子育て総合支援センター	—
【再掲】 子育て世帯訪問 支援事業	子育てに不安や悩み等を持っている家庭に対し、子育て相談訪問員が訪問し、子育てに関する相談や助言を行い、保護者の育児不安・負担感の軽減を図り、児童虐待等の未然防止に努めます。	子育て総合支援センター	子育て計画

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
親子関係形成支援事業	支援が必要と認められる保護者を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的とする親支援プログラムを実施します。	子育て総合支援センター	子育て計画

(ウ) 虐待による死亡事例（心中以外）の約半数を0歳児が占め、さらにその多くを月齢0か月児が占めている現実を踏まえ、孤立した環境の中で予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談・日常生活の支援や関係機関との調整等の支援の強化に取り組むとともに、こうした支援の存在が、予期せぬ妊娠に悩む若年女性などの支援を必要としている本人に届くよう、相談窓口の周知などに取り組みます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 子育て相談の充実	電話・面談・訪問・教室などにおいて、妊娠、出産、育児に関する悩みや相談に応じるとともに、それらを解消できる場所の情報を提供します。	子ども保健課	健たか21

(エ) 性被害の被害者等となったこどもからの聴取における関係機関の連携を推進し、二次被害を防止する観点から、こどもの精神的・身体的な負担軽減等に取り組むます。また、こどもからの聴取を適切に行えるよう、聴取を行う側の知見や技術の向上を図るとともに、こどもが安心して話すことができる環境整備を進めます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策事業）	高槻市児童虐待等防止連絡会議（子どもを守るための地域ネットワーク）は、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応をはじめ、要保護児童及びその保護者等に関する様々な問題について適切に対応するため、必要な情報の共有や支援内容の協議等、関係機関との連携を図り、継続した支援に取り組めます。	子育て総合支援センター	子育て計画

第3章 施策の展開

イ ヤングケアラーへの支援

(ア) 本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。家族の世話などに係る負担を軽減又は解消するため、家庭に対する適切なアセスメントにより世帯全体を支援する視点を持った対策を推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
ヤングケアラー支援に関する連携の強化	ヤングケアラーの支援に取り組むため、ヤングケアラー支援に関する庁内連絡会議をはじめとする関係部署の連携を強化します。	子育て総合支援センター	—
【再掲】 子育て世帯訪問支援事業	子育てに不安や悩み等を持っている家庭に対し、子育て相談訪問員が訪問し、子育てに関する相談や助言を行い、保護者の育児不安・負担感の軽減を図り、児童虐待等の未然防止に努めます。	子育て総合支援センター	子育て計画

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

ア こども・若者の自殺対策

(ア) 小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっています。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力に推進します。こども・若者の自殺対策については、自殺に関する情報の集約・分析等による自殺の要因分析や、SOSの出し方や心の危機に陥った友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、全国展開を目指した1人1台端末の活用による自殺リスクの早期発見、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、都道府県等における多職種の専門家で構成される対応チームの設置促進等による自殺予防への的確な対応、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動など、体制強化を図りながら、自殺総合対策大綱及びこどもの自殺対策緊急強化プランに基づく総合的な取組を進めていきます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
子ども・若者の自殺対策の推進	市内の大学生等を対象にメンタルヘルス、セルフケアに関する講義を行い、こころの健康づくりを進めるとともに、若者同士の気づきあいの力を高め、自殺予防の相互作用を図ります。 また、子ども・若者等の相談内容に応じて、三島地域若者サポートステーションや障がい者就業・生活支援センター、地域の居場所等の情報提供を行います。	保健予防課	自殺対策計画
ひとり親家庭相談事業	ひとり親家庭の福祉の増進を図るため、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の父、母・寡婦の相談に応じます。	子ども育成課	ひとり親計画
【再掲】 児童家庭相談	保健師・保育士・心理職等の専門職員を配置し、18歳未満の子どもに関する児童家庭相談を行います。相談により、保護者の育児不安・負担感の軽減を図り、児童虐待等の未然防止に努めます。あわせて、地域における関係機関等との連携を図り、支援します。	子育て総合支援センター	子育て計画
子育て世帯訪問支援事業	子育てに不安や悩み等を持っている家庭に対し、子育て相談訪問員が訪問し、子育てに関する相談や助言を行い、保護者の育児不安・負担感の軽減を図り、児童虐待等の未然防止に努めます。	子育て総合支援センター	子育て計画

第3章 施策の展開

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
子育て総合支援センター（子育て相談及び情報提供）	就学前の親子が集うプレイルームや各種講座で子育てに関する相談や情報提供を行います。	子育て総合支援センター	自殺対策計画
【再掲】 乳幼児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいる家庭に保育士等が訪問し、育児相談・情報提供などを行うことで保護者の育児不安を解消し、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス利用に結びつけます。	子育て総合支援センター	子育て計画
地域子育て支援拠点事業（つどいの広場、子育て支援センター）	主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合ったり、相談したり、学びあったりする「場」を設置し、子育てへの負担感の緩和を図ります。 一時預かりや地域の子育て支援団体との連携に取り組む事業を展開するとともに、地域の子育て支援力の向上に取り組みます。	子育て総合支援センター	自殺対策計画
青少年相談	教育・子育てに関する不安や悩み、家庭や学校、進路、人間関係などについて、電話または面接による相談を行います。また、青少年の悩みに応じた専門機関等の紹介を行います。	青少年課	青少年計画
スクールカウンセラーの派遣（生徒指導推進事業）	いじめや不登校などの生徒指導上の課題に対して、児童生徒の心の安定を図るとともに、いじめや不登校の早期発見や早期対応を図ります。	教育指導課	青少年計画
こころの教育（SOSの出し方に関する教育）への取組	児童・生徒が、様々な困難やストレスへの対処方法を身につけ適切な対応ができるよう、保健体育、道徳、総合学習等、様々な機会を通じて取り組みます。	教育指導課	自殺対策計画
はにたんの子どもいじめ110番	小中学生がいじめで悩んでいる友達を見つけたとき、直接メールで情報提供を行い、その情報をもとに学校や専門家が課題解決に取り組めます。	教育指導課	青少年計画
教育相談	心理・ことばの発達など教育上の問題や悩みを軽減あるいは解消するため、面接相談、医療相談、電話相談を行うことによって、相談者の主訴について問題解決を図ります。	教育センター	教育振興計画

イ こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

(ア) 社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を適切に取捨選択して利用するとともに、インターネットによる情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっています。また、こどものインターネット利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きています。これらのことを踏まえ、こどもが主体的にインターネットを利用できる能力習得の支援や、情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応の推進など、こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に取り組みます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
消費生活教育・啓発事業	市民一人ひとりが「自立した消費者」として、時代や社会の変化に応じた消費生活に関する知識と適切な行動がとれる実践的な能力を身につけられるよう、情報提供や学びの場の提供を行います。	消費生活センター	青少年計画
ICT機器を活用した教育の充実・推進	ICT機器を活用し、多様な人や知識とつながる豊かな学びを実現する授業づくりを進め、新しい時代に即した情報活用能力を育成します。	教育センター 教育政策課	教育振興計画
ICT機器を活用した教育の充実・推進	ICT環境等を活用し、授業と家庭学習を結び付けた学習を支援することで、確かな学力の育成につなげます。	教育センター 教育政策課	教育振興計画

ウ こども・若者の性犯罪・性暴力対策

(ア) こども・若者に対する性犯罪・性暴力は、被害当事者の心身に長期にわたり有害な影響を及ぼす極めて悪質な行為です。年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、こども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援、継続的な啓発活動の実施等、総合的な取組を進めていきます。

こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいことなどを踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進します。

第3章 施策の展開

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
性犯罪・性暴力の防止	学校施設及び通学路における点検等の管理体制を充実を図るとともに、登下校時など、子どもが被害者となる性的な犯罪を防止するため、地域や関係機関と連携し、通学路等の安全・安心確保に努めます。	危機管理室 学校安全課	男女計画
高槻市DV対応連絡会議	DV被害の早期発見・相談から保護、自立支援まで切れ目のない円滑な支援を実施していくため、「高槻市DV対応連絡会議」を組織し、庁外関係機関・団体と庁内関係課等の連携を図ります。 同会議において、国や大阪府などが主催する会議や研修会の情報共有を図るなど、適切な推進体制の確保に努めます。	人権・男女共同参画課	男女計画
非暴力の教育	幼児期から男女平等の意識を養成するとともに、暴力的解決方法を許容し容認する意識を形成させないように、非暴力の教育に取り組みます。	人権・男女共同参画課 保育幼稚園総務課 教育指導課 教育センター	男女計画
性犯罪・性暴力の防止	子どもが性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者のいずれにもならないために、発達段階に応じた教育を実施します。	保育幼稚園総務課 教育指導課 学校安全課 教育センター	男女計画
【再掲】 高槻市児童虐待等防止連絡会議	DV被害と児童虐待には密接な関係があるため、必要に応じて連携した対応を行います。	子育て総合支援センター	男女計画
性犯罪・性暴力の防止	教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するため、教職員への研修の実施に取り組むとともに、小・中学校の児童・生徒に向けて相談体制の周知を図ります。	教育指導課 教職員課 教育センター	男女計画

エ 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備

(ア) 子どもが一生に残る傷を負う事件や子どもが生命を失う事故が後を絶たず、子どもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子どもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進めます。

子ども・若者が、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の程度に応じて、体系的な安全教育を推進します。子どもの安全に関する保護者に対する周知啓発を進めます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
安全なまちづくり事業	「子どもの見守り活動」を一層推進するため、「青色防犯パトロール車（青色回転灯装着車両）」による巡回パトロールなどにより、子どもに対する不審者への注意喚起や、地域の子ども見守りについて啓発を図ります。	危機管理室	子育て計画
高槻警察署管内防犯協議会	子どもを犯罪から守る地域の防犯活動を推進するため、登下校時の青色防犯パトロール車による巡回活動や少年補導活動など高槻警察署管内防犯協議会が実施する防犯事業を支援します。	危機管理室	青少年計画
交通安全教育の推進	家庭・地域・学校・職場等を通じて、幼児を含めた年齢各層に応じた交通安全教室等の啓発事業を実施し、また、交通遊園では親子でふれあいながら交通ルールを身につけてもらうことで、市民の交通安全意識の向上を図ります。	管理課	子育て計画
「こども見守り中」の旗	掲示協力者を募集する取組を通じて、子どもを地域で見守り育てる意識の普及啓発を推進します。	学校安全課	子育て計画
安全教育の充実・推進	学校安全の3領域「生活安全」「交通安全」「災害安全」に係る教育を計画的に実施します。	学校安全課	教育振興計画
安全教育の充実・推進	災害発生時等に自他の安全のために主体的に行動し、地域の安全にも貢献しようとする態度を養うため、より実践的な避難訓練に取り組みます。	学校安全課	教育振興計画
安全管理の充実・推進	教職員の学校安全に関する意識や対応能力、指導力を高めます。	学校安全課	教育振興計画

第3章 施策の展開

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
セーフティボランティア	地域で子どもの安全を見守るセーフティボランティアを募集するとともに、その活動を支援します。	学校安全課	青少年計画
校区安全マップ	学校区ごとに作成している校区安全マップを活用して、児童生徒が危険を事前に理解し、自らも危険回避ができるよう指導を行います。	学校安全課	青少年計画
学校環境の整備と管理体制の確立	学校施設及び通学路における点検等の管理体制を充実させ、整備要望や危険箇所に対し、関係者と連携し安全確保を図ります。	学校安全課	教育振興計画
組織的な安全活動の推進	学校安全の中核となる教職員を中心とした組織的取組を推進し、より実行性のある学校安全計画の策定や危機管理マニュアルの定期的な見直しなどを行い、学校の安全体制の強化を図ります。	学校安全課	教育振興計画
組織的な安全活動の推進	学校、地域、警察、行政が情報を共有する場である「地域安全センター」の活動を支援します。	学校安全課	教育振興計画
消防音楽隊小学校訪問演奏	市内の公立小学校を6年周期で訪問し、小学生に対する幼い時期からの情操教育の一環として、音楽の演奏と併せて防火教育や消防の職業紹介を行うことにより、消防に親しみを持たせるとともに、防火防災思想の普及を図ります。	消防本部予防課	—

オ 非行防止と自立支援

(ア) こども・若者の非行防止や、非行・犯罪に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図ります。 少年院や刑事施設における矯正教育や改善指導、児童自立支援施設における生活指導や自立支援、社会復帰に資する就労支援の充実を図ります。保護観察の対象となったこども・若者に対する処遇の強化を図るとともに、保護司などとの連携の強化や体制の充実を図ります。社会全体として非行や犯罪に及んだこどもや若者に対する理解を深め、育ちを見守る社会気運の向上を図ります。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
更生保護や再犯防止の啓発	「社会を明るくする運動」の推進や、更生保護・再犯防止について広報誌等に掲載することにより、周知啓発を行います。	地域共生社会推進室	地域福祉計画

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
喫煙防止・薬物乱用防止の啓発	学校等関係機関と連携し、啓発資材の貸し出し等を通じて、喫煙防止・薬物乱用防止を図ります。また、健康・食育フェアなど様々な機会を通じて、喫煙・薬物乱用防止の啓発を行います。	健康医療政策課	青少年計画
青少年指導員と連携した青少年健全育成の推進	青少年指導員と連携した啓発活動や、地域の見守りやパトロールを行うことにより、少年非行の防止や健全で安全・安心な地域環境づくりを図ります。	青少年課	青少年計画
少年補導協助手連絡協議会	非行の未然防止や、個々の生徒や家庭を支援するため、高槻地区少年補導協助手連絡協議会と連携し、高槻地区における少年の健全育成を図ります。	教育指導課	青少年計画

第3章 施策の展開

2 ライフステージ別の重要事項

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

ア 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

(ア) 不妊症や不育症、出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図ります。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
不育症検査費用助成	流産や死産を繰り返すなどの不育症に悩む夫婦への支援として、先進医療に位置付けられた不育症検査費用の一部を助成します。	子ども保健課	子育て計画
不育症治療費助成	流産や死産を繰り返すなどの不育症に悩む夫婦への支援として、不育症治療費の一部を助成します。	子ども保健課	子育て計画

(イ) 周産期医療の集約化・重点化を推進し、地域の周産期医療体制を確保します。周産期医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉等の関係者等との連携体制の構築を図ります。
あわせて、里帰り出産を行う妊産婦への支援や、医療と母子保健との連携を推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
周産期医療機関等とのネットワーク強化	すべての妊産婦に対する支援の一環として、市内拠点病院や助産師会等との定期的な連絡会や研修会を実施するなど、ネットワークのさらなる強化を図ります。	子ども保健課	子育て計画

(ウ) 産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行います。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
産後ケア事業	出産後の母子に対して、休養の機会を提供するとともに心身のケアや育児サポート等きめ細かい支援を実施します。	子ども保健課	子育て計画

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
産婦健診	出産後の産婦の心身の不調、育児不安を早期に把握するために、健診費用の助成を図り、必要な産婦に対し相談や支援を行います。	子ども保健課	子育て計画

(工) 児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うこども家庭センターにおいて、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制を構築します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 こども家庭センターの設置	子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭相談支援拠点（児童福祉）の設立意義や機能を維持した上で、それぞれの施設内に「こども家庭センター」の機能を配置し、双方の機能の一体的な運用を行います。 すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、母子保健・児童福祉の両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない対応など、一体的に相談支援を行います。	子ども保健課 子育て総合支援センター	—

(オ) 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等が必要な支援を受けられるよう、乳児院や母子生活支援施設、NPOなどの民間団体とも連携しながら、取組を進めます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
専門職による妊娠・出産・育児の総合相談、保健指導	妊娠期から出産・育児期にわたる、発育や育児、栄養等の各種相談に対して専門職による助言・指導を行い、あわせて地域の関係機関等と連携し、切れ目のない支援の充実に努めます。	子ども保健課	子育て計画

第3章 施策の展開

(カ) 乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、新生児マススクリーニング等を推進します。また、これらの観点に加え、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見にも資するよう、乳幼児健診等を推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
乳幼児健康診査	乳幼児健診を実施し、疾病や障がいの早期発見に努めるとともに、発達段階に応じた適切な助言・指導を行い、親や保護者の不安や育児負担感の軽減を図ります。	子ども保健課	子育て計画

(キ) 先天性代謝異常等を早期に発見する新生児へのマススクリーニング検査の拡充に向けた検証を進めるとともに、新生児聴覚検査など聴覚障がいの早期発見・早期療育に資する取組を進めます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
新生児聴覚検査費用助成事業	先天性難聴児を早期に発見し、早期療育につなげるため、府内で受検できる初回検査の受検票を発行します。また、里帰りなどの事由で、府外で受検した費用の一部を助成します。	子ども保健課	子育て計画

イ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

(ア) 待機児童対策に取り組むとともに、親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実します。幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の環境整備を進め、利用につなげていきます。あわせて、病児保育の充実を図ります。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
待機児童解消 (保育所等)	計画に基づき、必要な基盤整備を行っていきます。また、保育士の就職支援や相談などを行う「保育士・保育所支援センター」を実施し、保育所や認定こども園における安定的な人材確保を図ります。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課	子育て計画

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 市立認定こども園・保育所・幼稚園の地域開放	市立認定こども園・保育所・幼稚園の園庭や部屋を未就園児やその保護者に開放し、園児との交流や親子で楽しめる催し等を行うことで、交流を促進します。また、子育て情報を発信し、子育ての悩みや相談に応じることで育児不安の解消に取り組み、また、子育て支援ボランティアによる「遊ぼう会」「お話会」等の活動を推進します。	保育幼稚園総務課	子育て計画
病児保育事業	保育を必要とする乳幼児等であって、疾病にかかっている者について、保育所、認定こども園、病院、診療所等に付設された専用スペースで一時的に預かります。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課	子育て計画
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子育て総合支援センター	子育て計画
ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助が必要な人と援助ができる人が会員となり相互の援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。また、会員の増加に向けた広報に取り組みます。	子育て総合支援センター	子育て計画
誰でも通園制度	【未定】		

(イ) 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、**幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、障がいのあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこどもをはじめ様々な文化を背景にもつこどもなど特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を支えていきます。**

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 異年齢児学級保育の充実	異年齢児学級保育の中で、自尊感情・自己有用感など豊かな心を育みます。 ・異年齢児学級保育の成果や課題、効果の情報を発信します。 ・異年齢児学級保育の充実を図り、コミュニケーション能力の育成を図ります。	保育幼稚園総務課	子育て計画

第3章 施策の展開

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 認定こども園、 幼稚園、保育所 等での障がい児 保育の充実	集団保育の中でかけがえのない仲間として、 障がいのある子もいない子もともに育つことを基 本に、他機関と連携しながら取り組みます。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課	子育て計画
【再掲】 指導監督、訪問 指導等の実施及 び教育・保育人 材の育成	教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者 並びに子ども・子育て支援施設等に対し、定期 的に指導監督、訪問指導等を実施します。ま た、高槻子ども未来館の子育て支援人材育成施 設において、教育・保育の研究や幼稚園教諭及 び保育士等を対象とした研修を行うことで、教 育・保育人材を育成し、教育・保育その他の子 ども・子育て支援の質の向上に努めていきま す。	保育幼稚園指導課 子育て総合支援センター 保育幼稚園総務課	子育て計画

(ウ) 地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、学びの連続性を踏まえ、幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図ります。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
幼児教育と小学 校教育との円滑 な接続	認定こども園、幼稚園及び保育所の相互理解 の推進と体制の確保を進めるほか、小学校と 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共 有するなどの連携を図り、教育目標やカリキュ ラムの交流及び生活科などによる就学前児童と 小学生との合同活動などを年間計画に位置付 け、公立・民間のどちらの施設に通っていても、小学校教育に円滑に接続できるよう、取組 を進めます。	保育幼稚園総務課	教育振興計画

(工) こどもの育ちそのものと密接不可分な保護者・養育者支援が重要であり、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善や現場の負担軽減、職員配置基準の改善を進めます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
<p>【再掲】 指導監督、訪問指導等の実施及び教育・保育人材の育成</p>	<p>教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者並びに子ども・子育て支援施設等に対し、定期的に指導監督、訪問指導等を実施します。また、高槻子ども未来館の子育て支援人材育成施設において、教育・保育の研究や幼稚園教諭及び保育士等を対象とした研修を行うことで、教育・保育人材を育成し、教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の向上に努めていきます。</p>	<p>保育幼稚園指導課 子育て総合支援センター 保育幼稚園総務課</p>	<p>子育て計画</p>

第3章 施策の展開

(2) 学童期・思春期

ア こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

(ア) これまでの学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障の3つを学校教育の本質的な役割として継承しつつ、こども・若者、保護者、教育現場、地方公共団体(教育委員会及び首長部局)などのステークホルダーからの意見聴取や対話を行い、施策に反映していきながら、取組を着実に進めていきます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
学校環境の整備と管理体制の確立	学校施設の老朽化対策に加え、求められる教育施策への対応、家庭・社会環境の変化、近年の猛暑等の自然環境に適した質的向上を図る整備を計画的に行い、安全で快適な教育環境を確保します。	学校安全課	教育振興計画
安全・衛生管理に関する指導の徹底	国等の感染症に関する学校への情報の提供を適切に行うとともに、感染症に関する学校からの相談業務を充実します。	保健給食課	教育振興計画
安全・衛生管理に関する指導の徹底	教室の空気検査や飲料水検査、プールの水質検査などを継続して実施し、安全な環境の維持に努めます。	保健給食課	教育振興計画
安全・衛生管理に関する指導の徹底	アレルゲンを調理段階で除去した除去食の提供を行うなど、食物アレルギーへの適切な対応を徹底します。	保健給食課	教育振興計画
きめ細かな学習指導の充実・推進	小中学校35人学級編制を含め多様な指導体制の効果的な活用により、全ての児童生徒にとって「わかる・できる」授業を目指します。	教育センター 教育政策課	教育振興計画
きめ細かな学習指導の充実・推進	習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら学びの質を高める「主体的・対話的で深い学び」のある授業づくりを推進します。	教育センター 教育政策課	教育振興計画
きめ細かな学習指導の充実・推進	I C T機器の効果的な活用を研究し、児童生徒一人一人の多様なニーズに対応する学習指導や、課題探究学習等を推進します。	教育センター 教育政策課	教育振興計画
学び続ける力を育成するための学習指導の推進	「総合的な学習の時間」における探究課題や、特別活動における集団や自己の生活上の課題に取り組むことを通じて、各教科等での学習内容と関連付けながら、問題を発見し、解決していく資質・能力を育成します。	教育指導課	教育振興計画

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
学び続ける力を育成するための学習指導の推進	児童生徒に目標をもって学ばせ、どのような力が身に付いたかなどを振り返らせることで、児童生徒の次への学びとつなげます。また、集中して粘り強く学びに向かう力を授業の中で育みます。	教育指導課	教育振興計画
学び続ける力を育成するための学習指導の推進	児童生徒が学ぶ意義を感じられるように、全ての教科等で、実生活や実社会と関連づけ、自分の将来とのつながりを考えて学習するなどキャリア教育の視点を取り入れた学習の工夫をします。	教育指導課	教育振興計画
学び続ける力を育成するための学習指導の推進	地域や企業等と連携しながら、放課後や休業日等を利用し、全ての児童生徒に学習できる場を提供します。	教育指導課	教育振興計画
【再掲】 ICT機器を活用した教育の充実・推進	ICT機器を活用し、多様な人や知識とつながる豊かな学びを実現する授業づくりを進め、新しい時代に即した情報活用能力を育成します。	教育センター 教育政策課	教育振興計画
ICT機器を活用した教育の充実・推進	これまでの教育実践とICT環境を活用した取組のそれぞれの良さをかけ合わせた質の高い授業づくりを進めます。	教育センター 教育政策課	教育振興計画
ICT機器を活用した教育の充実・推進	児童生徒1人1台端末を効果的に活用するため、教員のさらなる指導力の向上を目指した研究及び研修の充実を図ります。	教育センター 教育政策課	教育振興計画
【再掲】 ICT機器を活用した教育の充実・推進	ICT環境等を活用し、授業と家庭学習を結び付けた学習を支援することで、確かな学力の育成につなげます。	教育センター 教育政策課	教育振興計画
ICT機器を活用した教育の充実・推進	災害や感染症の発生による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICT機器の活用等により学びを保障できるよう取り組みます。	教育センター 教育政策課	教育振興計画
学校図書館を活用した学習活動の推進	読書好きな児童生徒を増やし、確かな学力、豊かな心を育みます。	教育指導課	教育振興計画

第3章 施策の展開

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
学校図書館を活用した学習活動の推進	各教科等での学習活動に学校図書館の活用を位置づけ、言語活動や探究活動の場とすることで、児童生徒の主体的な学習を支え、言語能力や情報活用能力等を学校全体として計画的かつ体系的に育みます。	教育指導課	教育振興計画
学校図書館を活用した学習活動の推進	校長のリーダーシップのもと、学校図書館が読書センター・メディアセンター等の機能を発揮できるよう、司書教諭や学校司書が互いに連携・協力し、組織的に運営できるよう支援します。	教育指導課	教育振興計画
キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	地域や企業等との連携により教材や取組を開発し、児童生徒が学ぶことや働く尊さを理解し、自己の将来を力強く切り拓いていこうとする意欲や社会に貢献しようとする態度を育てます。	教育指導課	教育振興計画
キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	キャリア教育の実施にあたっては、幼児期から高等学校までの連続性も踏まえ、教育活動全体を通じて、系統的に社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成し、主体的な生き方、進路選択を支援します。	教育指導課	教育振興計画
キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	社会の仕組みを理解し、公共の福祉に配慮できる成熟した社会人としての資質・能力を育成します。	教育指導課	教育振興計画
キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	自分の地域や高槻に誇りが持てるように、様々な芸術、歴史、地域の人材、伝統や文化等に触れる学習を充実します。	教育指導課	教育振興計画
9年間を見通した教育課程の編成と実施	グローバル社会を生き抜くために必要なコミュニケーションを図る資質・能力を育成するため、英語教育に取り組み、児童生徒の英語力の向上を図ります。	教育センター	教育振興計画
きめ細かな学習指導の充実・推進	学習指導に係るPDCAサイクルを機能させるため、学習に入る前に行う評価（診断的な評価）、学習の過程で行う評価（形成的な評価）や学習結果の評価（総括的な評価）を丁寧に行い、その評価の結果をもとに、指導内容や指導方法の改善につなげます。	教育センター	教育振興計画

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
生徒指導の推進	学校と連携した不登校児童生徒支援室（エスペランサ）の運営や不登校等支援員の配置等により、児童生徒の状況に応じた支援を行います。	教育センター	教育振興計画

(イ) 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実の一体的推進、1人1台端末やデジタル教科書の活用などを進め、一人一人のこどもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるようにしていきます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 ICT機器を活用した教育の充実・推進	児童生徒1人1台端末を効果的に活用するため、教員のさらなる指導力の向上を目指した研究及び研修の充実を図ります。	教育センター 教育政策課	教育振興計画

(ウ) インクルーシブ教育システムを推進し、特別支援教育の充実を図ります。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 支援学級就学奨励費	市立小中学校の支援学級に在籍する児童生徒に対して就学奨励費を支給します。	保健給食課	—
【再掲】 一人一人に応じた教育・支援の推進	一人一人の障がいの状況にあった支援を行うために、障がい特性に基づいた指導の在り方について理解を深めます。	教育指導課	教育振興計画
【再掲】 一人一人に応じた教育・支援の推進	障がいによる生活上・学習上の困難さを改善・克服するため、「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」を作成し、きめ細かな指導や支援を組織的・継続的・計画的に行うとともに、自立活動の指導の充実を図ります。	教育指導課	教育振興計画
【再掲】 一人一人に応じた教育・支援の推進	通常の学級に在籍する児童生徒が抱える生活上・学習上の困難さを改善・克服するため、通級による指導の充実を図ります。	教育指導課	教育振興計画

第3章 施策の展開

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 一人一人に応じた教育・支援の推進	学校における医療的ケア体制の整備に努めます。	教育指導課	教育振興計画
【再掲】 特別支援教育における整備	バリアフリー化を推進するとともに、多様な学びの場として、通常の学級、通級指導教室、支援学級それぞれの環境の整備を進めます。 適切な指導・支援を効果的に行うために、特別支援教育支援員の配置を進めます。	教育指導課	教育振興計画

(エ) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、子どもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域や子どもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
地域等との協働の推進	コミュニティ・スクール導入の取組と連動して、地域・家庭・学校が連携・協働して、地域全体で子どもの成長を支える地域学校協働活動を、学校運営協議会制度と一体的に取り組み、学校を核とした地域づくりを目指します。	教育総務課	教育振興計画
「地域とともにある学校づくり」の充実・推進	学校運営協議会において、校長の学校経営の方針を承認することを通し、家庭、地域等の参画を得ながら地域とともにある学校づくりを推進します。	教育指導課	教育振興計画
「地域とともにある学校づくり」の充実・推進	教育活動の実施にあたっては、豊かな経験や高い専門性を持つ地域人材、図書館、博物館等の学習環境、その他の教育資源（地域組織、NPO、企業、大学）を活用します。	教育指導課	教育振興計画
「地域とともにある学校づくり」の充実・推進	学校運営の改善にあたっては、学校アンケート等を活用した自己評価を実施し、目標の達成度や計画の進捗状況について点検・評価を行うとともに、学校関係者評価により、保護者や地域住民等の意見を学校運営に反映させます。	教育指導課	教育振興計画

(オ) 将来にわたり子ども・若者がスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができるよう、地域の実情に応じて、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた地域のスポーツ・文化芸術環境の整備を進めます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
子ども向け教室の推進	指定管理者等と連携し、スポーツ施設において子ども向けスポーツ教室を推進します。	文化スポーツ振興課	スポーツ振興計画
競技団体等による教室や大会の支援	小中学校や各種スポーツ団体等に対し、各種大会や事業等が、円滑に実施できるよう支援を行います。 青少年にスポーツ活動の場を提供することにより、青少年の自主的、組織的活動を促進します。	文化スポーツ振興課	スポーツ振興計画
中学校の部活動の充実	市内中学校への指導者の派遣等により、中学校の部活動の活性化を図ります。	文化スポーツ振興課	スポーツ振興計画
大学との連携	大学と連携し、大学生とのスポーツ交流等を通じて、小学生のスポーツ活動の推進を図る。	文化スポーツ振興課	スポーツ振興計画
地域等との協働の推進	学校と地域が協働・融合した部活動についての研究を行います。	教育総務課	教育振興計画

(カ) 社会形成に参画する態度や規範意識、思いやりの心を育てるため、道徳教育や情報モラル教育を推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
バリアフリー講師の派遣	心のバリアフリーの醸成を図るため、障がい当事者を講師とした体験学習や懇談会などの出前講座を、バリアフリー教育やバリアフリー研修を要望する学校等に対して実施します。	都市づくり推進課	—
道徳教育の推進	道徳教育は児童生徒の道徳性を養うため、道徳科の授業を要として、学校の教育活動全体を通して行います。	教育指導課	教育振興計画
道徳教育の推進	児童生徒の実態や家庭、地域の状況を踏まえ、中学校区で9年間の系統性のある全体計画及び年間指導計画を作成し、校区の重点目標を明確にして教育活動を推進します。	教育指導課	教育振興計画

第3章 施策の展開

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
道徳教育の推進	道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図り、答えが一つではない問題に児童生徒が自分自身の課題として向き合い、考え、議論する授業づくりを推進します。	教育指導課	教育振興計画
道徳教育の推進	家庭や地域との連携・協力体制を構築し、地域全体で児童生徒の豊かな心を育む道徳教育を推進します。	教育指導課	教育振興計画

(キ) **体育の授業の充実を図るとともに、学校や地域におけるこどもの体力の向上のための取組を推進します。**

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	各学校において体力づくりに関する全体計画を作成し、児童生徒の体力の向上に向けたPDC Aサイクルを確立します。	教育指導課	教育振興計画
運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育むため、「体育科（小学校）」・「保健体育科（中学校）」の授業の充実を図ります。	教育指導課	教育振興計画
運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	運動の楽しさや喜びを実感できる授業の研究を推進します。	教育指導課	教育振興計画
運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	主体的に体を動かす機会の充実を図ることで児童生徒の運動習慣を育みます。	教育指導課	教育振興計画
運動に親しむ機会の充実と体力の向上の推進	地域と連携し、専門的な指導や体を動かす機会の充実を図ります。	教育指導課	教育振興計画

(ク) こども・若者の健康の保持増進を担う養護教諭の支援体制の推進や、健康診断等の保健管理や薬物乱用防止教育など、学校保健を推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 健康教育の充 実・推進	地域や家庭と連携して児童生徒の生活習慣の定着や薬物乱用防止などの心身の健康に関する指導を推進します。	教育指導課 保健給食課	教育振興計画

(ケ) 学校給食の普及・充実や、栄養教諭を中核とした、家庭、学校、地域等が連携した食育の取組を推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
学校給食での栄養管理と食に関する指導	栄養バランスの取れた学校給食を提供するとともに、「食」に関する指導を行うことで、児童・生徒の健康の保持増進を図ります。	保健給食課	健たか21
学校給食を通じた食育の推進	学校給食を通じて、児童・生徒、その保護者を対象に、適切な食事のとり方や望ましい食習慣、季節・行事にちなんだ伝統的な食文化について啓発します。	保健給食課	健たか21
学校給食献立募集	小学6年生、中学1・2年生を対象に栄養バランスのとれた献立を募集し、学校給食の献立に取り入れることで、「食」に関する知識を深めます。	保健給食課	健たか21
学校給食を活用した食情報の発信	学校給食の献立やレシピを市ホームページにて広く市民に紹介することで、家庭での活用と学校給食への関心を高めます。	保健給食課	健たか21
地元産農産物を取り入れた給食の実施	高槻の農家で大切に育てられた農産物を学校給食に使用することで、児童・生徒が食材の生産から流通、消費までを学習する機会とし、食べ物への感謝の心と食べることへの興味を高めます。	保健給食課	健たか21
【再掲】 健康教育の充 実・推進	児童生徒が食に関する知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、「食に関する指導の全体計画」に基づき、学校教育活動全体を通じた指導を推進します。	教育指導課 保健給食課	教育振興計画

第3章 施策の展開

イ 居場所づくり

(ア) こども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものであるが、その場を居場所と感じるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進します。その際、こどもの居場所を新たにつくっていくことに加え、すでに多くのこども・若者の居場所となっている児童館、子ども会、こども食堂や学習支援の場など地域にある多様な居場所、公民館や図書館などの社会教育施設などについても、こども・若者にとってよりよい居場所となるよう取り組みます。こうした点を含め、誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こどもの居場所づくりに関する指針に基づき、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 公民館における 青少年講座の開催	公民館において、青少年講座を開催し、青少年に学習、成果発表の機会を提供します。	城内公民館	青少年計画
【再掲】 本に出会う場・ 機会の充実	子育て支援センターや公民館等への児童書の配架等を行う「まちごと『子ども図書館』事業」や、公民館等で予約した市立図書館の資料の受取などを行う「まちごと図書館事業」を推進することで、子どもの読書環境の整備を行います。	中央図書館	子ども読書計画
【再掲】 子ども食堂運営 支援事業	市内で子どもの居場所づくり及び子どもを見守る環境を整備することを目的に、子ども等に対して食事の提供等を行う子ども食堂の運営主体に対し、運営に要する費用の一部を補助します。	子ども育成課	—
こども会連合会	高槻市こども会連合会とともに育成者を対象とした研修を行い、資質の向上を図ります。また、高槻市こども会連合会の行う事業を支援することにより、青少年の健全育成の推進を図ります。	青少年課	青少年計画
青少年の活動拠点の提供	青少年交流施設において、放課後の活動場所や学習機会を提供することで、青少年相互の交流の促進を図り、社会性を培っていくための支援を行います。	青少年課	青少年計画

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
見守り付き校庭開放	小学生の放課後の居場所づくりを推進するため、「見守り付き校庭開放」を市立小学校で実施します。	青少年課	—
【再掲】 放課後子ども教室推進事業	学習支援や多様な体験プログラム、スポーツ活動等を通じた子ども達の生きる力を育む体験や学びの場づくりを推進します。	教育総務課	教育振興計画

(イ) 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブの受け皿整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保し、待機児童の早期解消を図るとともに、学校施設の利用促進の観点も含め首長部局・教育委員会等の連携を促進する等の放課後児童対策に取り組めます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。	子ども育成課	子育て計画

第3章 施策の展開

ウ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

(ア) こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ります。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
小児救急医療体制の確保	小児科医師の確保や検査体制の整備等、小児救急医療体制の確保・維持に向けた必要な取組を進めます。	健康医療政策課	子育て計画

(イ) 小児医療の関係者と成育過程にある者に対する医療、保健、福祉、教育等の関係者等との連携体制の構築を図り、医療的ケア児やその家族も含めた支援体制を確保する等、地域のこどもの健やかな成育の推進を図ります。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会のワーキング等を活用して設置した関係機関の協議の場を、定期的開催し、関係機関等が連携を図るための協議を進めます。また、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、大阪府医療的ケア児支援センターとの連携を図りながら、地域における医療的ケア児のニーズ把握や必要に応じた関係機関との調整等に努めます。	子育て総合支援センター	障がい福祉計画
【再掲】 小中学校就学援助医療通院費助成事業	学校保健法に基づき、学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令に定めるものについて必要な治療費の援助を行います。	保健給食課	—

エ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

(ア) こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き、地域の課題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達の程度等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
若年層選挙啓発事業	選挙への意識の向上を目的として、市内の小中学校及び高等学校の児童及び生徒を対象に「明るい選挙啓発ポスターコンクール」を実施するほか、依頼のあった市内の高等学校や支援学校に出向き、講義や模擬投票を行います。また、年齢が18歳になり、新たに有権者となった方に対し、選挙啓発のメッセージカードを送付します。	選挙管理委員会事務局	—
キャリア教育・シティズンシップ教育の推進	社会の仕組みを理解し、公共の福祉に配慮できる成熟した社会人としての資質・能力を育成します。	教育指導課	教育振興計画

(イ) こども・若者が消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、教育機関や関係団体との連携・協働による消費者教育の推進を図ります。金融経済教育の機会の提供に向けた取組を推進するための体制を整備し、金融経済教育の更なる充実を通じて、こども・若者の金融リテラシーの向上に取り組めます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】消費生活教育・啓発事業	市民一人ひとりが「自立した消費者」として、時代や社会の変化に応じた消費生活に関する知識と適切な行動がとれる実践的な能力を身につけられるよう、情報提供や学びの場の提供を行います。	消費生活センター	青少年計画

第3章 施策の展開

(ウ) 様々な仕事・ロールモデルに触れる機会、社会人との交流の場、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、子ども・若者が自らのライフデザインを描けるよう、意識啓発や情報提供に取り組みます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 オープンたかつ きの実施	市・観光協会・商工会議所が主体となり、事業者や商業団体、大学等と連携して多彩な体験交流型観光プログラムを実施します。	観光シティセールス課	産・観ビジョン

オ いじめ防止

(ア) 首長部局と教育委員会が連携し、国公立の全ての学校において、いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等における子ども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化します。加えて、いわゆる「ネットいじめ」に関する対策の推進を図ります。また、全ての子どもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
生徒指導の推進	「高槻市いじめ防止基本方針」を踏まえて各学校が策定した「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止や早期発見・早期対応をいじめ対策委員会を中心に、組織的・計画的に推進します。	教育指導課	教育振興計画

(イ) いじめの被害児が加害児でもあったり、加害の背景に虐待体験があったり、その保護者にも虐待体験があったり経済的困難の問題があったりするなど、その実態や背景の把握、解決に向けた対応は容易ではないことも多く、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えた多面的な見立てと横断的かつ縦断的な手立てや支援を講じます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
生徒指導の推進	いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、児童生徒理解に基づいた組織的な対応を行います。	教育指導課	教育振興計画
生徒指導の推進	学校だけで解決が困難ないじめや暴力行為等の問題行動については、必要に応じて高槻市学校問題解決チームを学校に派遣し、学校の生徒指導体制の再構築に向けた支援を行います。	教育指導課	教育振興計画
はにたんの子どもいじめ110番	小中学生がいじめで悩んでいる友達を見つけたとき、直接メールで情報提供を行い、その情報をもとに学校や専門家が課題解決に取り組みます。	教育指導課	青少年計画

(ウ) 地方公共団体における総合教育会議等を活用した日常的な首長部局と教育委員会との連携促進し、地域におけるいじめ防止対策の体制構築、警察等の外部専門機関との連携促進等に取り組みます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
高槻市いじめ不登校対策協議会	いじめ・不登校の現状や学校での取組例などについて情報共有を図ります。また、学校、地域、保護者などの観点からそれぞれ意見交換を行います。	教育指導課	青少年計画

第3章 施策の展開

カ 不登校の子どもへの支援

(ア) 不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、不登校はどの子どもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考え方とする教育機会確保法の趣旨を踏まえ、全ての子どもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図ります。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 生徒指導の推進	学校と連携した不登校児童生徒支援室（エスペランサ）の運営や不登校等支援員の配置等により、児童生徒の状況に応じた支援を行います。	教育センター	教育振興計画
不登校児童生徒 支援室事業	心理的な要因で不登校状態にある児童・生徒に対し、多様な活動を通して集団生活への適応を促し、社会的自立や学校生活への復帰にむけての指導・支援を行います。	教育センター	青少年計画

(イ) スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校の子どもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
生徒指導の推進	不登校児童生徒の状況や背景等が複雑化、多様化している中、家庭・地域・民間の団体等を含む関係機関と適切に連携を図りながら、児童生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立できるよう支援を行います。	教育指導課	教育振興計画

(ウ) 不登校のこどもの意見も聞きながら、不登校傾向を含めた不登校のこどもの数の増加に係る要因分析を行います。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 高槻市いじめ不登校対策協議会	いじめ・不登校の現状や学校での取組例などについて情報共有を図ります。また、学校、地域、保護者などの観点からそれぞれ意見交換を行います。	教育指導課	青少年計画

キ 校則の見直し

(ア) 校則は、各学校がそれぞれの教育目標を達成するために、学校や地域の状況に応じて、必要かつ合理的な範囲内で定めるものであり、校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいことから、学校に対してその旨を周知するとともに、各地の好事例の収集を行います。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
生徒指導の推進	児童生徒の自己指導能力の育成を目指し、自己決定、自己存在、共感的な関係を基盤とした指導を行うとともに、各学校で児童生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」に取り組み、安心して学校生活を過ごせることを目指します。	教育指導課	教育振興計画

第3章 施策の展開

ク 体罰や不適切な指導の防止

(ア) 体罰はいかなる場合も許されものではなく、学校教育法で禁止されています。また、生徒指導提要等においても、教職員による体罰や不適切な指導等については、部活動を含めた学校教育全体で、いかなるこどもに対しても決して許されないと示されていることを踏まえ、教育委員会等に対する上記趣旨の周知等、体罰や不適切な指導の根絶に向けた取組強化を推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
生徒指導の推進	体罰や高圧的な指導を根絶し、正しい児童生徒理解を基盤とした粘り強い指導や支援を通して、児童生徒との信頼関係を構築し、自己指導能力を育成するとともに、全ての児童生徒が安心して学ぶことができる環境を確保します。	教育指導課	—

ケ 高校中退の予防、高校中退後の支援

(ア) 高校を中退したこどもが高校卒業程度の学力を身に付けることができるよう、学習相談や学習支援を推進します。地域若者サポートステーションやハローワーク等が実施する支援の内容について、学校が高校を中退したこどもに情報提供を行うなど、就労支援や復学・就学のための取組の充実を図ります。 高校を中退したこどもの高校への再入学・学びを支援します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
地域若者サポートステーション等の関係機関との連携	地域若者サポートステーションや障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、ニート・ひきこもりを含む若年者や、障がい者を対象に支援を行います。	生活福祉支援課 福祉相談支援課	就労支援計画

(3) 青年期

ア 高等教育の修学支援、高等教育の充実

(ア) 若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンス確保できるように、高等教育段階の修学支援を着実に実施します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 生活困窮世帯等への進学等への相談支援	生活保護受給世帯及び生活困窮世帯の子どもの大学等への進学に向け、費用に関する相談や助言、奨学金貸付制度の紹介等、子どもの進学に向けた支援を実施します。	福祉相談支援課 生活福祉総務課 生活福祉支援課	—
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施	ひとり親家庭等に対して、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供・相談を積極的に行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施します。	子ども育成課	ひとり親計画
【再掲】 奨学金貸付事業	経済的理由により、高校・大学等の修学が困難な者に高槻市奨学金の貸付を行います。	保健給食課	—

(イ) 大学等における学生の自殺対策などの取組や、障がいのある学生への支援を推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 子ども・若者の自殺対策の推進	市内の大学生等を対象にメンタルヘルス、セルフケアに関する講義を行い、こころの健康づくりを進めるとともに、若者同士の気づきあいの力を高め、自殺予防の相互作用を図ります。 また、子ども・若者等の相談内容に応じて、三島地域若者サポートステーションや障がい者就業・生活支援センター、地域の居場所等の情報提供を行います。	保健予防課	自殺対策計画

第3章 施策の展開

(ウ) 青年期の社会人を始めとする幅広い学習者の要請に対応するための大学等における生涯学習の取組を促します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
けやきの森市民大学の開催	(公財)高槻市文化スポーツ振興事業団と連携し、市内外の大学や研究機関等と各種講座を開催します。	文化スポーツ振興課	文化振興ビジョン
生涯学習センターの管理運営	管理運営を(公財)高槻市文化スポーツ振興事業団へ委任し、適切な管理運営及び施設の維持管理を行い、市民に良好な文化芸術活動の場を提供します。	文化スポーツ振興課	文化振興ビジョン

イ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

(ア) 就職活動段階においては、マッチングの向上等を図ることで、不本意な早期離職を抑制しながら、キャリアの早い段階から新規学卒就職者等が集中的に職業経験を積んで、その後のキャリア形成のための基盤となる職業能力を培うことができるよう支援を行います。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
就職困難者への就労支援(能力及び技能向上・関係機関との連携)	求人情報の提供を受けて、高槻市地域職業相談室(ワークサポートたかつき及びハローワーク茨木マザーズコーナー)と連携し雇用・就労に向けた支援を行います。また、就職困難者が自らの技術・技能を高めるための機会の提供や、必要な資格を取得するための講座・研修会への参加を公共職業安定所と連携し支援します。	生活福祉支援課 福祉相談支援課 子ども育成課	就労支援計画

(イ) 離職する若者が早期に再就職し、その持てる能力を發揮できるよう、キャリア自律に向けた支援を行います。また、ハローワークや地域若者サポートステーション等による若者への就職支援に取り組みます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 地域若者サポートステーション等の関係機関との連携	地域若者サポートステーションや障がい者就業・生活支援センター等の関係機関と連携し、ニート・ひきこもりを含む若年者や、障がい者を対象に支援を行います。	産業振興課 生活福祉支援課 福祉相談支援課	就労支援計画

ウ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

(ア) 子ども・若者総合相談センターなど、ニートやひきこもりの状態にあったり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談体制の充実を図ります。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
生活困窮者自立支援相談	仕事・健康・人間関係などさまざまな問題で生活に困っている方に対して、相談支援員や就労支援員がどうしたらいいかを一緒に考え、各種関係機関と連携しながら課題解決に向けてのサポートを行います。	福祉相談支援課	青少年計画
障がい者雇用相談	障がい者及び事業主からの雇用・就労に関する相談に対して、専門相談員（精神保健福祉士等）が適切な助言・指導を行います。	産業振興課	就労支援計画
【再掲】 青少年相談	教育・子育てに関する不安や悩み、家庭や学校、進路、人間関係などについて、電話または面接による相談を行います。また、青少年の悩みに応じた専門機関等の紹介を行います。	青少年課	青少年計画
ひきこもり等青少年庁内連絡会議	ひきこもり等青少年の支援に取り組むため、支援に係る庁内関係課の取組等の連携や情報の共有を図るとともに、国・府等の施策の情報共有を行います。	青少年課	青少年計画

第3章 施策の展開

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

ア 幼児教育・保育の無償化や高校等の授業料支援、高等教育段階の修学支援など、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
幼児教育・保育の無償化	子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、保育所等を利用する最年長の子供を第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無料となります。	保育幼稚園事業課	—
学校給食費無償化	高槻市立小中学校に在籍する児童及び生徒の給食費を恒久的に無償としています。	保健給食課	—

イ 教育費の負担が理想の子ども数を持たない大きな理由の一つとなっているとの声があることから、特にその負担軽減が喫緊の課題とされる高等教育について、授業料等減免や奨学金制度の充実、授業料後払い制度（いわゆる日本版HECS）の本格導入など、更なる支援拡充を検討し、必要な措置を講じます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 奨学金貸付事業	経済的理由により、高校・大学等の修学が困難な者に高槻市奨学金の貸付を行います。	保健給食課	—
【再掲】 小中学校就学援助事業	経済的理由により就学困難と認められる市立小中学校の児童生徒の保護者に対して、学用品費等の補助を行います。	保健給食課	—

ウ 児童手当について、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化し、拡充します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 児童手当の支給	父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、同手当を支給します。	子ども育成課	子育て計画

エ 地方公共団体の取組を妨げない措置により、医療費等の負担軽減を図ります。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
子ども医療費助成	0歳から18歳の児童を対象として、医療費を助成します。なお、令和7年4月診療分から、対象者児童の保険診療に係る医療費及び入院時食事療養費を無償化します。	子ども育成課	子育て計画

第3章 施策の展開

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

ア 地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全ての子どもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。子育て当事者の気持ちを受け止め、寄り添いながら、オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供を行います。子どもとの親としての関わりの工夫や体罰等が子どもに与える悪影響等を親に伝えるなど、体罰によらない子育てに関する啓発を進めます。一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組を推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点、その他の場所において一時的に預かり、必要な保育を行います。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課 子育て総合支援センター	子育て計画
【再掲】 市立認定こども園・保育所・幼稚園の地域開放	市立認定こども園・保育所・幼稚園の園庭や部屋を未就園児やその保護者に開放し、園児との交流や親子で楽しめる催し等を行うことで、交流を促進します。また、子育て情報を発信し、子育ての悩みや相談に応じることで育児不安の解消に取り組み、また、子育て支援ボランティアによる「遊ぼう会」「お話し会」等の活動を推進します。	保育幼稚園総務課	子育て計画
各種機関における子育てについての情報提供	地域の関係機関とも連携し、子育て支援についての情報を収集・提供します。広報誌やホームページへの掲載や、子育て情報に関するパンフレット等を作成・配布する等、情報を積極的に提供します。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課 子育て総合支援センター	子育て計画
専門職による妊娠・出産・育児の総合相談、保健指導	妊娠期から出産・育児期にわたる、発育や育児、栄養等の各種相談に対して、専門職による助言・指導を行い、あわせて地域の関係機関等と連携し、切れ目ない支援の充実に努めます。	子ども保健課	子育て計画
地域子育て支援拠点事業	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。	子育て総合支援センター	子育て計画

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 ファミリー・サ ポート・センタ ー事業	子育ての援助が必要な人と援助ができる人が 会員となり相互の援助活動を行うファミリー・ サポート・センター事業を実施します。また、 会員の増加に向けた広報に取り組みます。	子育て総合支援センター	子育て計画
子育て総合支援 センター（カン ガルーの森）事 業	子育て支援センター・つどいの広場を統括す るとともに、子育て支援の拠点施設として、子 育て支援に関する研修・研究、情報発信、交 流、相談等の事業を推進します。	子育て総合支援センター	子育て計画
子育てサークル の支援	子育てサークルづくりやサークル活動を支援 し、活動の場所の提供を行います。	子育て総合支援センター	子育て計画
子育て情報の発 信	多様な子育て支援サービス情報（各種サービ ス、施設案内、相談窓口、サークル紹介等）を 一元化し、情報提供や発信を行い、市民の利便 性の向上とサービス利用の円滑化を図ります。 子育て関係機関の案内等を掲載した子育て情報 誌の発行、ホームページ「WA I WA I カフ ェ」の内容の充実による情報発信等を行います。	子育て総合支援センター	子育て計画
【再掲】 養育支援訪問事 業（子育て相談 訪問事業）の実 施	乳児家庭全戸訪問事業の実施等により把握し た保護者の養育を支援することが特に必要と認 められる児童等に対し、その養育が適切に行わ れるよう、当該児童等の居宅において、養育に 相談、指導、助言その他必要な支援を行いま す。	子育て総合支援センター	子育て計画
【再掲】 児童家庭相談	保健師・保育士・心理職等の専門職員を配置 し、18歳未満の子どもに関する児童家庭相談 を行います。相談により、保護者の育児不安・ 負担感の軽減を図り、児童虐待等の未然防止に 努めます。あわせて、地域における関係機関等 との連携を図り、支援します。	子育て総合支援センター	子育て計画
子育て世代割引 運賃制度（こう のとりパス・か るがもパス）	かるがもパス（乳児保護者等特別運賃制度） 及びこうのとりパス（妊婦特別運賃制度）を交 付し、運賃割引を行うことにより、子育て世代 の移動を支援します。	交通部総務企画課	市営バス経営戦略

第3章 施策の展開

(3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

ア 家庭内において育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・子育てを推進します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
職場における固定的役割分担意識の解消	男女比率が偏った職場とならないよう、あらゆる職場への両性の配置に努めます。	人事企画室	男女計画
均等な機会と待遇の確保	事業所の男女共同参画への取組を促すため、公共調達における総合評価落札方式を実施する際に、男女共同参画に関する取組を推進する企業に加点評価するよう取り組みます。 企業等に対し、男女雇用機会均等法の履行確保、積極的取組や好事例などを周知・啓発します。	人権・男女共同参画課 産業振興課	男女計画
多様な働き方への支援	女性の企業や再就職のためのセミナーや情報提供を行います。	人権・男女共同参画課	男女計画
【再掲】 放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に、適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。	子ども育成課	子育て計画
【再掲】 待機児童解消 (保育所等)	計画に基づき、必要な基盤整備を行っていきます。また、保育士の就職支援や相談などを行う「保育士・保育所支援センター」を実施し、保育所や認定こども園における安定的な人材確保を図ります。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課	子育て計画
休日保育事業	就労形態が多様化している中で、日曜日・祝日等の保育ニーズに対応するため、休日保育事業を実施します。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課	子育て計画
高槻認定こども園分室事業（年度利用保育）	保育の必要性が高いにもかかわらず、入所できない児童を臨時的に預かる事業です。市外からの転入や育児休業明けなどの保育需要に対応します。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課	子育て計画

イ 職場の文化・雰囲気を変革的に変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていきます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 職場における固 定的役割分担意 識の解消	男女比率が偏った職場とならないよう、あらゆる職場への両性の配置に努めます。	人事企画室	男女計画
職場におけるハ ラスメントの防 止	庁内におけるハラスメントの防止に向けて、市職員に対して研修等による啓発を行うとともに、「高槻市職員のハラスメント防止等に関する要綱」に基づき、ハラスメント防止委員会と相談窓口を設置し、発生した事案について早期解決に取り組みます。	人事企画室	男女計画
父親の子育て参 加の啓発	子育て総合支援センターやつどいの広場等で、父親の子育て参加に関する啓発のための講習会等を開催します。	子育て総合支援センター	子育て計画
【再掲】 均等な機会と待 遇の確保	事業所の男女共同参画への取組を促すため、公共調達における総合評価落札方式を実施する際に、男女共同参画に関する取組を推進する企業に加点評価するよう取り組みます。 企業等に対し、男女雇用機会均等法の履行確保、積極的取組や好事例などを周知・啓発します。	人権・男女共同参画課 産業振興課	男女計画
職場における固 定的役割分担意 識の解消	勤労者等の権利等を保護する法律に関するセミナーの実施を通じた啓発を行います。	産業振興課	男女計画

第3章 施策の展開

(4) ひとり親家庭への支援

ア ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組みます。また、こどもに届く生活・学習支援を進めます。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
子どもの貧困対策に関する連携の強化	ひとり親家庭等を含む子どもの貧困対策について、子どもの未来を応援するための庁内対策会議をはじめとする関係部署の連携を強化します。	子ども育成課	ひとり親計画
【再掲】 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務	ひとり親家庭等に対して、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供・相談を積極的に行うほか、プライバシーの保護に配慮した適正な貸付業務を実施します。	子ども育成課	ひとり親計画
児童扶養手当に関する情報提供及び給付業務	ひとり親家庭の親に対して、児童扶養手当制度に関する情報提供を積極的に行うほか、プライバシーの保護に配慮した給付業務を実施します。	子ども育成課	ひとり親計画
ひとり親家庭医療費助成制度に関する情報提供及び医療費助成	ひとり親家庭に対して、ひとり親家庭医療費助成制度に関する情報提供を積極的に行うほか、プライバシーの保護に配慮した医療費助成を実施します。なお、令和7年4月診療分から、対象者児童の保険診療に係る医療費及び入院時食事療養費を無償化します。	子ども育成課	ひとり親計画
JR通勤定期乗車券割引に関する情報提供及び証明書交付	児童扶養手当を受給している世帯に対して、JR通勤定期乗車券の割引に関する情報提供を行い、割引のための証明書を交付します。	子ども育成課	ひとり親計画
【再掲】 ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等がその親の修学や疾病等の事由により一時的に家事、育児等の日常生活に支障が生じた場合等に、多様なニーズ、時間帯に応じて家庭生活支援員を派遣し、または家庭生活支援員の居宅等において、児童の世話等日常生活の支援を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施します。	子ども育成課	ひとり親計画

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 ひとり親家庭等 生活向上事業の 実施	ひとり親家庭等の生活の向上を図るために、 家計管理、子どもの育児や養育費等に関する講 習会の開催や個別相談を実施します。	子ども育成課	ひとり親計画
学童保育室の優 先的利用の推進	就業や求職活動、職業訓練を十分に行うこと ができるよう、ひとり親家庭の児童が優先的に 利用できるような取り組みを推進します。	子ども育成課	ひとり親計画
公営住宅の積極 的活用の推進等	府営住宅の福祉世帯向け募集についての情報 提供を積極的に行うとともに、母子及び父子並 びに寡婦福祉法に基づく公営住宅における配慮 について関係機関等に働きかけます。	子ども育成課	ひとり親計画
【再掲】 母子家庭等就 業・自立支援セ ンター事業	就業に関する専門的な知識や相談経験のある 者による就業相談や就業支援講習会の実施、就 業情報の提供等の一貫した就業支援サービスの 充実を図り実施します。	子ども育成課	ひとり親計画
【再掲】 自立支援教育訓 練給付金事業	市長が指定する教育訓練講座を受講したひと り親家庭の親に対して、講座修了後に入学料及 び受講料の一部を支給することで就業を支援し ます。	子ども育成課	ひとり親計画
【再掲】 高等職業訓練促 進給付金等事業	看護師等の経済的自立に効果的な資格を取得 するために養成機関で修業し、就業及び育児と 修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減 を目的として給付金を給付することで、安定し た修業環境を提供します。	子ども育成課	ひとり親計画
【再掲】 ひとり親家庭高 等学校卒業程度 認定試験合格支 援事業	ひとり親家庭の親及びその児童が高等学校卒 業程度認定試験の合格を目指す場合において、 民間事業者などが実施する対策講座の受講費用 の一部を支給することで学び直しを支援しま す。	子ども育成課	ひとり親計画
【再掲】 母子・父子自立 支援プログラム 策定事業	児童扶養手当受給者等の状況やニーズ等に対 応した自立支援プログラムを策定します。これ に基づきハローワークとの連携を図り、生活保 護受給者等就労自立促進事業を活用しながら、 きめ細かで継続的な自立・就業支援を実施する ことでひとり親家庭の自立を促進します。	子ども育成課	ひとり親計画

第3章 施策の展開

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
技能習得期間中の生活資金貸付制度の活用	公共職業能力開発施設等における技能習得期間中の生活保障のため、母子・父子・寡婦福祉資金（生活資金）の貸付を実施することで、生活の安定を図ります。	子ども育成課	ひとり親計画
ひとり親家庭等の状況に応じた就業支援（ハローワーク等との連携）	母子・父子自立支援員により、児童扶養手当の申請を行う際等に、ハローワーク等と連携して、求人情報の提供や、就職・能力開発に関する相談等を行い、ひとり親家庭等の就業を支援します。	子ども育成課	ひとり親計画
公共的施設におけるひとり親家庭等の雇用の促進	母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく、公共的施設におけるひとり親家庭等の雇用の促進を図ります。	子ども育成課	ひとり親計画
母子・父子福祉団体等への優先的な事業発注等の推進	母子・父子福祉団体等への売店等の優先許可や市等の機関による清掃業務の委託等について優先的な事業発注を推進します。	子ども育成課	ひとり親計画
母子家庭の母等の雇用に関する啓発活動等・情報提供	雇用主に対して母子家庭の母等の雇用について理解を深めてもらうための啓発活動や、母子家庭の母等の就業の促進に向けた協力の要請を積極的に推進するとともに、国における就業促進に関する各種制度の紹介を行います。	子ども育成課	ひとり親計画
母子・父子福祉団体、NPO等に対する支援	無料職業紹介事業を行う母子・父子福祉団体やNPO等に対し、ハローワークや福祉人材センターと連携しつつ、求人情報の提供等を母子家庭等就業・自立支援センター事業を活用して実施します。	子ども育成課	ひとり親計画
母子・父子福祉団体が行う事業に対する支援	母子・父子福祉団体が、母子家庭の母等の福祉の増進を図るための事業（社会福祉事業、無料職業紹介事業、労働者派遣事業等）を行う場合について母子・父子・寡婦福祉資金貸付金制度を活用し、支援します。	子ども育成課	ひとり親計画
母子・父子福祉団体等の受注機会の増大への配慮	母子・父子福祉団体等が、母子家庭の母等の就業の促進につながる業務をより多く受注できるよう、地方自治体が物品やサービスを購入する場合には予算の適正な使用に留意しつつ、適切な配慮を行います。	子ども育成課	ひとり親計画

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
特別保育事業の充実	親が仕事と子育ての両立ができるよう、延長保育、一時預かり、病児・病後児保育・休日保育事業等のきめ細かな保育サービスの提供に努めます。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課	ひとり親計画
保育料の優遇措置に関する情報提供及び軽減	未婚を含むひとり親家庭の親に対して、保育料の優遇措置に関する情報提供を積極的に行い、保育料の軽減を実施します。	保育幼稚園事業課	ひとり親計画
保育所等優先利用の推進	就業や求職活動、職業訓練を十分に行うことができるよう、ひとり親家庭の児童が保育所等を優先的に利用することができるような取組みを推進します。	保育幼稚園事業課	ひとり親計画
【再掲】 ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助が必要な人と援助ができる人が会員となり相互の援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業を実施します。また、会員の増加に向けた広報に取り組みます。	子育て総合支援センター	子育て計画
子育て短期支援事業	児童を養育している家庭の保護者の疾病その他の事由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や仕事やその他の事由により、平日の夜間または休日に不在になり、家庭において児童を養育することが困難になった場合等に、児童養護施設等において一定期間、児童の養育・保護を行う事業を実施します。	子育て総合支援センター	子育て計画
【再掲】 家庭学習支援事業	小学生5、6年生と中学生を対象に、休日を使って学習の場を提供し、児童生徒の学力向上、学習習慣の定着及び学ぶ意欲の向上などを図るとともに、民間企業と連携して、児童生徒一人一人の学力や目標に合わせて、学習を支援します。	教育指導課	青少年計画

第3章 施策の展開

イ 別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、**相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化します。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行います。**

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
母子・父子・寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦に対して、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度に関する情報提供を積極的に実施します。	子ども育成課	ひとり親計画
児童扶養手当窓口における相談、情報提供等適切な自立支援	児童扶養手当窓口において、母子・父子自立支援員等による就業等に関する相談、情報提供を積極的に行うと同時に、相談時間にも配慮し、ひとり親家庭等に対する適切な自立支援を実施します。	子ども育成課	ひとり親計画
母子・父子福祉推進委員による地域における相談体制の充実	市内の小中学校区毎に設置している母子・父子福祉推進委員による母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の身の回りの困難事や悩み事の相談などを行います。	子ども育成課	ひとり親計画
情報提供活動の推進	ひとり親家庭等に対し、子育てや子どもの学習支援等に関する情報について、行政（児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等）や関係団体による情報提供活動を推進します。	子ども育成課	ひとり親計画
各種専門相談及び関係部署との連携強化	支援を必要とするひとり親家庭等が相談窓口に確実につながるよう、各種専門相談（ひとり親家庭相談、法律相談、女性相談など）の情報提供・活用を行うとともに、関係部署の連携を強化します。	子ども育成課	ひとり親計画

ウ 子どもにとって不利益が生じることのないよう、子どもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図ります。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
広報・啓発活動の推進	養育費の負担は子どもを持つ親としての義務であるという社会的な気運を高めるために、養育費の支払いや養育費及び面会交流の取決めに関する広報・啓発活動を推進します。	子ども育成課	ひとり親計画
【再掲】 母子家庭等就業・自立支援センター事業を充実し実施	就業支援と併せて関係機関と連携を図りながら、ひとり親家庭等の地域生活の支援や養育費や面会交流の取決めを促進するための専門相談を行う事業の充実を図ります。	子ども育成課	ひとり親計画
情報提供活動の推進	ひとり親家庭に対し、養育費取得手続、相談窓口などについて、行政（児童扶養手当窓口、婚姻・離婚届窓口等）や関係団体による情報提供活動を推進します。	子ども育成課	ひとり親計画
養育費の履行確保等支援事業	養育費の継続した履行確保を図るため、ひとり親家庭に対し養育費の取決めのための公正証書等の作成費用や、保証会社との保証契約における費用の支援を行います。	子ども育成課	—

第3章 施策の展開

4 こども施策の共通の基盤となる取組

(1) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

ア 幼児教育や保育に携わる者、教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、社会教育に携わる者、青少年教育施設の職員、児童相談所や児童福祉施設等の職員及び里親、障がい児支援に携わる者、民生委員・児童委員、保護司、地域でこども・若者や子育てへの支援を担っているNPO等の民間団体の職員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、専門性の向上を図ります。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
地域福祉活動を支える人材づくり研修の実施	社会福祉協議会と合同で、地域での支え合いの取組を推進することを目的として、地域で福祉活動に携わる人や専門職のネットワーク強化等のための研修を実施します。また、研修の実施にあたっては、「地域福祉会館」の研修室を活用し、研修の充実に努めます。	地域共生社会推進室	地域福祉計画
【再掲】指導監督、訪問指導等の実施及び教育・保育人材の育成	教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者並びに子ども・子育て支援施設等に対し、定期的に指導監督、訪問指導等を実施します。また、高槻子ども未来館の子育て支援人材育成施設において、教育・保育の研究や幼稚園教諭及び保育士等を対象とした研修を行うことで、教育・保育人材を育成し、教育・保育その他の子ども・子育て支援の質の向上に努めていきます。	保育幼稚園指導課 子育て総合支援センター 保育幼稚園総務課	子育て計画
教職員の資質・能力の向上	キャリアステージに応じた専門性を高める多様な研修を実施するなど、学び続ける教職員を支援し、教職員の資質・能力の向上を推進します。	教育センター	教育振興計画

イ 地域における身近なおとなや若者など、ボランティアやピアサポートができる人材など多様な人材を確保・育成します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
子育て支援ボランティアの育成	地域に密着した支援活動の充実を図るため、ボランティア育成講座を開催し、子育て支援ボランティアの活動を推進します。	子育て総合支援センター	子育て計画

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
学生ボランティアの育成	子育て支援や教育関係への進路を希望する学生の資質向上に向け、つどいの広場・子育て総合支援センターへの視察等、ボランティア活動を広く受け入れます。	子育て総合支援センター	青少年計画

ウ こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる民間団体同士、行政機関と民間団体の連携強化を図ります。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
子育て支援ネットワークの充実	子育て支援に関わる各団体等との連絡調整会議を中心に、団体や関係機関との連携を図ります。	子育て総合支援センター	子育て計画

第3章 施策の展開

(2) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

ア 教育・保育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用等の関係機関・団体が密接に情報共有・連携を行う「横のネットワーク」と、義務教育の開始・終了年齢や、成年年齢である18歳、20歳といった特定の年齢で途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制として、地方公共団体の教育委員会や福祉部局、学校・園、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童発達支援センター、児童家庭支援センター、児童相談所、こども家庭センター、子ども・若者総合相談センター、医療機関（産婦人科、小児科、精神科、歯科等の医療機関及び助産所）、こども・若者や子育て当事者の支援に取り組む民間団体等の連携を図るため、要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会を活用し、その機能を強化し連携させます。各地の協議会間の連携（ネットワークのネットワーク）による全国的な共助体制の構築を図ります。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
コミュニティソーシャルワーク事業の拡充	地域において、アウトリーチや本人・世帯に寄り添う伴走型の相談支援を行うコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が、制度の狭間や複合化する生活課題、地域住民の相談等に対応するため、「福祉のまちかど相談」などの取組において、地域で活動する団体や関係機関等との連携・協力の一層の充実を図り、地域共生社会の実現にかかる包括的な支援体制の整備を進めていきます。	地域共生社会推進室	地域福祉計画
多機関協働ネットワークの推進	包括的な相談支援体制の整備に向けて、多機関協働を進めるため、社会福祉協議会と共に、各機関の関係構築を進めるなど、ネットワークづくりの支援と強化を図っていきます。	地域共生社会推進室	地域福祉計画
全庁的な相談支援体制の強化	福祉相談支援課において、高齢者・障がい者・生活困窮者に対する相談業務を集約し、ワンストップで対応します。また、児童等の各相談支援窓口の連携により、全庁的な相談支援体制の強化を図っていきます。	福祉相談支援課 各担当課	地域福祉計画

イ こども家庭センターの全国展開を図るとともに、こども家庭センターと子ども・若者総合相談センター等を連携させ、こども・若者や子育て当事者の相談支援を強化します。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 こども家庭センターの設置	<p>子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭相談支援拠点（児童福祉）の設立意義や機能を維持した上で、それぞれの施設内に「こども家庭センター」の機能を配置し、双方の機能の一体的な運用を行います。</p> <p>すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、母子保健・児童福祉の両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた切れ目のない対応など、一体的に相談支援を行います。</p>	<p>子ども保健課 子育て総合支援センター</p>	—

第3章 施策の展開

(3) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

ア 制度があっても現場で使いづらい・執行しづらいという状況にならないよう、「こども政策DX」を推進し、プッシュ型通知や、デジタル技術を活用した手続等の簡素化、データ連携、様々な手続をワンストップで行うことができる窓口の整備、申請書類・帳票類の簡素化・統一化などを通じ、子育て当事者等の利便性向上や子育て関連事業者・地方公共団体等の手続・事務負担の軽減を図ります。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
こども政策DXの推進	こども・子育てに関する政策や行政手続のデジタル化を進め、子育て家庭等による各種手続きの利便性の向上を図るとともに、本市の業務効率の向上に取り組みます。	市民課 子ども育成課 保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課 子ども保健課 子育て総合支援センター	—

イ こども・若者や子育て当事者に必要な情報や支援が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような一覧性が確保された情報発信、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報、制度や支援の利用について気軽に問い合わせができるオンラインでの支援など、情報発信や広報を改善・強化するとともに、手続等の簡素化等を通じた利便性の向上を図ります。

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 各種機関における子育てについての情報提供	地域の関係機関とも連携し、子育て支援についての情報を収集・提供します。広報誌やホームページへの掲載や、子育て情報に関するパンフレット等を作成・配布する等、情報を積極的に提供します。	保育幼稚園総務課 保育幼稚園事業課 子育て総合支援センター	子育て計画
【再掲】 母子健康手帳アプリ	アプリのプッシュ機能を活用した情報発信を行うことで、妊産婦の状況や乳幼児の月齢に応じて必要な子育て情報をピンポイントで発信するなど、妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援の一層の充実を図ります。	子ども保健課	—

取組・事業	内容	担当所属	主たる個別計画
【再掲】 子育て情報の発信	多様な子育て支援サービス情報（各種サービス、施設案内、相談窓口、サークル紹介等）を一元化し、情報提供や発信を行い、市民の利便性の向上とサービス利用の円滑化を図ります。子育て関係機関の案内等を掲載した子育て情報誌の発行、ホームページ「WA I WA I カフェ」の内容の充実による情報発信等を行います。	子育て総合支援センター	子育て計画